

第6次 柴田町総合計画

後期基本計画

笑顔があふれ 誇りと愛着を育む 花のまち

令和5年3月

宮城県 柴田町

「緑豊かなガーデンシティの創造」に向けて

柴田町では、平成31年3月に策定した第6次柴田町総合計画基本構想に基づき、将来像を「笑顔があふれ 誇りと愛着を育む花のまち」と定め、美しく元気で賑わいのあるまちづくりを展開してきました。

ここに来て、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による新しい生活様式への転換や働き方の改革、さらにデジタル技術の進展や先端技術の開発によって社会が大きく変わろうとしています。世の中が混沌とし、先行きが不透明な時代となっている中で、柴田町の未来を切り拓いていくためには、町独自の政策を掲げ、まちづくりを担う多くの主体とともに、あるべき柴田町のために行動していくことが求められます。

今回の後期基本計画では、柴田町の未来像を「緑豊かなガーデンシティの創造」としました。コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を軸に、まずは災害リスクの少ない安全安心なまちの基盤を整備し、その上で国内外の多くの人々が緑豊かでおしゃれな街中で出会い、交流し、新たな生活文化を創造する賑わいあふれるまちづくりを推進してまいります。

具体的には、5つの基本目標と、5つの重点プロジェクトを掲げ、急速に進むデジタル化社会や脱炭素・循環型社会へも対応しながら、「歩いて楽しい賑わいのあるまち」「災害リスクの少ない安全安心なまち」「将来を担う子どもたちが健やかに成長するまち」「ウェルビーイングなまち」の実現に向けた施策や事業を体系的に示しました。

今後の町政運営に当たっては、効率的で効果的なサービスが提供できるよう幅広い視点を持ち専門的なスキルを磨き、独自の政策を展開する中で、後期基本計画を着実に実行し、コンパクトで持続可能な柴田町を築いてまいります。

最後に、この計画の策定に当たりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの町民の皆様方、多角的な視点から熱心にご審議いただきました柴田町総合計画審議会、柴田町議会のご理解、ご指導に対して、心から厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

柴田町長



〔目 次〕

第1編 序 論	1
第1章 後期基本計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 第6次柴田町総合計画の構成と期間	2
第2章 計画の基本的視点	4
1 策定についての考え方	4
2 前期基本計画の振り返り	8
3 基本構想の概要	10
4 人口推移の検証	12
第2編 後期基本計画	13
第1章 後期基本計画について	13
1 後期基本計画の目的と計画期間	13
2 基本目標	13
3 施策体系	15
第2章 重点プロジェクトによる取組	16
1 歩いて楽しい街中賑わい創出プロジェクト	17
2 逃げ遅れゼロ推進プロジェクト	19
3 子ども子育てケアネット構築プロジェクト	21
4 里山を基点とした移住・定住促進プロジェクト	23
5 自治体DX戦略推進プロジェクト	25
基本目標1 歩いて楽しい緑豊かなクリエイティブタウンの創造	27
1-1 コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市整備	28
1-2 安全で快適な生活空間の整備	31
1-3 歩きたくなるガーデンシティの創造	33
1-4 SDGs未来都市への挑戦	36
1-5 自然と人が共生できる環境の創造	38
基本目標2 安全で安心な居ごこちの良いまちづくり	40
2-1 地域防災・減災力の向上	41
2-2 交通安全・防犯対策の推進	44
2-3 健康・体力づくりの推進	47
2-4 地域包括ケアシステムの構築と深化	51
2-5 地域コミュニティの再構築	54
2-6 地域公共交通の確保	55

基本目標 3	まちづくりを担う人材の育成と子どもたちの成長支援	56	
3-1	移住・定住の促進	58	
3-2	子ども・子育て支援の充実	60	
3-3	学びを支える教育環境の充実	64	
3-4	子どもたちや青少年の成長支援	68	
3-5	ジェンダーギャップの解消	70	
3-6	生涯学習・スポーツ文化活動の推進	72	
基本目標 4	花のまち柴田のブランド化による稼ぐ力の醸成	76	
4-1	シティプロモーションの推進	78	
4-2	新観光まちづくり戦略の展開	80	
4-3	インバウンド受入体制の再構築	83	
4-4	農業農村の新展開	85	
4-5	地域資源を活用した仕事おこし	88	
4-6	中小企業の活性化による雇用の確保	91	
基本目標 5	デジタル化による自治体イノベーションの推進	93	
5-1	自治体DX戦略の推進	94	
5-2	行政サービスのデジタル化	96	
5-3	G I G Aスクール構想の推進	98	
5-4	参加と協働連携による持続可能な行政運営	100	
5-5	行財政運営・公共施設マネジメントの推進	104	
資	料	編	107
資料 1	総合計画策定に係る基本方針	107	
資料 2	策定経過	113	
資料 3	議会意見	116	
資料 4	柴田町総合計画審議会	118	
資料 5	まちづくりアンケート調査概要	124	
資料 6	まちづくり住民懇談会の概要	135	
資料 7	各種団体ヒアリング実績まとめ	136	
資料 8	パブリック・コメントの概要	137	
資料 9	数値目標一覧	139	

第 1 編 序 論

第 1 編 序 論

第 1 章 後期基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

総合計画は、「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」に掲げる基本理念に基づき、私たちが目指す町のあるべき姿（将来像）を明らかにし、その実現に向けたまちづくりの方針と、基本的な行政の取組を定めた柴田町の最上位に位置付けられた計画であり、町民をはじめ、まちづくりを担う多くの主体とともに進むべき道筋を明らかにするための指針となるものです。

柴田町では、平成 31 年 3 月に今後の町のあるべき姿（将来像）を「笑顔があふれ 誇りと愛着を育む 花のまち」とし、令和 8 年度を目標年次とする「第 6 次柴田町総合計画」を策定し、各種施策や事業を推進してきました。

この間、少子化、長寿社会の進展による加速度的な人口減少や経済規模の縮小、地域活力の低下、新型コロナウイルス感染拡大の影響による新しい生活様式への転換など、これまでの日常を一変させる事態となるなど、町を取り巻く環境は大きく変化しています。

前期基本計画の計画年度が令和 4 年度で終了することを機に、「第 6 次柴田町総合計画」の目標達成に向けてその進捗状況や実績を検証するとともに、町民と行政が連携、協働して地域資源を活かしたまちの活力や魅力を高めていく施策の展開を図り、将来像の実現に向けて、令和 5 年度から令和 8 年度までを計画期間とする後期基本計画を策定しました。

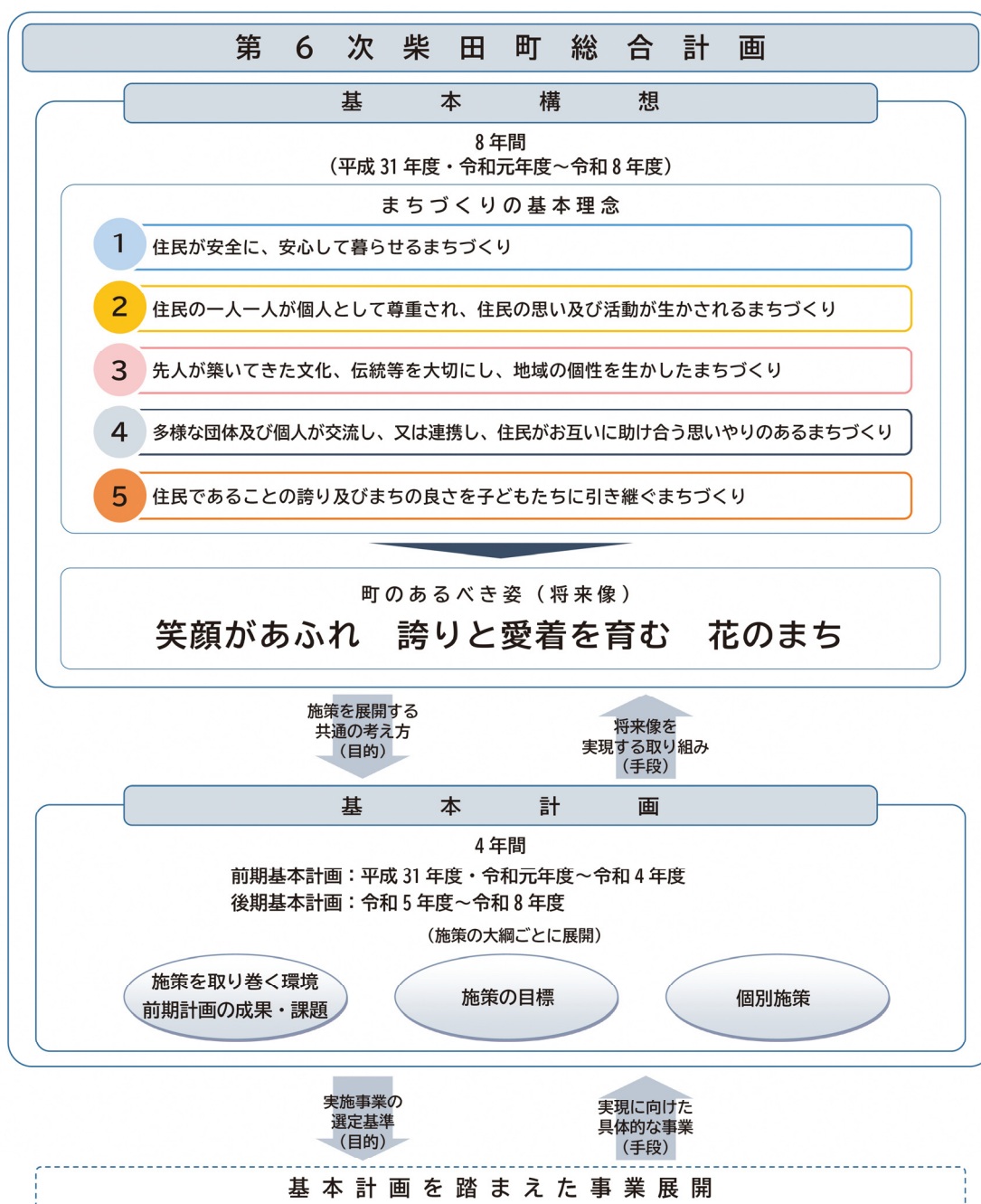
2 第6次柴田町総合計画の構成と期間

(1) 計画の構成

第6次柴田町総合計画は、一定期間変わることのない基本的なまちづくりの方向性を示すものとして「まちづくりの基本理念」と「町のあるべき姿（将来像）」を定め、8年間の「基本構想」としてまとめます。

また、「基本計画」では、時代の変化や町民のニーズに対応し、柔軟な見直しができるよう、その期間を4年間とし、施策ごとに「施策を取り巻く環境」、「施策の目標」、「個別施策」、「数値目標」を示します。

図：計画の構成

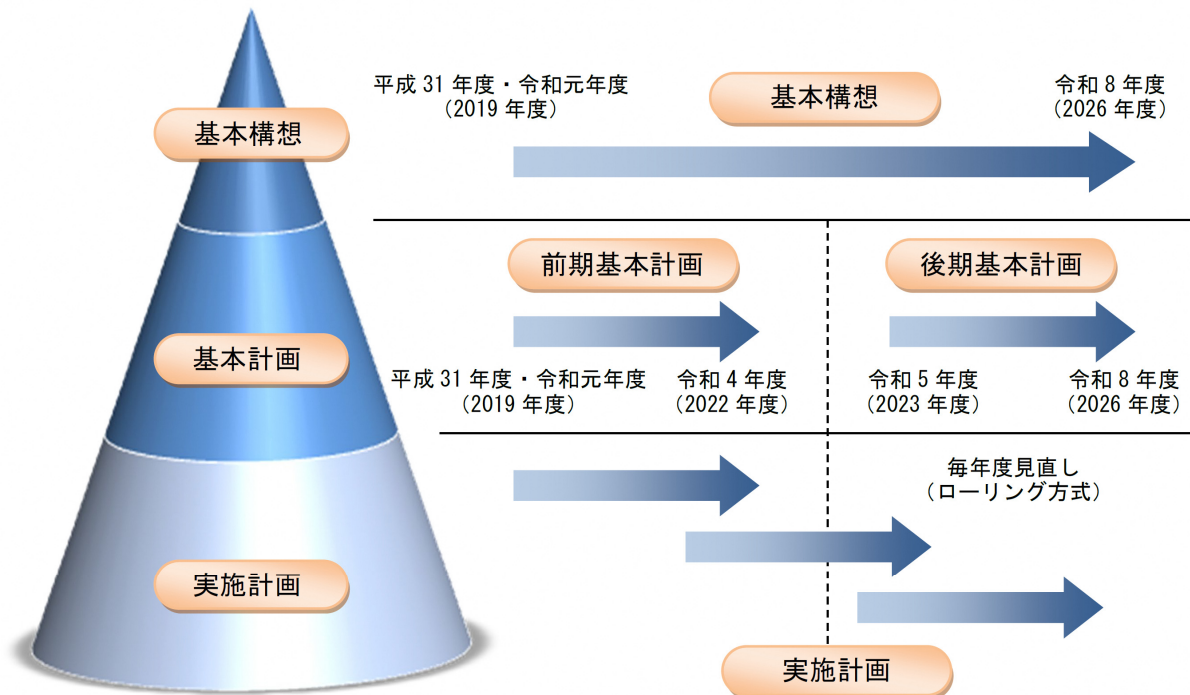


(2) 計画期間

「基本構想」及び「基本計画」の計画期間は以下のとおりです。

[基本構想]	平成31年度・令和元年度(2019)～令和8年度(2026)
[基本計画]	前期 平成31年度・令和元年度(2019)～令和4年度(2022)
	後期 令和5年度(2023)～令和8年度(2026)

図：計画期間



○ 基本構想

目指すまちづくりの「将来像」を定め、その実現のための基本的な考え方・理念を示すもので、計画期間は8年間とします。

○ 基本計画

基本構想で示された「将来像」を実現するための具体的な取組を体系的に示し、どの程度達成されたのかを評価するための「成果指標」を定めます。

また、社会経済情勢の変化に対応するため、計画期間は、前期と後期に区分し、それぞれ4年間とします。

○ 実施計画

基本計画に示された、それぞれの「個別施策」の実効性を具体的に示すもので、毎年の事業実施、予算編成の指針となるものです。

計画期間は4年間とし、毎年度見直し(ローリング方式)を行います。

第2章 計画の基本的視点

1 策定についての考え方

今後のまちづくりを進めるにあたっては、前期基本計画策定時から変化している社会・経済など、時代の変化を的確に把握し、速やかに対応していくことが求められます。

そこで、後期基本計画の策定において留意すべき、町を取り巻く社会情勢（時代認識）についての考え方を整理します。

また、計画の推進にあたっては、本町の施政方針に基づく方向性を反映し、各施策・事業を展開します。

(1) 人口減少・少子化・長寿社会・人生100年時代の到来

わが国の人口は、出生数の減少や死亡者数の増加等を背景に、今後も減少が続くと見込まれており、それに伴う地域や産業の担い手の減少による地域活力の低下などが懸念され、その対応策として、今後の人口規模や世帯構造に応じた取組が求められます。

また、少子化の進行に伴い、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠から出産、子育てに至るまで、切れ目のない支援体制を整えるとともに、*ジェンダーギャップの解消や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、子育てと生活、仕事が両立でき、女性の活躍を後押しできる社会の形成が求められます。

一方で、平均寿命の延伸に伴い、今後わが国は長寿社会、人生100年時代を迎え、健康づくりや介護予防と併せて、高齢者から若者まで、全ての世代が活躍し続けられる社会の実現が求められています。

*ジェンダーギャップ：

男女の違いにより生じる格差のこと。

(2) SDGs（持続可能な開発目標）に関する取組の展開

持続可能性（サステナビリティ）という概念は、より多くの分野で用いられるようになりました。2015年の国連サミットでは、2030年を期限とするSDGsが提唱され、国内においてもその達成に向けて、経済、社会、

環境を巡る広範囲な課題に対する総合的な取組が進められています。

本計画においても、SDGsとの関連性がわかるように、対応するゴールを各施策に表記し、「誰一人取り残さない」という理念のもとにまちづくりを進めていくこととします。



(3) 産業構造・地域経済環境の変化

産業構造においては、生産年齢人口の減少に伴う労働力の確保が課題となっているほか、女性や高齢者の就労促進といった「働き方改革」が進められています。

また、地域経済の動向については、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動の低迷から持ち直しの動きがみられる一方で、円安やウクライナ問題等により、原油価格、物価が高騰するなど、予断を許さない状況が続いています。加えて近年、ICTをはじめ、先端技術の進展により産業構造が大きく変化する中においては、こうした技術を活用し、地域の特性を活かした新たなビジネスの振興によって稼ぐ力の醸成を図り、地域経済の回復に向けて取組を強化する必要があります。

さらに、担い手や後継者の育成といった労働力の確保や、デジタル技術を活用した業務の効率化に加え、シティプロモーションを通じた観光客や移住希望者を引き寄せる取組や、外部人材の活用、官民連携など、新たなつながりを通じた仕事おこしに取り組み、地域に新たな活力を創発していくことが求められます。

(4) 国土強靱化・安全安心に対する関心の高まり

東日本大震災や熊本地震といった地震災害をはじめ、令和元年台風第19号などの気候変動の影響による風水害や土砂災害などの近年発生している大規模な自然災害、新型コロナウイルス等による感染症は、地域での暮らしや経済に大きな影響を与えるなど、想定外の出来事が起きています。また、特殊詐欺やインターネットによるトラブル、高齢ドライバーによる事故が増加するなど、地域の防災・防犯等に対する不安が高まっています。

そのため、様々な危機から生命や財産を守るとともに、経済社会が致命的な打撃を受けることなく災害復旧に迅速に対応できる強靱な基盤、誰もが安心して暮らせる地域づくりが求められます。

(5) 多様性の受け入れ・地域共生社会の形成

社会の様々な分野では、いまなお固定的な性別役割分担意識等があり、男女の格差が残ると同時に、女性の社会参画は未だ十分に進んでいない状況にあります。

そのため、こうした格差解消に向けた取組を家庭や職場、地域など、社会のあらゆる分野で推進する必要があります。

また、年齢や国籍、障がいの有無等による違いを認め合い、一人一人の価値観に基づいた多様な生き方を尊重し、個性や能力を発揮できる^{*}地域共生社会の実現が求められます。

※地域共生社会：

年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず地域で暮らす全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会のこと。

(6) 脱炭素・循環型社会への対応

地球温暖化や生態系の崩壊、資源の枯渇などによって、地球規模で環境に対する意識が高まっています。国の*2050年カーボンニュートラル宣言を受け、脱炭素社会実現へ向け限られた資源の有効活用に努め、環境に過大な負荷を与えない社会システムの確立が求められています。

改めて、こうした環境問題は一人一人の生活様式に起因するという意識を高め、限りある資源やエネルギーの有効活用、貴重な自然環境の保全について考え、暮らし方を見直すなど、環境に配慮した対応が必要とされています。

※2050年カーボンニュートラル宣言：

2020年10月、国は2050年までに、排出される二酸化炭素などの温室効果ガスを植林や森林管理によって、吸収・除去し、排出量をプラスマイナスでゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言。また、新たな方針として2021年4月には米国主催気候サミットにおいて、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることを表明している。

こうした表明を受け、現在、国と地方が協働・共創しながら展開していく過程を示す「地域脱炭素ロードマップ」や、「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策として「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が示されている。

(7) デジタル社会への対応

ICT分野における技術革新は著しいものがあり、世界中で急速に浸透しています。とりわけ*スマートデバイス等の普及は、社会経済活動や、人々の暮らしに大きな変化をもたらしています。

地方自治体においては、日々の生活の中で、こうしたデジタル社会の恩恵を受けられるようにするためにも、デジタル技術やビッグデータを活用した行政サービスの向上、事務の効率化を図り、高度情報社会に対応した基盤を整備していく中で*デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し、*スマート自治体への転換を図っていく必要があります。

さらに、デジタル技術を利用できる人とそうでない人との間にデジタルデバイド（情報格差）が生じないように、「誰一人取り残さない」、「人にやさしいデジタル化」に向けた取組が求められます。

※スマートデバイス：

パソコンのような従来からある汎用のコンピュータ製品以外で、通信機能やコンピュータを内蔵し、ソフトウェアによる高度な情報処理機能を利用できる電子機器の総称。明確な定義はないが、スマートフォン等が該当する。

※デジタル・トランスフォーメーション（DX）：

単なるデジタル化やICT（情報通信技術）の活用ではなく、デジタル技術を手段として用い、事業や働き方に革新的な変化をもたらすこと。

※スマート自治体：

ソフトウェアロボットなどの技術を駆使して、定型的な業務を自動化したり、共通基盤を用いて効率的にサービスを提供したりすることを可能とした自治体の在り方のこと。

(8) コロナ禍など、不確実で将来予測の難しい時代への対応

新型コロナウイルス感染拡大は、暮らしや働き方などに大きな影響をもたらし、これまでの世の中を大きく変える混沌とした状況を生み出し、先行きが不透明な時代となっています。

今後のまちづくりや行財政運営にあたっては、こうした時代の様々な変容に対応できるよう、スピード感を持って取り組むことが重要となるほか、*AIの導入により、職員でなければできない業務に特化できる柔軟で効率的な組織体制を整えるなど、地域にとって最適な施策を展開する必要があります。

また、今後とも持続的な財政運営が可能となるよう老朽化が懸念される公共施設等の適正な維持管理や統廃合を図るなど、安定した財政力の維持・向上に努めていく必要があります。

※AI：

Artificial Intelligence（人工知能/知性）の略称。

コンピュータが人間の知的能力を模倣する技術を意味し、データを分析し、推論（知識をもとに、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）などを行うこと。

2 前期基本計画の振り返り

(1) 前期基本計画成果指標の判定基準・達成率

第6次柴田町総合計画前期基本計画において85の成果指標を設定し、達成状況、施策の成果の管理を行いました。

前期基本計画の最終年度である令和4年度の目標に対する達成状況を、下表の基準で判定します。

前期基本計画において設定した85の成果指標のうち「評価A」は38指標(44.7%)、「評価B」は26指標(30.6%)、「評価C」は11指標(12.9%)、「評価D」は4指標(4.7%)、「評価E」は2指標(2.4%)、「未評価・評価不能」は4指標(4.7%)となっています。

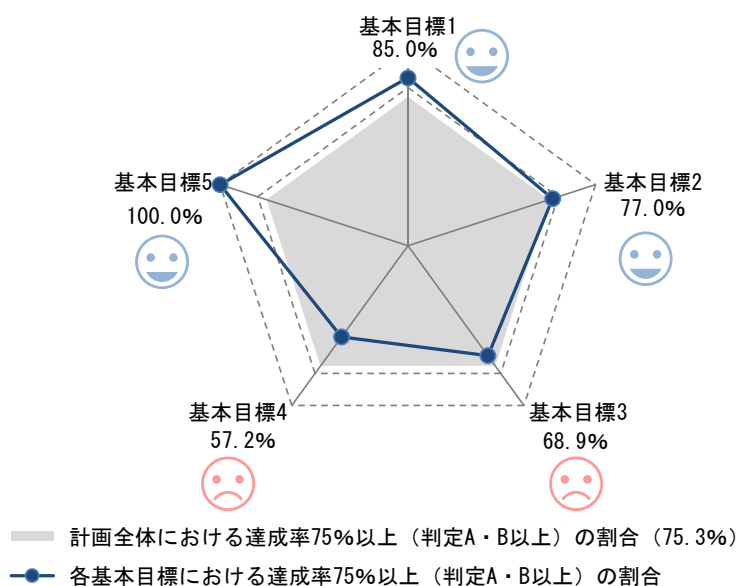
図表：前期基本計画成果指標の判定基準・達成状況

達成率	達成状況	判定	指標数	構成比
100%以上	目標値に達成した	A	38	44.7%
75%以上 100%未満	目標値に概ね達成した	B	26	30.6%
50%以上 75%未満	半分程度の達成状況である	C	11	12.9%
25%以上 50%未満	あまり達成されていない	D	4	4.7%
25%未満	ほとんど取り組めていない	E	2	2.4%
—	評価不能	—	4	4.7%

(2) 基本目標別の状況

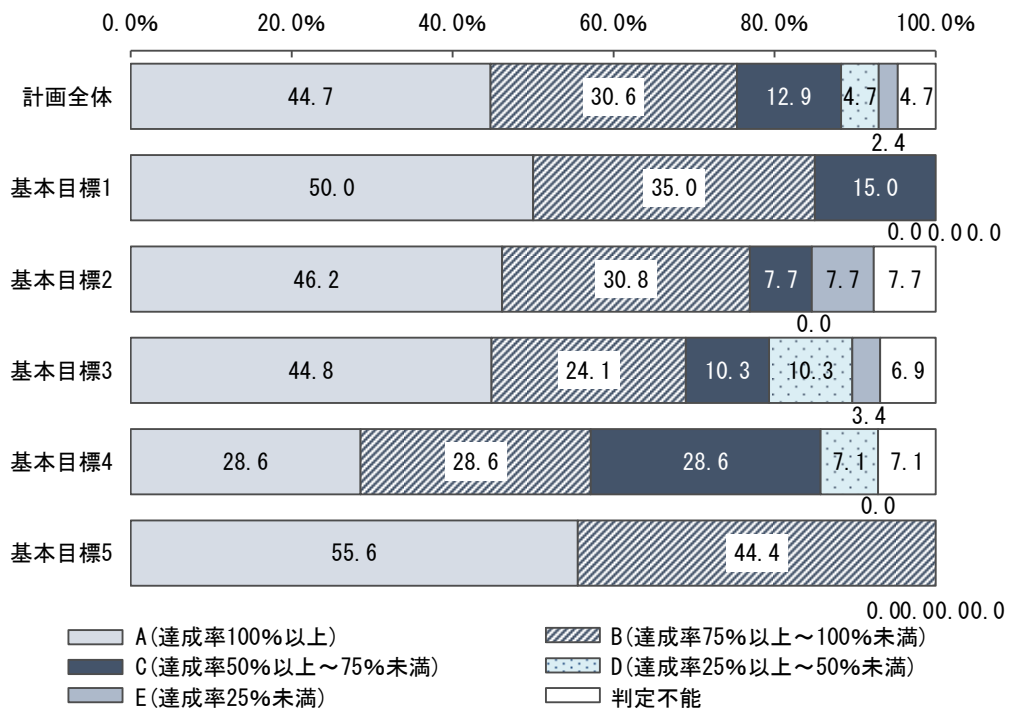
基本目標別の判定で「評価A」及び「評価B」となった施策(達成率75%以上)は64指標(75.3%)あり、「基本目標3 子育てにやさしい安全で安心なまちの構築」、「基本目標4 地方創生による稼ぐ力の醸成」では、全体の達成平均(75.3%)を下回っています。

図表：基本目標別・達成率



図表 基本目標別評価結果

区分（指標数）	A	B	C	D	E	判定不能
基本目標1（20指標）	10	7	3	0	0	0
基本目標2（13指標）	6	4	1	0	1	1
基本目標3（29指標）	13	7	3	3	1	2
基本目標4（14指標）	4	4	4	1	0	1
基本目標5（9指標）	5	4	0	0	0	0
計（85指標）	38	26	11	4	2	4



○ 基本目標1「快適な公共空間の整備」の達成状況（20指標）

基本目標全体として、「評価A」及び「評価B」は17指標（85.0%）となりました。また、「評価D」及び「評価E」はなく、概ね目標どおり取組が進行しています。

○ 基本目標2「教育・文化・交流都市の創造」の達成状況（13指標）

基本目標全体として、「評価A」及び「評価B」は10指標（77.0%）となりました。一方で、「評価D」及び「評価E」は1指標（7.7%）となっており、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実施方法を変更したため、予定どおり事業を行えなかったことが要因として挙げられます。

○ 基本目標3「子育てにやさしい安全で安心なまちの構築」の達成状況（29指標）

基本目標全体として、「評価A」及び「評価B」は20指標（68.9%）となりました。一方で、「評価D」及び「評価E」は4指標（13.7%）となっており、新型コロナウイルス感染拡大の影響による健康教室参加者や施設利用者の減少、規模を縮小して事業を行ったことなどが要因として挙げられます。

○ 基本目標4「地方創生による稼ぐ力の醸成」の達成状況（14指標）

基本目標全体として、「評価A」及び「評価B」は8指標（57.2%）となりました。
一方で、「評価D」及び「評価E」は1指標（7.1%）となっており、新型コロナウイルス感染拡大によるイベント等の中止など、観光需要の低迷が要因として挙げられます。

○ 基本目標5「参加と協働による住民自治の実践」の達成状況（9指標）

基本目標全体として、9指標の全てが、「評価A」及び「評価B」となっており、目標どおり取組が進行しています。

3 基本構想の概要

「基本構想」では、町民が共通の目標を持って、柴田町のさらなる発展に向けて助け合いながら行動するために、まちづくりの基本理念及び町のあるべき姿（将来像）を定めています。

（1）基本理念

柴田町では、平成22年4月に制定した「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」に掲げる基本理念を、普遍的であり、全ての町民が共有できるものとして、「基本構想」におけるまちづくりの基本理念として定めています。

図：まちづくり基本理念

- 1 住民が安全に、安心して暮らせるまちづくり
- 2 住民の一人一人が個人として尊重され、住民の思い及び活動が活かされるまちづくり
- 3 先人が築いてきた文化、伝統等を大切に、地域の個性を生かしたまちづくり
- 4 多様な団体及び個人が交流し、又は連携し、住民がお互いに助け合う思いやりのあるまちづくり
- 5 住民であることの誇り及びまちの良さを子どもたちに引き継ぐまちづくり

(2) まちの将来像

将来像

笑顔があふれ 誇りと愛着を育む 花のまち

「基本構想（平成 31 年度・令和元年度～令和 8 年度）」では、将来像を「笑顔があふれ 誇りと愛着を育む 花のまち」とし、柴田町に暮らす誰もが、四季折々の景観が美しい「緑豊かなガーデンシティを創造」し、暮らしの豊かさや安心、幸せを実感できるまちにします。そのためにも、暮らす人、働く人、訪れる人が協力し合い、個性や能力を発揮しながら、一人一人が地域に愛着と誇りを持てるまちに育て、多くの人がこれからも住み続けたい、住んでみたい、訪れてみたいと思われるまちづくりを推進します。



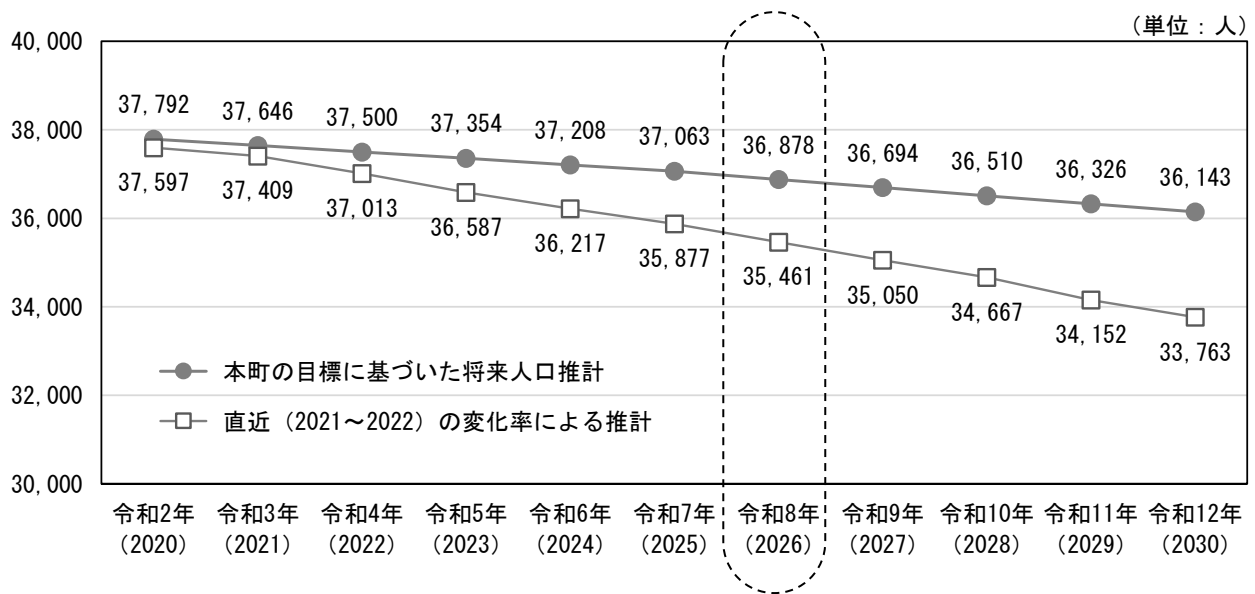
4 人口推移の検証

総人口の推移状況として、住民基本台帳による令和4年9月末時点の総人口は37,013人となっており、直近(2021~2022)の推移状況をもとに行った推計と将来目標人口を比較すると、計画最終年目標値(36,800人)を1,300人程度下回る見込みであり、人口減少への取組がますます重要となります。

なお、将来目標人口については、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定に合わせて、令和5年度に「第2期柴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、「(仮称)柴田町デジタル田園都市構想総合戦略」において新たに推計、目標設定を行います。

図表：人口推移の検証

将来人口の目標値：令和42年(2060年)の総人口30,083人
 (計画最終年目標値) 令和8年(2026年)の総人口36,800人



第2編 後期基本計画

第 2 編 後期基本計画

第 1 章 後期基本計画について

1 後期基本計画の目的と計画期間

(1) 基本計画の目的

「基本計画」は、「基本構想」に掲げられた将来像の実現に向けて、施策の大綱を具体的に推進するため、必要な個々の施策・事業の内容を体系的に示すものです。

また、今後町民とともにまちづくりを進めるために、「基本計画」では施策の大綱ごとに「施策の目標」、「個別施策」、「数値目標」を明示し、計画の最終年度に「基本目標」ごとに達成状況を評価します。

さらに、SDGs との関連性がわかるよう、対応する 17 ゴール (アイコン) を各施策に表記し、各分野において環境への配慮や誰一人取り残さないまちづくりを意識した施策を推進します。

(2) 計画期間

計画期間は、令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 年間とします。

2 基本目標

後期基本計画においては、前期基本計画の取組を受け、時代認識や施政方針の方向性を踏まえながら、次ページのとおり 5 つの「基本目標」を掲げ、まちづくりを推進します。

後期基本計画における基本目標

基本目標 1 歩いて楽しい緑豊かなクリエイティブタウンの創造

～四季折々の景観が美しい心いやされる文化の香り高いまち～

柴田町の未来の都市構造をコンパクト・プラス・ネットワーク型とし、四季折々の花が咲く緑豊かな空間の中で、多様な人々との交流を育む、歩いて楽しいクリエイティブタウンを創造します。

また、農村、里山の風景を保全、活用するとともに、豊かな自然環境を次代へ継承する取組を通じて、脱炭素社会へ向かうまちづくりを推進します。

基本目標 2 安全で安心な居ごちの良いまちづくり

～誰もが安心して暮らせる住みよいまち～

生活の利便性を高める都市機能を強化するとともに、災害リスクの少ない都市の形成を図ります。また、健康づくりや地域包括ケアシステムの深化など、保健・医療・福祉による支援体制を整え、住み慣れた地域で誰もが安全で安心して暮らせる居ごちの良いまちづくりを推進します。

基本目標 3 まちづくりを担う人材の育成と子どもたちの成長支援

～一人一人の夢や希望を拓く創造性豊かなまち～

子育て家庭が、安心して子どもを産み育て、就学後は子どもたちが安心して学び、健やかに成長できる切れ目のない支援によって、子育て世代や子どもたちをやさしく支え、さらに女性が活躍できる地域づくりに取り組みます。

また、移住・定住の推進を強化し、多様な人材をまちに呼び込むとともに、地域や世代間での集い、学び、活動を通じて、まちづくりを担う人材を育成します。

基本目標 4 花のまち柴田のブランド化による稼ぐ力の醸成

～「花のまち柴田」を通じた賑わいのあるまち～

花のまち柴田のブランド力を最大限発揮できるよう、町民と協働による情報発信、シティプロモーションを通じて発信力を高め、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた新たな観光戦略、訪日外国人観光客の受け入れに取り組みます。

また、コロナ禍からの経済回復を図る農林業や中小企業等の地域産業の振興、地域の資源を活用した仕事おこしへの支援を通じて、稼ぐ力を醸成します。

基本目標 5 デジタル化による自治体イノベーションの推進

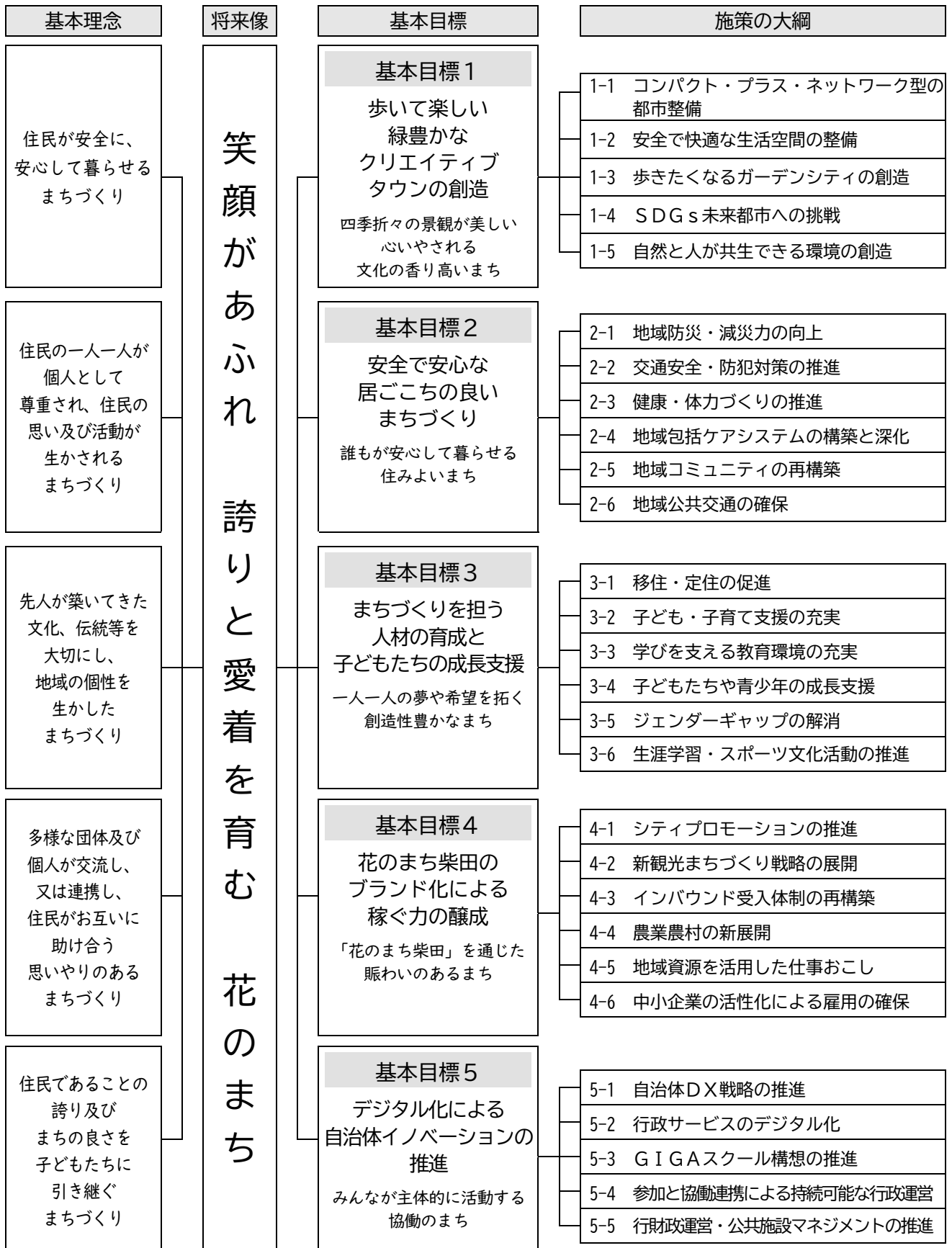
～みんなが主体的に活動する協働のまち～

デジタル社会に取り残されないよう、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を目指すとともに、町民との協働、自治体間での連携、官民連携による共創のまちづくりを進め、町民の利便性の向上や行政運営の効率化につなげます。

また、公共施設マネジメントを継続し、公共施設の適正な配置によって、効果的かつ効率的な行財政運営や、持続可能な地域づくりを推進します。

3 施策体系

図：施策体系



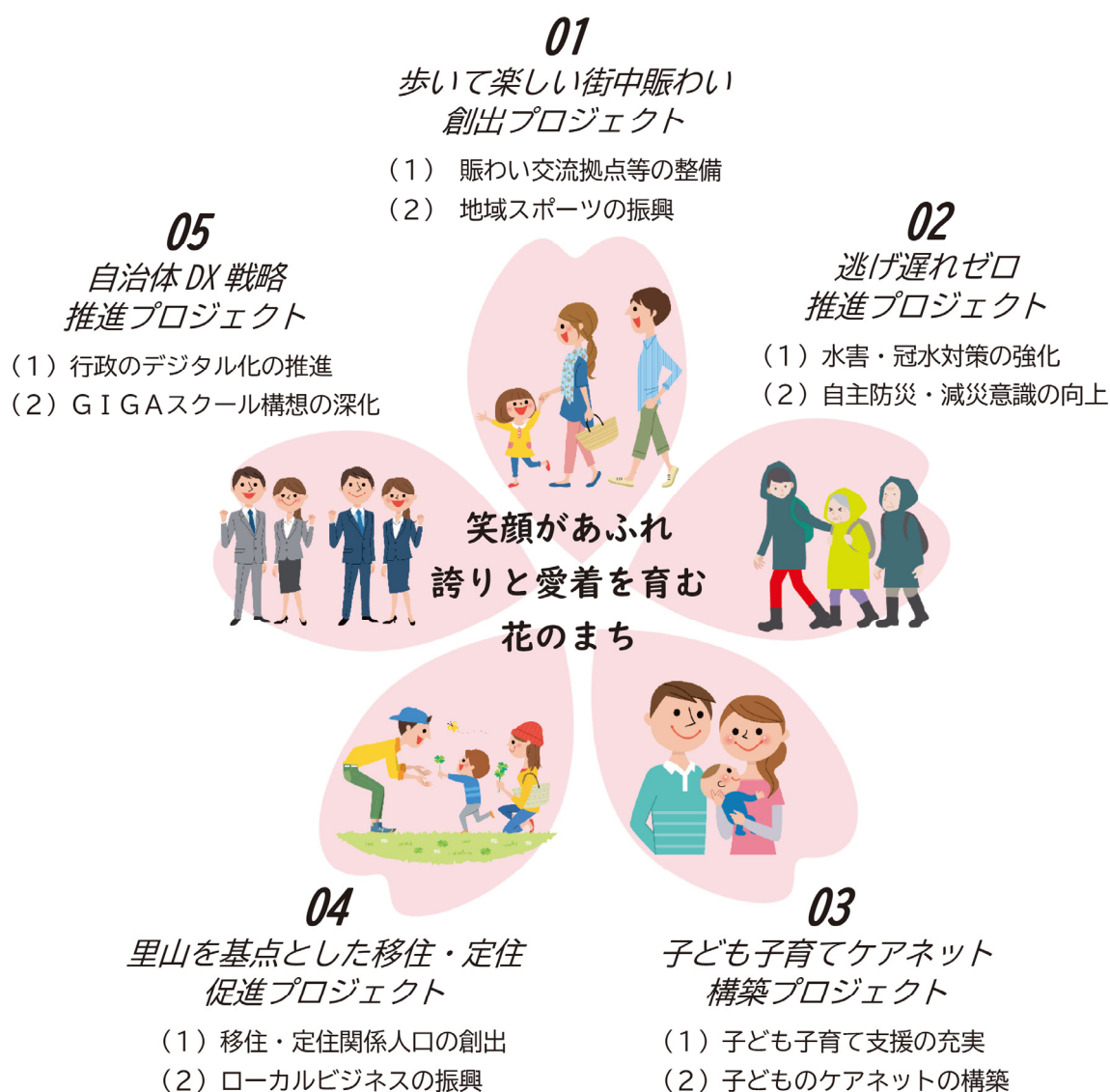
第2章 重点プロジェクトによる取組

基本構想に掲げた将来像「笑顔があふれ 誇りと愛着を育む 花のまち」の実現に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を重点プロジェクトと位置付け、以下の5つのプロジェクトをアフターコロナ時代に対応する持続可能なまちづくりに向けて推進します。

特に後期基本計画期間においては、前期基本計画での取組を受け、歩いて楽しい街中の賑わい、災害リスクの少ない暮らしの安全安心、将来のまちづくりを担う子どもたちの健やかな成長、里山での移住・定住促進、新たなビジネスの創出等に取り組めます。

また、急速に進むデジタル社会へ対応すべく、自治体 DX に係る取組を重点的に推進します。

図：重点プロジェクト



1 歩いて楽しい街中賑わい創出プロジェクト

(1) 賑わい交流拠点等の整備

- 歩いて楽しい緑豊かなガーデンシティの実現を目指し、経年劣化している観光施設やスロープカー、園路の再整備を通じた安全で快適な観光地としての魅力の向上を図るとともに、街中の公園や空き地、ポケットパーク等のパブリックスペースを憩いの空間として整備し、ウォークアブルな街並みづくりに取り組みます。
- また、新図書館の建設や、しばたの郷土館、船岡城址公園の再整備を一体的に行い、新たなシンボルとなる賑わい交流ゾーンの形成を目指します。
- さらに、国内外から人を呼び込むソフト面からの戦略として、*SNS 映えする柴田の景観発信事業、光のまちづくり推進事業のバージョンアップ、さらに、2市9町の官民が連携した「みやぎ蔵王ハーモニー花回廊」推進事業を通じて、四季の花の彩りが楽しめるフラワーツーリズムの推進を図り、仙南地域における賑わいづくりや地域の活性化に努めます。

※SNS：

Social Networking Service の略。Facebook、Twitter、LINE 等、登録された利用者同士が交流でき、人と人とのつながりを促進・サポートするなど、社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）の構築を可能にするサービスのこと。

No.	今後取組む施策・事業
1	観光施設等の再整備の促進
2	パブリックスペースの再整備の促進
3	図書館を核とした交流ゾーン整備による市街地の賑わい創出事業の実施
4	SNS 映えする柴田の景観発信事業の実施
5	光のまちづくり推進事業のバージョンアップ
6	「みやぎ蔵王ハーモニー花回廊」推進事業の実施

(2) 地域スポーツの振興

- (仮称) 柴田町総合体育館の建設を契機に、スポーツ都市宣言にふさわしいスポーツの振興を図ります。
- 柴田町総合運動場や並松運動場、柴田町生涯教育総合運動場等の再整備を進め、多くの競技大会を通じてスポーツの振興を図ります。
- スポーツを通じて、子どもたちが夢や憧れを持ち、技術の向上や豊かな心を育むため、身近にトップアスリートと交流する機会を設けます。
- 太陽の村がアウトドアスポーツや子どもたちの遊びのスポットとなるよう、ハード面では、サイクリングやキャンプが可能な施設の整備、幼児・児童向けの大型遊具の設置、また、ソフト面では宿泊型親子体験プログラムの検討やスポーツ合宿の誘致等を通じて、都市と農村との交流拠点として自然を満喫できる賑わいのある広場づくりに努めます。
- スポーツ大会やスポーツイベントを開催し、四季の観光イベント等を絡ませて、交流人口の拡大とスポーツツーリズムの推進を図ります。

No.	今後取組む施策・事業
1	スポーツ施設の再整備の促進
2	プロスポーツチーム等と連携したスポーツ教室の開催
3	アウトドア等の拠点としての太陽の村の再整備の促進
4	スポーツ合宿の誘致
5	スポーツツーリズムの推進

2 逃げ遅れゼロ推進プロジェクト

(1) 水害・冠水対策の強化

- 気候変動の影響により頻発する集中豪雨や局地的な冠水被害、土砂災害への対応、特に、令和元年の台風第19号の時のような浸水被害から町民の生命・財産を守るための対策として、新たに柴田町雨水管理総合計画を策定します。
- 町内の6排水区ごとに課題を整理し、段階的に既設水路の能力不足の解消や常設ポンプの設置、*田んぼダム、鷺沼5号調整池の完成等、雨水対策の促進を図るとともに、流域治水の考え方にに基づき、国や県に対して排水機場の設置や簡易型水位計、カメラの設置を要望します。
- さらに、*LoGoチャットを使い、災害現場と災害対策本部がリアルタイムでコミュニケーションを図り、災害現場情報の迅速な共有化に努めます。

※田んぼダム：

田んぼが元々持っている水を貯める機能を利用し、時間をかけて排水することで河川流域の洪水被害の軽減を図る取組のこと。

※LoGoチャット：

地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続し運用されている高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（LGWAN）環境で使用でき、自治体内、複数自治体間、支所、外部事業者をリアルタイムにつなぐ自治体専用ビジネスチャットのこと。

No.	今後取組む施策・事業
1	局地冠水対策の実施
2	柴田町雨水管理総合計画の策定
3	鷺沼排水区雨水対策の促進
4	簡易型水位計やカメラの設置及び要望活動の実施
5	災害現場情報の迅速な共有化

(2) 自主防災・減災意識の向上

- 近年の短時間に記録的な大雨が降る気象状況においては、河川施設等のハード整備に頼った治水対策で安全を確保するにはおのずと限界があることがみえてきました。今後は、日頃から町民一人一人が防災意識の高揚を図り、地域を挙げて防災・減災に取り組む体制づくりを推進していくことの大切さ、白石川と阿武隈川とに挟まれた柴田町は水害が発生しやすい地域であることを再認識し、改めてこれまでの治水の歴史を学ぶ必要があります。
- また、行政や消防団、自主防災組織、婦人防火クラブ、民生委員・児童委員、防災指導員等が率先して防災ハザードマップやマイ・タイムラインを使った避難行動について考え、さらに、町民に対する普及・啓発に努め、いざというときに自主的な避難ができるようにする必要があります。なお、災害弱者に対しては一人一人に声掛けを行い、早期避難を呼びかけます。
- 今後、内水ハザードマップに基づき、令和元年台風第 19 号での浸水深を基準にした、浸水深表示板の設置や避難所、避難場所をわかりやすく示す看板を計画的に更新します。
- 逃げ遅れゼロを目指し、テレビやラジオ、メール配信、屋外拡声器などのあらゆるチャンネルを活用し、地震・台風・水害等の情報や、復旧・復興に関する情報を発信します。

No.	今後取組む施策・事業
1	自主的な避難行動訓練等の実施
2	声掛けネットワークの体制強化
3	内水ハザードマップの作成
4	浸水深表示板の設置や避難場所等の看板のリニューアル
5	様々なチャンネルを活用した災害情報の発信

3 子ども子育てケアネット構築プロジェクト

(1) 子ども子育て支援の充実

- 安心して妊娠期から出産、そして子育てに至るまで、伴走型の育児支援を行います。特に経済的な面からの子育て支援策として、入学祝金の見直しや出産祝金の導入を検討します。
- 待機児童の解消に向け、民間の活力を活かした認定こども園や保育所、地域型保育施設を整備します。
- また、子どもの居場所づくりの一環として、その拠点となる児童館を船岡地区に、世代間交流センターを槻木地区に設置することを検討します。
- 少子化対策の一環として、民間事業者による結婚相談所や AI によるお見合いマッチングを活用し、未婚率を下げ合計特殊出生率の向上につなげます。

No.	今後取組む施策・事業
1	経済面からの子育て支援策の検討
2	待機児童の解消
3	保育所の民営化の実施
4	児童館、世代間交流センター建設構想の策定
5	婚活支援による未婚率低減対策の実施

(2) 子どものケアネットの構築

- 各学校が学びにふさわしい快適な学習環境となるよう、老朽化施設の長寿命化や体育館照明のLED化等、老朽化に対応した予防保全や管理コストの削減に努めます。
- 不登校児童生徒の解消に向け、教室で過ごすことに困難を抱える児童生徒の居場所として「学び支援教室（ほっとルーム）」を開設し、「柴田町子どもの心のケアハウス」が中心となり、児童生徒一人一人の多様な問題に対し継続的な支援を行います。
- 小学校入学後、学校の生活や雰囲気になじめず、落ち着かない状態が続く「※小1プロブレム」を解消するために、核となる小学校に「(仮称) 幼保小架け橋リーダー」を配置し、就学前の幼保小の架け橋期の教育の充実を図ります。また、一人一人の多様性に配慮したうえで、全ての子どもに学びや生活の基盤を育む「幼保小架け橋プログラム」に取り組みます。
- ※ヤングケアラー対策には、学校の協力を得てアンケート調査を実施し、ヤングケアラーの早期把握、要保護児童対策地域協議会や地域包括ケアネットワーク連絡会からの情報を得て、実情を把握します。また、子どもが日々ひとりで耐えている家族へのケアに対する悩み事を、対面やSNSなどのオンラインで相談を受ける仕組みの構築に努めます。さらに、家庭で家事や育児、介護をしている場合には、ケースごとに多くの機関と連携し、サービス支援や学習支援ができる体制づくりに取り組みます。

※小1プロブレム：

保育所や幼稚園を卒園した後に、子どもたちが小学校での生活や雰囲気になかなか馴染めず、小学校にあがったばかりの子どもたちの落ち着かなさが長く続いてしまう状態のこと。

※ヤングケアラー

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

No.	今後取組む施策・事業
1	学校環境改善事業の促進
2	「学び支援教室（ほっとルーム）」の設置
3	「(仮称) 幼保小架け橋リーダー」の配置
4	「幼保小架け橋プログラム」の推進
5	ヤングケアラーを含めた支援体制の充実

4 里山を基点とした移住・定住促進プロジェクト

(1) 移住・定住関係人口の創出

- 田園回帰や働く場所を問わないテレワークの普及によって、地方への移住・定住者が増えてきた時代の流れを受け止め、里山を基点に移住・定住対策や関係人口の創出を図ります。
- 地域おこし協力隊をはじめ、移住希望者に柴田町を選んでいただけるよう、柴田町の魅力や移住・定住に関する情報を「みやぎ移住サポートセンター」や SNS 等で情報発信を行うとともに、移住・定住に関する相談支援体制を強化するための移住支援コーディネーターを配置します。
- また、生活基盤として働く場や生業づくりを支援するため、「(仮称) 移住及び自立支援金制度」の創設や不動産業者と連携し、手頃な空き家情報を紹介するための空き家バンクの創設を検討します。
- さらに、お試し移住や教育移住として、豊かな自然の中で農業体験や田舎暮らし体験ができるプログラムを策定し、関係人口の増加につなげることができないか検討します。

No.	今後取組む施策・事業
1	地域おこし協力隊員の募集拡大
2	移住支援コーディネーターの配置
3	「(仮称) 移住及び自立支援金制度」創設の検討
4	空き家バンクの設置の検討
5	お試し移住体験ツアー等の実施
6	教育課程特例校を活用した教育移住の仕組みづくりの検討

(2) ローカルビジネスの振興

- 柴田町の特産品である花きや鉢花、ぜいたく味噌等のさらなるブランド化の推進、農産物直売所での地産地消の拡大や農産物加工所での加工品づくり、さらに、地域食材を使った農村レストランが持続的に運営できるよう支援を強化します。
- また、新たに ICT 等を活用した特産品の通信販売への取組、飲食店や学校給食での地元食材の活用、ふるさと納税の返礼品としての販路の拡大を図ります。
- 自然豊かな農村景観や里山のイメージと結びついた地域ならではの新品や楽しいサービスの開発をはじめ、農作業の体験や伝統文化、美味しいグルメや美しい花巡りを楽しみ、その後古民家に農泊するグリーンツーリズムやフラワーツーリズムといったニューツーリズムの推進を通じて、新たな里山ビジネス起こしにつなげます。
- さらに、※フィルムコミッションと連携し、柴田町が映画や CM、ドラマ等のロケ地として選ばれるよう誘致活動を展開し、撮影の舞台となった柴田町の魅力を情報発信し、ロケ地巡りの観光客を増やします。

※フィルムコミッション：

映画やテレビドラマ、CM などのロケーションを誘致し、撮影がスムーズに進行するようサポートする非営利団体のこと。多くは自治体を中心となって組織化している。

No.	今後取組む施策・事業
1	地産地消、ネット販売、ふるさと納税返礼品による販路の拡大
2	里山のイメージと結びついた新品、新サービスの開発
3	ニューツーリズムによる新たなビジネス起こしへの支援
4	里山ビジネスの振興
5	フィルムコミッションと連携したシティプロモーションの推進

5 自治体DX戦略推進プロジェクト

(1) 行政のデジタル化の推進

- 国が示したデジタル技術やシステムを活用し、一人一人のニーズに合ったサービスを提供することで、多様な幸せが実現できるデジタル社会の実現を目指す、「(仮称)柴田町デジタル田園都市構想総合戦略」を策定します。
- 今後の推進にあたっては、柴田町DX推進計画に基づき、デジタル人材の確保や活用を行い、町民の利便性の向上や行政事務の効率化、災害への迅速な対応、観光や産業の活性化につながる取組を実施します。
- 具体的な行政サービスのデジタル化に向けては、マイナンバーカードと連携した各種手続きのオンライン化や窓口のキャッシュレス化、特に生涯学習施設の利用予約申請のオンライン化、使用料のコンビニ支払いやキャッシュレス決済を導入します。
- また、AI や※RPA の活用、文書及び財務会計の電子決裁化やペーパーレス化、さらに、高齢者向けスマートフォン入門講座の開催によるデジタルデバイドの解消に取り組む、誰一人取り残さない人にやさしいデジタル化を進めます。

※RPA :

Robotic Process Automation の略称で、これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取組。

No.	今後取組む施策・事業
1	「(仮称)柴田町デジタル田園都市構想総合戦略」の策定
2	情報システムの標準化・共通化
3	デジタル人材の育成確保
4	行政サービスのデジタル化
5	高齢者等向けスマートフォン入門講座の開催

(2) ※GIGAスクール構想の深化

- 一人一台のコンピュータが整備されたことに伴い、デジタル教材等が増え、当初の国が想定した通信容量よりも増加することが予想されることから、通信量の確保を図るため、ネットワーク分散機器の導入を検討するなどの対策に努めます。
- 教員の ICT 指導スキルを高めるために、校外での研修や勉強会の参加を促すとともに、ICT 専門業者などによる研修会を開催し、教員の ICT リテラシーの向上を図ります。
- 令和 4 年度から導入したタブレットドリル等を活用し、個に応じた学習を推進します。また、令和 6 年度から一部の教科でデジタル教科書が導入されることから、デジタル教材を活用した学習の環境整備を図ります。
- 学校教育において、教員の ICT 指導スキルを継続して向上できるよう、ICT 専門の指導主事を配置するなど、ICT 相談体制を整え、子どもたちへの着実な指導力の強化に結びつけます。また、ICT 相談体制を整える際には、国や県に対し専門的な指導ができるスキルを持つ教員の加配を要望します。

※GIGA スクール構想：

教育現場で児童生徒各自がパソコンやタブレットといった ICT 端末を活用できるようにする取組のこと。なお、「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All（全ての児童生徒の取組のことにつながる革新的な扉）」の略称。

No.	今後取組む施策・事業
1	通信環境の整備
2	教員の ICT 指導スキルのアップ
3	デジタル教材を活用した学習の標準化
4	ICT 相談体制の整備

基本目標 1 歩いて楽しい緑豊かなクリエイティブタウンの創造

～四季折々の景観が美しい心いやされる文化の香り高いまち～

施策を取り巻く環境（現状・課題）

歩きたくなる街並み・コンパクトなまちづくりの推進

- ※モータリゼーションが進む一方で、近年においては徒歩での移動の重要性が見直され、本町においてもフットパス事業と関連づけ、歩行空間や景観の整備を進め、歩きたくなる街並みの形成に取り組んできましたが、未だ十分とは言えない状況にあります。
- 令和4年5月に策定した「柴田町都市計画マスタープラン・立地適正化計画」に基づき、槻木駅エリア、船岡駅エリア、船迫エリアに、新たな市街地の形成を目指す東船岡駅エリアを加えた四つのエリアと農村部とを切れ目なくつなぐ、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の形成を目指す必要があります。
- 今後は、基盤整備に向けた用途指定の検討と併せて、拠点となる各施設の計画的な整備、街中景観形成や緑地整備、さらにこれまで取り組んできたフットパスやオープンガーデンといったソフト面からの充実を図るなど、歩きたくなる街並みの形成や交流の場をつくり、新たな生活文化を生み出すまちづくりを進めていく必要があります。

※モータリゼーション：

一般には人々の利用する交通機関の中で、自動車利用が普及した状態のこと。

インフラ資産の整備による居ごこの良い生活環境の形成

- ウィズコロナ、アフターコロナの時代において、地方が新しい生活や仕事の受け皿となるためには、道路網や橋梁、上下水道といったインフラ資産の整備や定期的な点検等による維持管理を通じて、快適で居ごこの良い生活、活力ある社会経済活動の確保につながるようにしていく必要があります。

脱炭素社会へ向けた環境への配慮

- 地球温暖化による自然環境の悪化は、日常生活や産業と密接に関わっており、人類共通の課題として、地域としても取り組むべき重要な課題となっています。そのため、環境との共生を念頭に置き、環境の美化や不法投棄の防止に努めるほか、ごみの発生抑制や再資源化によって極力ごみの減量化を図る※4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）を意識した行動を心がけるとともに、エネルギー使用の無駄をなくし、自然エネルギーへの転換などを通じて、循環型・低炭素社会の実現を目指したまちづくりを推進し、豊かな自然の保全、継承に努める必要があります。

※4R：

循環型社会を構築するために廃棄物処理やリサイクルの優先順位として、これまでの3R（「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」、「リユース（Reuse=再使用）」、「リサイクル（Recycle=再資源化）」に「リフューズ（Refuse=ごみになるものを買わない）」をプラスしたもの。

1-1 コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市整備

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市整備に向けて、「柴田町都市計画マスタープラン・立地適正化計画」に基づき、市街地としての用途指定や基盤整備を中・長期的に進めます。また、都市計画道路網の見直しを行うなど、人と車が快適に行き交う円滑な移動環境の整備、町民生活の利便性の向上を図ります。
- 町道富沢 16 号線の道路改良については、令和 6 年 3 月の完成を目指すとともに、集落間連絡道路や生活道路については、地域住民の要望を反映しながら整備を行います。また、橋梁においては、定期点検に基づく長寿命化を図ります。
- 拠点となる施設の整備に向けて、(仮称)柴田町総合体育館においては、指定管理協定や条例整備等を行い、令和 6 年 12 月の供用開始を目指します。また、太陽の村においては、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えたソフト・ハード両面からの事業を展開し、スポーツツーリズムの拠点として、さらにアウトドア活動のスポットとして利用者数の増加や都市と農村との交流人口の拡大を図ります。

個別施策（実現手段）

個別施策 1-1-1 都市計画マスタープラン・立地適正化計画の推進

- 都市計画マスタープラン・立地適正化計画の推進（指標 No. 1） 都市建設課
 - ・柴田町都市計画マスタープラン・立地適正化計画に基づき、誘導区域へ都市機能や居住の誘導を推進します。また、都市構造再編集中支援事業等を活用した公共施設等の整備については、柴田町公共施設等総合管理計画を踏まえたうえで、整備・誘導を図ります。

個別施策 1-1-2 エリアマネジメントの推進

- 都市機能集積エリアの設定（指標 No. 2） 都市建設課
 - ・都市構造における拠点の一つに位置付けられた東船岡地区において、都市計画道路の延伸や都市機能の集積による、コンパクトな都市機能集積エリアの形成に向け、調査検討を進めます。
- 都市構造再編集中支援事業の推進 都市建設課・生涯学習課
 - ・都市構造再編集中支援事業を活用して、柴田町都市計画マスタープラン・立地適正化計画に位置付けられた都市拠点地区（船岡地区）において、新図書館建設を核とした賑わい交流の拠点整備を図ります。

個別施策 1-1-3 道路網の整備

○ 都市計画道路の見直し（指標 No. 3） 都市建設課

- ・柴田町都市計画マスタープラン・立地適正化計画において示された、新しい都市構造に合わせ、その骨格を成す都市計画道路網の見直しを行います。

○ 町道富沢 16 号線の道路改良（指標 No. 4） 都市建設課

- ・町道富沢 16 号線に残る工事を発注し、令和 5 年度の完成を目指します。さらに、町道富沢 16 号線にアクセスする集落間連絡道路の整備についても検討します。

○ 狭あい道路の整備（指標 No. 5） 都市建設課

- ・町道槻木 145 号線の道路拡幅工事をはじめ、今後も無接道敷地や消防活動への支障等、様々な問題解決に向けて、事業路線を絞り込みながら、安全な道路機能の保持、良好な市街地の形成と居住環境の向上を図ります。

個別施策 1-1-4 橋梁の長寿命化

○ 橋梁長寿命化対策の推進（指標 No. 6） 都市建設課・農政課

- ・5 年に 1 度の道路定期点検（橋梁毎）結果をもとにした橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、橋梁の長寿命化を図るとともに、健全度の低い橋梁の改修を計画的に進めます。
- ・農道橋の点検結果に基づき、通学路としての位置付けや交通量等を総合的に勘案し、順次整備を実施します。

個別施策 1-1-5 拠点となる施設の整備

○ スポーツ施設の整備 スポーツ振興課

- ・（仮称）柴田町総合体育館は、令和 6 年 12 月の供用開始を目指して、モニタリングを行いながら整備を進めるとともに、使いやすい体育館になるよう関係団体と運営面の協議を進めます。
- ・（仮称）柴田町総合体育館建設後における各種スポーツ施設については、柴田町公共施設等総合管理計画に基づき、柴田町総合運動場や並松運動場、柴田町生涯教育総合運動場等の再整備を進めるとともに、今後のスポーツ施設の在り方を検討しながら、船岡体育館と槻木体育館について、町民との意見交換を踏まえて、計画的に整備・改修・廃止等の方向性を示します。

○ 太陽の村冒険遊び場の充実・整備（指標 No. 7） 農政課

- ・太陽の村においては、大型遊具等の設置やアウトドアに係る施設整備を進めるとともに、キッズバイク大会や記録会等の開催、親子体験プログラムを実施し、子どもたちの体力や冒険心の向上を図る場として、また、都市と農村の交流拠点として、賑わいのある広場づくりに努めます。

○ 新図書館の建設 生涯学習課

- ・都市再生整備計画に基づき、都市構造再編集中支援事業を活用し、賑わいのある新たな交流・連携の拠点となるよう、新図書館を中心に、しばたの郷土館や船岡城址公園と一体的に整備します。整備に向けて職員研修会や町民向けの講演会、ワークショップ等を開催し、町民と協働しながら多くの人が集い交流する、柴田町の新たなシンボルとなる拠点づくりに努めます。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
1	都市機能誘導区域内の※誘導施設数	70 施設	70 施設	都市建設課 現状維持を目標
2	都市拠点における歩行者通行量(休日 7:00~19:00)	1,398 人/12h	1,425 人/12h	都市建設課 (R4.11 調査) 現状値の2%アップを目標
3	都市計画道路の整備率 (整備・概成済延長/計画延長)	79.4%	80.4%	都市建設課 見直しにより整備率上げる
4	町道富沢 16 号線事業進捗率	76.7%	100.0%	都市建設課 全体計画事業費ベース (R5 完了予定)
5	狭あい道路拡幅整備	5 か所	7 か所	都市建設課 柴田町狭あい道路拡幅整備等促進計画による
6	橋梁補修対象数	6 か所	2 か所	都市建設課 健全度判定Ⅲ橋梁対象による
7	太陽の村施設利用者数	34,360 人	42,000 人	農政課 第2期食と農基本計画 R8、第2期総合戦略の KPI の 42,000 人 (R6) に合わせる

※誘導施設：

立地適正化計画で定められた医療、高齢者福祉、子育て、教育文化、商業、金融、公共施設のこと。

1-2 安全で快適な生活空間の整備

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 居ごちの良い住環境や生活利便性が高く、災害リスクの少ない、安全で快適な生活空間の整備を推進します。
- 町営住宅の整備にあたっては、「第2次柴田町公営住宅等長寿命化計画」をもとに、建築年数、老朽化状況、入居率等を踏まえた改修及び修繕方針等を検討し、※ライフサイクルコストの縮減に努めながら、町民のニーズに応える快適な住環境を整備します。
- 上下水道については、快適な日常生活を支える必要不可欠な生活基盤として、老朽化した水道施設の改修や水道管の布設替え、下水道の未整備路線の整備、施設の長寿命化や適正管理、災害への対応等を計画的に実施し、経営の健全・安定化を図ります。

※ライフサイクルコスト：

建物が建設された時点から除却されるまでに要する建設、改善、修繕、除却に要するコストの総和のこと。

個別施策（実現手段）

個別施策 1-2-1 町営住宅の整備

- 柴田町公営住宅等長寿命化計画に基づく維持管理 都市建設課
 - ・ 第2次柴田町公営住宅等長寿命化計画をもとに、町営住宅のニーズを適切に把握しながら、老朽化した住宅の更新等を実施します。
- 二本杉町営住宅の建替 都市建設課
 - ・ 二本杉町営住宅建替事業の西側ブロックについては、建替計画は残しながらも入居者の状況（公的住宅の需要予測）や、国や県等関係機関と協議のうえ、事業規模・手法等について再度検討を行います。

個別施策 1-2-2 上水道の経営

- 上水道の有収率の向上と耐震化対策の推進（指標 No. 8） 上下水道課
 - ・ 年度計画に基づき老朽管の布設替えを実施し、有収率の向上を図るとともに、耐震管を埋設することで、耐震化対策を進めます。
- 水道事業の経営の安定化（指標 No. 9） 上下水道課
 - ・ 企業債発行を抑制し、償還残高の減少を図るなど、経営バランスの安定化に努めます。

個別施策 1-2-3 下水道の経営

○ 公共下水道事業の推進（指標 No. 10） 上下水道課

- ・ 上名生新大原地区、船岡上大原地区、並松地区の未整備路線について順次整備を行い、早期の完成を目指します。
- ・ 引き続き剣崎地区の整備を行い、早期完成を図るとともに、下名生剣水地区の工事に着手し、整備拡大を図ります。

○ 下水道長寿命化対策の推進（指標 No. 11） 上下水道課

- ・ 柴田町下水道ストックマネジメント計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）並びに次期計画に基づき、更新整備を継続することで、汚水管渠の長寿命化対策を促進します。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
8	上水道の有収率	87.19%	89.50%	上下水道課 毎年度0.5%増を目標
9	給水収益に対する企業債残高比率（※）	200.96%	159.00%	上下水道課 毎年度5%前後の減少を目標
10	下水道整備面積	759.9ha	776.2ha	上下水道課 毎年度3.2haの増を目標 (過去5か年の平均整備面積)
11	下水道長寿命化対策実施率	8.5%	27.6%	上下水道課 柴田町下水道ストックマネジメント計画（R3-R7）に基づき実施

（※）印は、現状値からの減少を目標とする指標。

1-3 歩きたくなるガーデンシティの創造

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 街中に四季折々に彩りを感じられる花々に囲まれた景観を形成し、また、魅力的な公園やポケットパーク、緑地等のオープンスペースの整備を通じて歩きたくなる街並みの形成を図り、多くの町民や観光客が訪れ交流する賑わいの場づくりを進めます。
- 花と緑の豊かな景観を楽しみながら名所旧跡を巡り、地元のグルメ等を味わう本町のフットパスの魅力を広く周知するために、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えたうえで、街中を巡るスタンプラリー等のイベントについて検討し、町内外からの新たな参加者を増やすなど、知名度の向上につなげます。

個別施策（実現手段）

個別施策 1-3-1 魅力あふれる景観づくり

- **四季折々の美しい都市空間の整備 都市建設課**
 - ・ ガーデンシティ構想の実現に向け、街中の公共スペースを活用し、桜を基本とした植栽を行うとともに、東屋やベンチ等の設置を行うことで、花と緑あふれる美しい景観を身近に感じられる都市空間を整備します。
- **桜の保護育成と継承（指標 No. 12） 都市建設課**
 - ・ 引き続き、しばたの桜 100 年計画に基づく老木等の樹木診断を継続し、桜の保護育成に努め、美しい桜並木を次の世代へ継承します。
 - ・ 白石川堤一目千本桜や船岡城址公園等の老木の延命化や山崎山公園の桜の樹勢回復に努める取組を継続するとともに、早咲きや遅咲きの桜の植栽を通じて、桜を愛でる期間を拡大します。
- **景観に対する意識の醸成 都市建設課**
 - ・ 仙南広域景観計画に基づき、仙南 2 市 7 町間で連携を図りながら、町民の景観に対する意識向上に努めます。

個別施策 1-3-2 ウォーカブルなまちづくり

○ モデルフラワーガーデンの整備 まちづくり政策課・商工観光課・都市建設課

- ・専門的な知識を有するフラワーコーディネーターの助言や指導のもとに、船岡城址公園山頂のコミュニティガーデン「花の丘柴田」に四季折々の草花を植栽し、さらに、案内板や銘木板、モニュメント、ファニチャーを設置し、季節ごとに花の美しさに触れ、心いやされる柴田町のモデルフラワーガーデンとして整備します。
また、フラワーコーディネーター、ボランティア団体「花の丘ガーデニングクラブ」との協働により、定期的な維持管理を行います。
- ・国土交通省の「ガーデンツーリズム登録制度」に登録された「みやぎ蔵王ハーモニー花回廊」の魅力の一つとして位置付けられている本町のコミュニティガーデンを通じて、全国に情報発信をします。

○ オープンガーデン事業の推進 まちづくり政策課・商工観光課

- ・町内の庭主と町との協働によるオープンガーデンを継続して実施するとともに、参加庭園や四季折々に花が咲く花木に囲まれた「花のまち柴田」の風景を掲載したパンフレットの作成やSNSを通じた情報発信を行うことで、町内外へ魅力を発信します。

○ フットパスによるまち歩きの推進（指標 No. 13） まちづくり政策課

- ・日本フットパス協会へ加盟しているしばたの未来株式会社と連携してチラシやホームページ等での周知を図るほか、新型コロナウイルス等による感染症の対策を十分に考慮したフットパスウォークイベントの開催方法を検討します。
- ・継続的なイベントの開催を通じて、フットパスの参加者の増加や知名度の向上を図り、賑わいのあるまちづくりを推進します。

個別施策 1-3-3 公園施設の整備・リニューアル

○ パブリックスペースの整備（指標 No. 14） 都市建設課

- ・船岡城址公園の整備計画及び公園施設長寿命化計画に基づく遊歩道や園路、公園施設や観光施設の整備・更新、また、南浦公園や葛岡山公園の再整備、上名生地区での公園整備等、心地良いパブリックスペースの確保に努めます。

○ 公園施設長寿命化計画の推進（指標 No. 14） 都市建設課

- ・柴田町公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した遊具や施設等については、引き続き点検を行いながら、計画的に維持、更新を行い、安全で快適な公園づくりに努めます。

個別施策 1-3-4 グリーンインフラの整備

○ 植栽活動の推進 まちづくり政策課・都市建設課

- ・本町を訪れる人に対する「花のまち柴田」の魅力づくりだけでなく、町民にとっても安らぎのある生活空間となるよう、街路、公園、広場、空き地等において、継続して植栽活動を実施します。

○ 街路樹の維持管理と環境整備 都市建設課

- ・倒木の恐れがある危険性を伴う街路樹の伐採、植え替えを含めた街路樹の維持管理に継続して取り組みます。
- ・緑地の整備にあたっては、町が管理している残地の活用を第一に、グリーンインフラとしての効果（温暖化対策・地下浸透による減災等）も念頭におきながら、人々が憩い、交流できる空間となるよう整備を進めます。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
12	桜の樹木診断本数	12本	16本	都市建設課 4地区(1本/地区)の樹木診断を目標
13	フットパスイベント参加者 延べ人数	354人	480人	まちづくり政策課 コロナ禍前(R1)実績の水準に設定
14	公園整備に関する満足度	39.6%	40.6%	都市建設課 1ポイント増加を目標

1-4 SDGs 未来都市への挑戦

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 地球温暖化をはじめとする今日の環境問題は、日常の生活や経済活動と密接な関わりがあります。今後、一人一人がその原因の一端を担っていることを意識し、SDGs に掲げる未来を築くために、国の示す 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、省エネルギーや自然エネルギーの活用、森林の保全等の取組を強化します。
- 持続可能な循環型社会の形成に向けて、町民自らごみの分別や減量化、再資源化の必要性を理解し、ごみの発生抑制や再資源化によって極力ごみの減量化を図るなど、本町の実情に適した 4R 活動を推進し、町民と行政が協働し、環境負荷の低減に取り組みます。

個別施策（実現手段）

個別施策 1-4-1 脱炭素社会への取組

- ***カーボンニュートラルの推進 町民環境課**
 - ・国が掲げるカーボンニュートラルに向けて、柴田町環境基本計画、柴田町地球温暖化防止実行計画に基づき、脱炭素社会の構築に向けた事業の推進に努めます。
 - ・再生可能エネルギー発電と環境との調和を図る条例を制定します。
※カーボンニュートラル：
排出される二酸化炭素などの温室効果ガスを植林や森林管理によって吸収・除去し、排出量をプラスマイナスでゼロにしようという考え方。
- **エコポイント事業の推進（指標 No. 15） 町民環境課**
 - ・省エネルギー推進のため、電気使用量が前年同月と比較して削減した場合や、町が主催する環境フェア等に参加した場合にポイントが付与されるエコポイント事業を通して、環境負荷の低減に向けた啓発活動を継続します。
 - ・エコポイントについては、環境にやさしい行動の実践と定着につながるよう、今後ポイント付与のルール変更や交換レートの変更を検討し、事業の推進に努めます。
- **電気自動車などのクリーンエネルギー自動車の普及促進（指標 No. 16） 町民環境課・財政課**
 - ・次世代自動車である電気自動車や燃料電池自動車からは電気が取り出せるため、災害時の非常用電源や*デマンドレスポンス等を目的に公用車への導入を進めます。
※ デマンドレスポンス：
電気の需要（消費）と供給（発電）のバランスをとるために、需要側の電力を制御すること。

個別施策 1-4-2 ごみの減量化・リサイクルの推進

○ ごみの減量化と 4R の推進（指標 No. 17・18） 町民環境課

- ・地球環境問題にもつながるごみの減量化のため、4R の推進活動を官公庁のみならず、町民との協働による活動まで広げて取り組みます。
- ・今後とも資源ごみ分別収集事業、集団資源回収事業、使用済み小型家電回収事業を継続実施するとともに、町主催による小型家電、衣類等の回収事業を実施します。

○ 生ごみの有効活用（指標 No. 19） 町民環境課

- ・生ごみの有効活用を図るため、イベントや広報誌、ホームページに加え、SNS 等、多様な手段を用いて啓発活動に努めます。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
15	エコポイントカード発行数 (累計)	109 件	300 件	町民環境課 各年 38 件増を目標
16	公用車における EV 車等の 台数	1 台	3 台	町民環境課・財政課 みやぎ環境交付金を活用し 2 台増 を目標
17	一人 1 日当たり家庭ごみ 排出量 (※)	639g	589g	町民環境課 各年 10g 減を目標
18	リサイクル率の向上	14.8%	18.0%	町民環境課 各年 0.64%増を目標
19	生ごみ処理容器設置補助	3 件	13 件	町民環境課 各年 2 件増を目標

(※) 印は、現状値からの減少を目標とする指標。

1-5 自然と人が共生できる環境の創造

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 本町の豊かな自然環境を守り、美しい里山の景観を次の世代に受け継いでいくために、町内の環境保全意識の高揚を図り、自然保護活動・美化活動を継続して推進します。
- 自然環境の悪化は日常生活とも密接な関わりがあり、地域としても重要な課題となることから、地域や関係団体とともに、不法投棄の防止や水質の改善に努めます。
- 自然と人が共生する環境では、野生鳥獣による農作物や生活環境への被害など、人と野生鳥獣との軋轢が生じることも考えられるため、今後も緩めることなく、継続して対策を講じます。

個別施策（実現手段）

個別施策 1-5-1 環境保全・環境美化の推進

- 環境美化及び水質浄化対策の強化（指標 No. 20） 町民環境課
 - ・環境美化については、概ね良好な活動状況にあり、今後もポイ捨ての防止など官民協働の活動を継続します。
 - ・浄化槽設置整備事業を継続し、水環境の保全に努めます。水質検査については、健全な水環境の基準としてその結果に注視しながら今後も継続します。
- 不法投棄対策の強化（指標 No. 21） 町民環境課
 - ・地域の生活環境の保全や不法投棄を監視する環境指導員については、道路の拡張、開発による人流の変化などを正確に捉え、行政区長と調整し、担当区域の見直しを図ったうえで、新しい区割りに合った環境指導員を配置します。

個別施策 1-5-2 農村・里山空間の保全と活用

- 農業農村の環境の保全 農政課
 - ・多面的機能支払活動交付金を活用した資源保全隊の活動等により、四季折々に美しい農村の景観の保全を図るとともに、水路、農道、ため池等の農業を支える施設の維持管理を適切に行い、農業農村の環境を保全します。

○ 有害鳥獣対策の強化（指標 No. 22） 農政課

- ・柴田町鳥獣被害対策実施隊による捕獲頭数は、豚熱感染野生イノシシが確認された令和3年6月以降は激減しているものの、引き続き電気柵の設置や箱わな購入の補助、狩猟免許取得者の支援を継続することで、集落ぐるみで防除する取組の支援を継続し、農作物の被害軽減を図ります。

個別施策 1-5-3 環境教育の推進

○ 環境教育の推進 町民環境課

- ・SDGs や地球温暖化、気候変動の深刻さなど、地球環境の悪化について、次世代を担う子どもたちが興味や関心を持つような環境教育を強化するとともに、環境学習プログラムの構築や指導する人材の育成に努めます。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
20	未水洗化人口（※）	4,342人	3,500人	町民環境課 R3年度比約80%を目標
21	環境指導員数	18人	20人	町民環境課 R5・R7任期毎に1名増を目標
22	有害鳥獣による農作物被害金額（※）	1,553千円	1,000千円	農政課 R2より35%減を目標

（※）印は、現状値からの減少を目標とする指標。

基本目標 2 安全で安心な居ごこちの良いまちづくり

～誰もが安心して暮らせる住みよいまち～

施策を取り巻く環境（現状・課題）

地域の安全安心（防災・防犯・交通安全）

- あらゆる自然災害から生命、身体及び財産を守るための防災・減災に対する意識はますます高まっています。特に本町においては、局地的な豪雨による内水氾濫や土砂災害等の被害が懸念されるため、河川施設等の整備や局地的なエリアでの冠水対策を強化する必要があります。今後は、地域や家庭での備えとともに、関係機関や消防団、自主防災組織等と連携し、防災・減災を念頭に置いたソフト・ハード両面からの取組が求められます。
- 防犯・交通安全対策は、日常生活を送るうえで欠かせない取組であり、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて、警察や行政だけでなく、家庭や学校、団体、事業者等、地域が一体となって取り組むことが求められます。

保健・医療・福祉

- 本町では、各種健診、母子保健、予防接種等の保健サービスの実施のほか、心の健康づくりとして、自ら命を絶つようなことを防ぐネットワークの強化や、健康を支え、守るため健康づくりを進め、健康格差のない環境の整備を図っていますが、未だ十分とは言えません。
- 今後ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者等、支援が必要な高齢者は増えることが見込まれており、※フレイル対策等の介護予防、様々な生活支援の体制整備が必要となります。そのため、本人やその家族、医療、介護の専門職等だけでなく、地域全体で高齢者を支えていく包括的な支援体制の構築が引き続き求められます。

※フレイル：

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下した「虚弱」な状態を指し、健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間の状態のこと。

公共交通

- 町内には JR 東北本線や阿武隈急行線が通っており、仙台市等への通勤や通学のための交通機関が確保されていますが、町内にバス路線はなく、高齢者等の交通弱者を中心とした方々の地域医療支援病院への通院、商店への買い物など不便をきたしている状況にあります。
- 平成 24 年 8 月よりデマンド型乗合タクシーを運行していますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより、利用者数が減少に転じています。今後は、人々の日常生活の維持や社会参加交流を促す重要な社会基盤として、地域の足の確保は大変重要な課題となっています。

2-1 地域防災・減災力の向上

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 頻発する自然災害や火災から町民の生命や財産を守っていくために、可能な限り被害を最小限に食い止め、被災者の生活再建を少しでも早める防災・減災のまちづくりに引き続き取り組みます。
- 特に近年は気候変動の影響による風水害が激甚化・頻発化しているため、本町の災害特性でもある内水氾濫等の発生に備えて、中小河川の改修や道路側溝の補修、さらに国や県に対して簡易型水位計やカメラの設置を要望します。
- 町民自らの防災意識の高揚を図り、自主防災組織の育成強化や地域で互いに助け合う体制づくりを引き続き進めるほか、消防団等の防災関連団体や民生委員、児童委員、民間事業者等との連携・協力体制を強化し、町民の安全安心の確保や災害弱者への対応を強化します。
- 消防については、消防団が消防活動、火災予防活動等を通じて地域の安全安心の確保に取り組んでいますが、近年団員の確保が困難になっているため、事業者や学生等、地域の多様な主体と協力し、体制の強化に努めます。

個別施策（実現手段）

個別施策 2-1-1 防災・減災対策の推進

- **防災意識の高揚 総務課**
 - ・ 災害の多様化や大規模化を想定した訓練を実施するとともに、令和元年台風第 19 号被害実績に基づいた内水ハザードマップやマイ・タイムラインの作成、浸水深表示板の設置や避難所の看板のリニューアル等を計画的に行い、防災意識の向上に努めます。
 - ・ 自然災害から身を守るための知識を学ぶ機会として、町民向け講演会を開催します。
 - ・ 台風などの風水害から身を守るための避難行動を促すため、災害情報をテレビやラジオ、メール配信やLINEなどの多様なチャンネルを活用して提供します。

○ **自主防災組織の育成強化 総務課（指標 No. 23・24）**

- ・各自主防災組織に宮城県防災指導員を5人、そのうち女性2人、防災士を1人配置することを目標とし、人材の確保に努めるとともに、指導員のフォローアップ研修会の開催、資機材の整備支援により、育成強化に努めます。
- ・災害発生時や災害が発生する恐れがある場合（ミサイル発射を含む）、情報弱者などの町民へ迅速に情報が伝達できるよう、防災ラジオの配備拡充を図るとともに、日常時における有効活用についても併せて検討します。
- ・風水害や地震等の自然災害において、町民の防災減災に資するための柴田町災害対応連絡会議の機能強化を図るとともに、いざというときの柴田町声掛けネットワーク実施要領に基づき、積極的に活動します。

○ **災害時応援協定等による協力体制の確立（指標 No. 25） 総務課**

- ・今後の大規模な災害発生に備え、柴田町建設工事協議会をはじめとする各種団体との災害応援協定に基づき、早期に建築物の解体撤去体制を整えるとともに、大雨降雨時に乗用車を高台等に避難誘導する協力体制の構築を図ります。

○ **災害ボランティアセンターとの連携強化 総務課・福祉課**

- ・令和4年11月に柴田町社会福祉協議会との間で締結した災害協定に基づき、災害ボランティア設営訓練を通じてボランティアセンターとの連携を強化し、迅速な災害復旧を図ります。

個別施策 2-1-2 消防活動の充実

○ **消防団員の確保とスキルの向上（指標 No. 26・27） 総務課**

- ・高齢化等により消防団員が減少傾向にあるため、女性消防団や学生消防団を含めた加入を促進するとともに、消防団員の出動報酬と年額報酬などの処遇改善や消防団の活動状況を定期的に応報し、消防団員の確保に努めます。
- ・宮城県消防学校などの研修等を通じて、消防団員としてのスキルアップに努めます。

○ **消防団協力事業所の増加・確保（指標 No. 28） 総務課**

- ・ホームページや広報誌での掲載回数を増やし、事業所としての社会貢献や入札での優遇性をPRし、消防団協力事業所の増加・確保を図ります。

個別施策 2-1-3 流域治水対策の推進

○ **鷺沼排水区公共下水道雨水対策工事の促進（指標 No. 29） 上下水道課**

- ・鷺沼5号調整池については令和5年度の完成を目指し、また1号雨水幹線については、早期完成に向けて、引き続き国や県に交付金事業の要望を行います。

○ **局地冠水地区における雨水対策工事の実施（指標 No. 30） 都市建設課**

- ・過去の冠水被害を受けた下名生・西住・槻木上町・白幡地区をはじめとする局地冠水地区等については、調査した結果をもとに、局地冠水対策事業を行い、道路の冠水被害の軽減を図ります。

○ 雨水管理総合計画の策定・推進 上下水道課

- ・下水道の全計画排水区を対象に、排水区ごとに段階的（当面・中期・長期）な整備水準や施設整備の方針等を定めるほか、内水浸水想定区域図を作成し、町民への雨水対策の啓蒙や避難行動への誘発に努めます。
- ・河川の水位状況の把握を行うため、LoGo チャットによる災害現場情報の共有化を図り、古河水門付近に危機管理型水位計や簡易型カメラを設置するとともに、白石川や阿武隈川への水位計や簡易型カメラの設置を国や県に要望します。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
23	宮城県防災指導員数	206 人	250 人	総務課 各自主防災組織に 5 人
24	防災行政無線戸別受信機 (防災ラジオ) の配備数	746 個	1,500 個	総務課 毎年度 200 個配布
25	災害時応援協定事業者数	30 事業所	34 事業所	総務課 毎年度 1 事業所増
26	火災発生件数 (※)	11 件	5 件	総務課 発生件数 6 件減
27	消防団員数	268 人	300 人	総務課 条例による定員 300 人を目標
28	消防団協力事業所数	3 事業所	7 事業所	総務課 毎年度 1 事業所増
29	鷺沼排水区公共下水道雨水 整備率	42.2%	59.8%	上下水道課 第 I 期 (幹線管路)
30	槻木白幡地区雨水対策事業 整備率 (事業費ベース)	5.8%	49.5%	都市建設課 現状値の 8.5 倍程度増

(※) 印は、現状値からの減少を目標とする指標。

2-2 交通安全・防犯対策の推進



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 交通安全については、町民一人一人が交通安全に対し高い意識を持つことができるよう、関係機関との連携を図りながら交通安全運動、交通安全教育等を実施し、交通ルール遵守の大切さ等を学ぶ機会を増やします。開催にあたっては、開催規模や参加する年齢層に応じた活動を継続するほか、交通危険箇所での交通環境の改善や交通安全施設の整備に努めます。
- 防犯対策では、不審者や防犯に関する情報発信等、地域や関係機関と連携した防犯体制を強化するほか、手口が多様化、複雑化する特殊詐欺や消費者トラブルを防ぐため、消費生活相談体制や情報提供の充実を図り、安全安心な地域社会の実現を目指します。

個別施策（実現手段）

個別施策 2-2-1 交通安全活動の推進

- 地域交通安全活動の推進（指標 No. 31） まちづくり政策課
 - ・悲惨な事故をなくすため、ICT等を駆使しながら、危険箇所や時間帯を洗い出し、町民に対し交通安全の周知を図ります。
- 交通指導隊等による交通安全指導の実施 まちづくり政策課
 - ・警察の指導のもと、交通指導隊の研修を行い、隊員のスキルアップを図ります。また、見守り隊と合同で研修を行うことで、相互に良好な関係を構築し、綿密な連携が取れる体制を整えます。
 - ・交通指導隊員の高齢化が進んでいるため、新たな隊員の確保に向けて、お知らせ版やホームページ等を用いて活動状況を広く周知することで、隊員の増員に努めます。
- 交通安全教育の推進（指標 No. 32） まちづくり政策課
 - ・関係機関と連携した高齢運転者交通安全講習会を継続し、高齢者の安全運転の普及促進を図ります。また、交通安全意識と交通マナーの向上を推進するため、領域別・年齢段階に応じた交通安全教育や広報啓発活動を実施します。

個別施策 2-2-2 交通安全施設の整備

○ 交通安全環境の整備 まちづくり政策課・教育総務課

- ・交通安全マップの作成や SNS などを活用した迅速な連絡体制を構築し、交通事故の防止に努めます。
- ・交通事故多発地点等における安全を確保するため、行政区長や地域住民、道路利用者の意見を取り入れながら、交通安全施設（カーブミラー、区画線、注意喚起用看板等）を整備します。
- ・児童生徒の交通事故を未然に防ぐため、町や警察と通学路の合同点検を実施し、通学路の交通安全施設の整備に努めます。

個別施策 2-2-3 防犯・地域安全対策の推進

○ 防犯に関する地域安全活動の推進（指標 No. 33・34・35） まちづくり政策課

- ・防犯に関わる関係機関と連携し、不審者や防犯に関する情報発信（ホームページ、広報紙、メール・LINE 配信等）を行うとともに、犯罪を防止するための防犯カメラを設置します。
- ・警察や各市町と連携しながら、情勢に応じた犯罪防止対策に取り組むとともに、防犯灯の設置については、町と地域が役割を分担しながら、通学路周辺を中心に増設し、安全を確保します。
- ・高齢者等に対する特殊詐欺被害を未然に防ぐため、特殊詐欺撃退電話機等を購入する費用の一部を補助することによって、特殊詐欺撃退電話機等の普及に努めます。

○ 防犯パトロール等の推進 まちづくり政策課・総務課

- ・警察や見守り隊との連絡体制を強化し、不審者や危険箇所の情報を早期に共有できる体制づくりを推進します。
- ・関係機関と連携しながら、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、各種支援制度の案内や早期に公的な各種手続きを受けられることができる体制づくりを推進します。
- ・犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び経済的な負担の軽減を図るため、条例に基づく支援金を給付します。
- ・防犯実動隊員の高齢化が進んでいるため、新たな隊員の確保に向けて、お知らせ版やホームページ等を用いて活動状況を広く周知することで、隊員の増員に努めます。

個別施策 2-2-4 消費者トラブルの防止

○ 情報の提供と啓発活動の推進 町民環境課

- ・困ったときにすぐに相談できる窓口として「消費者ホットライン 188」の周知を図るとともに、警察や金融機関等と連携して架空請求や還付金詐欺など、地域で発生した特殊詐欺への迅速な対応に努めます。
- ・成人年齢が 18 歳に引き下げられ、契約当事者になることができることから、ホームページでの情報発信、メールや SNS を活用した啓発活動を推進します。

○ 相談体制の強化 町民環境課

- ・多様な相談内容に対応できるよう、引き続き相談員のスキルアップを図り、適切、迅速な助言、斡旋ができるように努めます。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
31	町内交通事故発生件数 (※)	76 件	62 件	宮城県警察本部交通部「(令和3年中) みやぎの交通事故」 各年 5%減を目標
32	交通安全講習会開催回数	1 回	3 回	まちづくり政策課 近年の交通事故の情勢を鑑みて開催回数を増
33	刑法犯罪認知件数(町内) (※)	140 件	120 件	まちづくり政策課 各年 3.5%減を目標
34	防犯灯数	3,685 灯	3,765 灯	まちづくり政策課 各年 20 灯増を目標
35	特殊詐欺撃退電話機等購入費 補助金支給件数	4 件	25 件	まちづくり政策課 各年 5 件増を目標

(※) 印は、現状値からの減少を目標とする指標。

2-3 健康・体力づくりの推進

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 町民一人一人が、健康寿命を長く保つためには、若い時期から健康づくりに取り組み、定期的に健康診断を受けて、自分の体の状態を把握しておくことが不可欠です。生活習慣病予防を軸とする保健指導や町民の健康づくり活動を推進するほか、心の健康に対するサポートの強化に取り組み、町民の心身の健康の増進を図ります。
- 母子保健に関しては、育児不安や子育てへの悩みを抱える保護者をはじめ、子ども一人一人の成長、発達を確認し、その時期に応じた助言を受けることができ、子どもと保護者が安心して健やかに成長できる環境整備を進めます。
- 感染症が流行する恐れ等がある場合は、町民の生命及び健康を守るため、国や県等から発信される情報をもとに、適切に対応します。
- 地域医療においては、※かかりつけ医を持ち、日常的な健康管理を適切に行っている町民を増やすとともに、みやぎ県南中核病院を中心に地域の医療機関と役割分担を図り、適切な医療を受けられる医療提供体制の継続及び休日夜間等の救急医療体制等を確保します。また、国民健康保険、後期高齢者医療保険の適正な事業運営を行い、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を目指します。

※かかりつけ医：

健康に関することを何でも相談でき、必要なときは専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のこと。

個別施策（実現手段）

個別施策 2-3-1 健康づくり活動の推進

- 「健康しばた 21」、「柴田町食育推進計画」の推進 健康推進課
 - ・「健康寿命の延伸」や「生活の質の向上」を目指し、町民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むとともに、健康しばた 21（健康増進計画）や柴田町食育推進計画を策定し、各種健康づくり事業や食に関する事業を展開します。
- 心の健康づくり、「柴田町自殺対策計画」の推進 健康推進課
 - ・心の健康保持・増進のため、心の健康について正しい知識の普及啓発に努めるとともに、相談者への支援体制の充実に取り組みます。自殺対策の本質が「生きる」ことへの支援にあることを改めて確認し、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関連施策について、関係機関と連携して包括的に推進します。

○ 健康づくりの推進（指標 No. 36・37） 健康推進課

- ・ 町民がライフスタイルに合わせて健康的な生活習慣を身に付けるための環境整備や健康教室の開催、健康相談事業の充実を図ります。また、町民の健康づくり事業への積極的参加や健康に対する意識の向上を図るため、しばた健康づくりポイント事業などの健康づくり事業を実践します。
- ・ 健康しばたサポーターや食生活改善推進員などの健康づくりに関わる人材を育成し、地域住民とともに自ら健康づくり活動ができるよう支援します。

個別施策 2-3-2 保健事業の充実

○ 母子保健事業の推進（指標 No. 38） 健康推進課

- ・ 安心して子どもを産み育てることができるよう、継続して妊産婦や乳幼児の各種健診・相談、産婦・新生児訪問や産後ケア事業、未熟児療育医療費助成、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業などの母子保健事業を充実させるなど、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。
- ・ 次代を担う思春期世代の母性や父性を育てるため、学校等と連携を図り中学3年生を対象として、妊婦疑似体験等を継続して行います。

○ 健康診査・がん検診等の充実 健康推進課

- ・ 生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療のため、各種健康診査・がん検診への受診の重要性について周知する機会を増やします。さらに、各種健康診査やがん検診等の機会の提供及び受診しやすい環境を整えるなど、受診率の向上を図ります。

○ 感染症対策の推進 健康推進課

- ・ 乳幼児、児童生徒、高齢者等を対象とした予防接種法に基づく各種予防接種についての情報提供や接種勧奨、費用助成を行うなど、接種率の向上につながる対策を講じます。
- ・ 新型コロナウイルスなどを含めた新たな感染症の発生に備え、柴田町新型インフルエンザ等対策行動計画を見直し、感染予防やまん延を防止するための体制を整備します。

○ 歯科保健事業の充実 健康推進課

- ・ 歯や口腔の健康保持・増進のため、「(仮称) 歯科口腔保健条例」を制定し、口腔衛生に対する知識の普及や歯科医と連携した歯科健康診査等の事業を強化します。
- ・ 歯や口腔の健康づくりを推進するため、現状の把握や必要な対策を講じるなど、新たな制度設計を行い、歯科保健の充実を図ります。
- ・ むし歯予防に有効なフッ化物洗口事業について、保育所・歯科医師等と連携し、実施に向けて準備を進めます。

個別施策 2-3-3 医療保険制度・国民年金事業の健全な運営

○ 特定健診・特定保健指導の充実（指標 No. 39・40） 健康推進課

- ・生活習慣病の重症化を防ぎ、高額な医療費を抑制するためには、健診を受診し、早い段階から予防意識を持つことが重要です。受診率が低い 40～50 代に向けた周知を徹底し、健診受診率の向上に取り組みます。
- ・利用しやすい特定保健指導を目指し、申込方法、実施方法等の見直しを検討します。

○ 国民健康保険事業の健全な運営の確保 健康推進課

- ・保険税の県統一化に向け、適正な賦課となるよう今後も県内の動向を注視します。また、ジェネリック医薬品差額通知を送付して普及啓発に努めます。
- ・保健事業としては、生活習慣病の重症化予防などに着目した各種事業をさらに進め、医療費の適正化に努めます。

○ 後期高齢者医療制度の安定的な運営の確保 健康推進課

- ・普通徴収対象者に口座振替を勧めるなどし、納め忘れによる未納を防ぎ、収納率の向上に努めます。

○ 国民年金事業の普及推進 健康推進課

- ・年金事務所と連携し、年金保険料未納者に対して免除制度の周知を行い、未納者数の減少を図ります。また、各種制度の普及啓発に努めます。

個別施策 2-3-4 地域医療機関との連携強化

○ かかりつけ医の普及 健康推進課

- ・疾病治療に加えて、疾病予防や日常的な健康管理を推進するため、医師会、歯科医師会などと連携を図りながら、健康教育や広報を活用し、健康に関する相談ができる「かかりつけ医」を持つ必要性についての周知に努めます。

○ 医療情報の提供 健康推進課

- ・誰もが安心して医療が受けられるように、地域医療機関とみやぎ県南中核病院の機能分担について周知するとともに、広報やホームページ等を活用し、医療情報や健康情報についての提供を行います。

○ 救急医療体制の充実 健康推進課

- ・初期・二次・三次救急医療体制の役割が適切に発揮されるよう、救急外来や救急車の適切な利用等について、広報やホームページ等を活用し周知に努めます。
- ・地域の医師会・歯科医師会の協力により、仙南夜間初期急患センターや休日当番医（内科・外科・歯科）の初期救急医療体制を維持し、平日夜間や休日の救急患者に対する診療の空白時間の解消を図ります。
- ・みやぎ県南中核病院等の病院輪番制事業により、夜間及び休日における入院や緊急手術等へ対応する二次医療を確保することで、初期から三次までの救急医療の機能分担を推進し、切れ目のない医療の提供、救急医療体制の充実に努めます。

○ 災害時医療体制の充実 健康推進課

- ・地域の医師会や歯科医師会、みやぎ県南中核病院、保健所等と災害対応の基礎となる情報共有、連携等を図ります。
- ・災害時医療の確保について地域の医師会や歯科医師会等と協議を行い、災害時医療体制の整備に努めます。

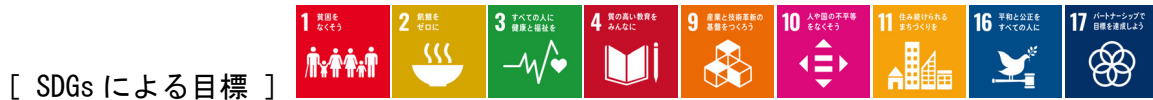
数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
36	※健康づくり教室等への参加者数	114人	630人	健康推進課 令和4年度見込数(430人)より、 毎年50人増を目標
37	健康しばたサポーターの人数の増加	12人	30人	健康推進課 2年毎に募集予定
38	乳児家庭の全戸訪問の実施	100.0%	100.0%	健康推進課 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に対し、保健師または助産師による家庭訪問を実施
39	特定保健指導実施率	26.7%	60.0%	健康推進課 第3期特定健康診査実施計画目標値 (H30～R5)
40	特定健診受診率	42.4%	60.0%	健康推進課 第3期特定健康診査実施計画目標値 (H30～R5)

※健康づくり教室等：

まちづくり出前講座(健康教育)、各種健康相談・健康教室、健康セミナー等への参加者数のこと。

2-4 地域包括ケアシステムの構築と深化



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 近年、人口の減少や、地域コミュニティ力の低下により、社会福祉を担う人材の不足や地域のつながりが弱まる一方で、高齢者、障がい者、児童といった分野別による従来の支援体制では解決できない複雑化・複合化した課題も発生してきています。こうした地域社会の問題を解決していくため、地域共生社会の実現に向けて町全体で重層的に支え合うことができるよう、包括的な支援体制の構築に努めます。
- ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者等の増加が見込まれる中、介護が必要とならないよう、フレイル予防を踏まえた介護予防事業の推進と生きがいづくりに努めます。また、団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年に向けて、各種相談や地域ケア会議、多職種連携による各種事業の展開など、住み慣れた地域で生きがいを持ちながら安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムの構築に引き続き取り組みます。
- 障がい者については、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、経済的自立を促すための就労支援を強化するとともに、住まいの確保や日中活動の場の充実、さらに権利擁護や自立生活支援のための相談支援体制の整備に努めます。
- 特に成長とともに支援の在り方が変わってくる障がいのある子どもに対しては、切れ目のない支援を図るとともに、発達障がいの早期発見と早期療育、医療的ケア児等への支援体制の充実を図ります。

個別施策（実現手段）

個別施策 2-4-1 地域福祉の推進

- 救急安心カードの普及（指標 No. 41） 福祉課
 - ・ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、避難行動要支援者などを対象に、かかりつけの医療機関や緊急時連絡先などの情報を記入した「救急安心カード」の利用、普及に努めるとともに、外出時に携行できるカードの配布について検討します。
- 避難行動要支援者への対応（指標 No. 42） 福祉課
 - ・自主防災組織や民生委員・児童委員などと連携して、避難行動要支援者の把握と名簿を活用し、地域住民の協力を得ながら、災害時の対応に備えます。
 - ・避難行動要支援者ごとの個別計画を作成するため、課題の把握と地域の実情に精通する自主防災組織や民生委員・児童委員などへチラシを用いて制度の理解促進を図ります。

○ 生活困窮者への自立支援事業の充実 福祉課

- ・生活相談者の個々の状況に応じて、宮城県自立相談支援センター仙南事務所と連携して、仕事や住まい、生活などの暮らしの悩みについて支援することで、自立生活を促します。

○ 成年後見制度の利用促進（権利擁護支援） 福祉課

- ・成年後見制度について、町に中核機関を設置し、制度の利用促進を図ります。また、町ホームページや広報誌に掲載し、理解と啓発につなげます。

個別施策 2-4-2 高齢者福祉の充実

○ 介護予防事業の推進（指標 No. 43） 福祉課

- ・行政区や生涯学習センターなどで介護予防に関する出前講座を実施し、現在、介護認定を受けていない高齢者が要支援や軽度の介護認定者とならないよう、普及啓発を行います。また、健康状態が不明な高齢者の状態を把握し、必要なサービスへつながるよう支援します。
- ・高齢者の通いの場に専門職が赴き、運動・栄養・口腔などのフレイル予防に関する健康教育・健康相談を実施します。
- ・ダンベル体操やノルディックウォーキング体験会を開催し、新規サークルの立ち上げを支援します。既存サークルについては、研修会などを開催して活動を継続できるよう支援します。

○ 認知症事業の推進（指標 No. 44） 福祉課

- ・「認知症サポーター養成講座」を中学校区単位で開催し、地域で認知症の人やその家族を支援できるよう、認知症サポーターの養成を行います。
- ・オレンジカフェ（認知症カフェ）を開催し、認知症の人やその家族が参加できる場を確保するとともに、認知症や支援制度に関する情報提供を行います。
- ・認知症高齢者とその家族による仲間づくりや交流の場について支援します。

○ 生活支援体制の整備 福祉課

- ・高齢者に身近な通いの場などを掲載した地域資源マップ「しばた来らいんマップ」を配布して周知します。
- ・生活支援コーディネーターが地域資源マップを活用したマッチングができるよう、相談力の向上を図ります。

○ 地域ケア会議の充実 福祉課

- ・多職種の視点によるケアプラン作成に向けた地域ケア会議（個別会議）の充実と、地域包括ケアネットワーク連絡会、地域ケア推進会議等によるネットワークの構築、地域資源開発、地域課題の把握を行います。

個別施策 2-4-3 障がい者福祉の充実

○ 障がい児支援体制の強化 福祉課

- ・児童発達支援センター設置については、むつみ学園運営受託業者と今後も検討します。また、障がい児の障がい種別や年齢別などのニーズに応じて、障害児通所事業者及び相談支援事業者と連携して支援を行います。
- ・医療的ケア児等への支援のため、関係機関などから構成される協議の場を設置し、支援体制の充実を図ります。

○ 相談支援体制の整備 福祉課

- ・町内の相談支援事業者は4社と増加していますが、事業者ごとの相談支援員について増員していくよう働きかけを行います。また、福祉課窓口において継続して社会福祉士を配置し、相談支援を充実させます。
- ・重大事案や緊急事案などに関しては、基幹相談支援センター（アサンテ）と連携し課題解決を行います。

○ 自立支援、地域生活支援施策の充実 福祉課

- ・障がいをお持ちの方やそのご家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、必要なサービスを提供します。

○ 就労の確保と支援の強化 福祉課

- ・就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することを目標とします。また、一般就労が困難な人のために、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の障害福祉サービスを提供します。

○ 合理的な配慮の提供と「ヘルプマーク」の普及活動の推進（指標 No. 45・46） 福祉課

- ・支援が必要な方にヘルプマークを配布するとともに、広報紙などにより周知を図り、障がいを理解するための研修会などを継続して実施します。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
41	救急安心カードの普及世帯数	1,893 世帯	2,025 世帯	福祉課 R3 年度末時点の7%増
42	避難行動要支援者登録者数	484 人	532 人	福祉課 R3 年度末時点の10%増
43	介護予防教室受講者数	207 人	900 人	福祉課 H30 年度実績の水準まで回復
44	認知症サポーター養成講座開催回数	0 回	9 回	福祉課 各中学校区で年3回開催目標
45	ヘルプマーク・ヘルプカードの配布数	63 枚	80 枚	福祉課 新規手帳申請者の5割以上
46	障がいを理解するための研修会参加者数	0 人	30 人	福祉課 町主催事業を年1回以上開催

2-5 地域コミュニティの再構築

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 人口減少により、地域を支える担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や活動の低下が懸念されています。その対策として、中間支援機能を持つまちづくり推進センター「ゆる.ぷら」の機能を強化し、地域計画に基づく地域課題解決に向けた活動を引き続き支援することで、住民自治の強化や集落機能の維持に努めます。

個別施策（実現手段）

個別施策 2-5-1 地域コミュニティ活動の推進

- 地域計画に基づく活動への支援 まちづくり政策課
 - ・引き続き地域づくり交付金を各地区に交付し、地域の課題解決に向けた取組を支援することで、地域コミュニティ活動の充実と強化を図ります。
 - ・第6次柴田町総合計画との調和を図りながら、町民自らが地域課題や地域の将来像を実現できるよう、地域計画の策定や実践に関する助言等の支援を行います。
- 地域コミュニティ活動の支援体制の充実（指標 No. 47） まちづくり政策課
 - ・まちづくり推進センター「ゆる.ぷら」の中間支援機能を強化し、地域コミュニティへの支援の充実を図ります。
 - ・各地区の情報をよりきめ細やかに収集、共有し、見える化することで、町内会同士の情報交換や研修の機会を設け、地域リーダーの育成を図ります。

個別施策 2-5-2 多世代交流コミュニティの形成

- 地域共生社会の実現に向けた取組 福祉課
 - ・高齢者も障がい者も子育て世代もみんながごちゃまぜに集まり、人と人との関わりを通じて誰もが居ごこちの良い空間となるよう、旧まごころホームの利活用を図ります。

数値目標

No	成果指標名	現状値	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
47	地域コミュニティ情報交換会の開催回数	0件	2件	まちづくり政策課 年間2回を想定

2-6 地域公共交通の確保

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 地域公共交通の確保に向けて、町民の移動手段としてタクシーやデマンド型乗合タクシーを運行し、引き続き運行体制や運行区域等の見直しに取り組むなど、利便性と持続性のある公共交通サービスの提供を目指します。また、阿武隈急行線については利用者の減少に歯止めがかからない状況にあり、沿線自治体とともに、阿武隈急行線の在り方や乗車の促進に向けた取組について検討を進めます。

個別施策（実現手段）

個別施策 2-6-1 交通弱者への対応

○ デマンド型乗合タクシー運行への支援（指標 No. 48） まちづくり政策課

- ・デマンド型乗合タクシーの利用者の利便性向上に向けて、予約方法や運行体制の見直し、町外への運行などについて、運行主体である柴田町商工会と引き続き連携し、検討を進めます。

個別施策 2-6-2 公共交通機関への支援

○ 阿武隈急行線への対応 まちづくり政策課

- ・宮城・福島両県及び沿線自治体と連携し、老朽化により緊急整備を要する施設や車両等について支援を継続するとともに、経営環境が年々厳しくなる阿武隈急行線の今後の在り方、沿線住民及び観光利用客等による利用の促進に向けて関係自治体と協議します。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
48	デマンド型乗合タクシーの1日当たりの利用者数	62.9人	70.0人	まちづくり政策課 コロナ禍前(R1)実績の水準に設定

基本目標3 まちづくりを担う人材の育成と子どもたちの成長支援

～一人一人の夢や希望を拓く創造性豊かなまち～

施策を取り巻く環境（現状・課題）

移住・定住

- 新型コロナウイルス感染拡大を契機にデジタル化が急速に進み、テレワークなど、場所や時間にとらわれない働き方ができるようになったことで、田園回帰の流れが起きています。今後は人口減少幅を抑制するためにも、若者の定住や町外からの移住を促進していく必要があります。
- 本町においては「みやぎ移住サポートセンター」と連携し、移住に関する相談に随時対応してきたほか、移住フェアやマッチング相談会などのイベントに参加し、移住に興味を持つ方に対し町の魅力をPRしてきました。しかし、未だ大きな流れにはなっておらず、住まいや仕事の確保などの受入体制も十分とは言えません。

子育て支援・教育

- 全国的に婚姻数や出生率が低下しており、少子化対策は喫緊の課題となっています。急速な少子化や核家族化の進行に伴う、家庭と地域における子育て力の低下や共働きの増加、所得格差の拡大などにより、子育てに対する負担や不安が高まっています。そのため、婚活への積極的な支援や子どもを安心して産み育てられる環境整備を進め、子育て世代が魅力を感じるサービスを切れ目なく提供できる支援体制を構築していく必要があります。
- 今後の少子化対策の一環として、結婚を希望する独身の男女の出会いの場やカップルの誕生に向けて、民間業者による結婚相談所や婚活パーティー、AI マッチングシステムを利用したみやぎ結婚支援センター「みやマリ！」を紹介する等、婚活への取組を強化します。
- 学校教育では、十分な学習機会や良好な環境の提供、先行きが不透明な社会を生き抜く「確かな学力」、「豊かな心」及び「健やかな体」を身に付ける教育が求められる中、本町では、学力向上に向けた取組とともに、「※SAKURA PROJECT」、「※JOV 活動」等を通じて、まちへの愛着や英語によるコミュニケーション能力の習得に取り組んできました。今後も家庭や地域、学校が連携して児童生徒の学びをサポートし、子どもたちの成長支援を強化していく必要があります。

※SAKURAPROJECT：

町内の小学3年生から中学3年生までの7年間の英語学習を通じて、「花のまち柴田」の誇りである桜について、どの子も英語で説明できることを目指す取組のこと。

※JOV 活動：

Junior Omotenashi Volunteer の略。放課後英語楽交で身に付けた英語力と花のまち柴田の誇りである桜について学習した成果で、児童生徒が外国人観光客をおもてなしするボランティア活動のこと。

- 障がいのある子どもや不登校の児童生徒など、支援の必要な子どもについては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、子どもの発達段階と年齢に応じた課題に対応するとともに、子どもたちや家庭が抱える問題へのきめ細やかな対応や一人一人の特性に寄り添った支援が引き続き求められます。

男女共同参画・ジェンダーギャップ

- 近年の男女共同参画をめぐっては、様々な分野において女性が参画する必要性が認識されてきていますが、固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、今後も継続して男女双方の意識を変えるための取組が必要です。
- ジェンダーギャップの解消に向けて、女性の活躍推進、働き方改革の実現、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、個性や能力を発揮できる社会の実現を目指していく必要があります。

生涯学習・スポーツ・文化活動

- 価値観の多様化や余暇時間の増大、健康への関心の高まりなどから、健康で心豊かに生活するための取組として、生涯学習やスポーツ機会の場の確保が求められます。特に生涯学習では、人生 100 年時代を見据え、時代に即した学びの提供、スポーツ活動では、仙台大学と連携した中での新たな拠点となる（仮称）柴田町総合体育館の活用や太陽の村等の地域資源を活かした取組が求められます。
- 文化活動では、拠点となるしばたの郷土館における貴重な財産である文化財の展示や保存をはじめ、国宝如庵の写しである*如心庵について広く知ってもらう機会として茶道普及事業等に取り組んでいます。今後は、訪日外国人客等に対し、日本の伝統文化を体験できる場等を提供し、しばたの郷土館の魅力をさらに広め、日本の文化や柴田町の生活文化を後世に継承していく取組を推進する必要があることから、文化財の保存・活用についてデジタル技術を活用しながら取り組みます。

※如心庵：

愛知県犬山市にある国宝「如庵」を模した茶室で、平成 6 年 4 月に開席。

3-1 移住・定住の促進

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 移住・定住にあたっては、シティプロモーションを通じて移住希望者の目に留まるような柴田町の魅力の発信や、相談窓口の設置、都市と地方との間での対流の促進、お試し移住・教育移住などの取組を通じて交流人口や関係人口の拡大を図り、若者の移住や定住につなげます。
- 移住希望者の受入体制としては、相談体制の充実を図るための移住支援コーディネーターの配置や、空き家バンクの構築に向けた体制の整備、さらに、住まいとなる空き家の有効活用により、居ごちの良い住宅の提供や仕事おこしへの支援を行います。

個別施策（実現手段）

個別施策 3-1-1 移住・定住対策の強化

- 移住希望者への支援体制の強化（指標 No. 49）まちづくり政策課・農政課・商工観光課・教育総務課
 - ・引き続き「みやぎ移住サポートセンター」や仙南2市7町間での連携を図り、首都圏及び仙台圏などからの移住促進を目指し、PR活動、お試し体験ツアーなどを実施するとともに、移住支援コーディネーターの配置や町独自の移住支援金制度の創設、教育移住につながる仕組みづくりを検討します。
 - ・「しばたの発信力UP！講座」を開催することにより、市民目線で町の魅力を発信できる人材を育成し、特に若者や子育て世代を中心とする移住希望者向けにSNSなどでの情報発信を行います。
- 地域おこし協力隊員の確保 まちづくり政策課
 - ・地方への移住促進や空き家の活用など、町が抱える課題の解決を図ることを目的に、その担い手として地域おこし協力隊員を募集します。
 - ・今後もより隊員が活動しやすく定住しやすくなるよう、待遇改善を図るとともに、隊員の活動や生活へのサポート体制を充実させます。

個別施策 3-1-2 空き家・空き地対策の強化

○ 空き家の利活用と空き地対策の強化（指標 No. 50） 町民環境課・まちづくり政策課

- ・ 空き家・空き地の利活用を促進するため、宅地建物取引業協会や全日本不動産協会など関係団体との協議を進め、空き家バンクの構築に向けた体制整備を図ります。
- ・ 地域おこし協力隊や移住支援コーディネーターなど、国の財政支援がある制度を活用して人材を確保し、空き家バンクの運用と空き家の利活用を図ります。
- ・ 生活環境の変化で、放置されたままの空き家・空き地は増加傾向にあるため、今後は作成したリストをもとに現状を調査し、加除を繰り返しながら適正管理や指導に努めます。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
49	移住イベント相談人数	3人	20人	まちづくり政策課 各年4人増を目標
50	空き家バンク登録件数	0件	7件	まちづくり政策課 制度策定後、各年2件増を目標

3-2 子ども・子育て支援の充実



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 安心して妊娠・出産・育児ができるよう産前産後のサポート、子育てニーズに対応する支援等、産前からの切れ目のない子育て支援を強化・推進します。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境の整備や、子育て応援アプリの使いやすさ、子育てファミリー層・若年層の定住化に向けた住環境や教育環境の充実、経済面からの子育て応援の検討を図り、子育て世代に選ばれるまちづくりを推進します。
- 家庭の抱える問題が複雑・深刻化することで、子どもたちが安心して過ごせる居場所を失い、孤立してしまうことがないように、家庭や学校以外の場で大人や友だちと安心して過ごし、自立に向けて生き抜く力を育めるよう子どものための第三の居場所づくりに取り組みます。
- 幼児教育においては、引き続き適正な教育課程を編成し、保育所、幼稚園及び小学校との連携を図り、小1プロブレムの解消につながるよう引き続き柴田町保幼小連絡会や保幼小連絡会議による支援体制の充実を図るとともに、新たに「(仮称) 幼保小架け橋リーダー」を配置し、対応を強化します。

個別施策（実現手段）

個別施策 3-2-1 子ども支援の充実

- **保育体制の充実（指標 No. 51） 子ども家庭課**
 - ・ 児童数の変化等を踏まえながら、待機児童の解消に向け、認定こども園や保育所、地域型保育施設の施設整備を行うとともに、保育の質の向上や継続した保育の場を提供するため、連携・協力機能の強化に努めます。
 - ・ 延長保育事業や一時預かり事業の充実を図るほか、病児保育事業の実施に向けた検討を行い、保護者の多様なニーズに応えられる保育体制の充実を図ります。
- **多様な子育て支援体制の充実（指標 No. 52） 子ども家庭課**
 - ・ ファミリー・サポート・センターを安定的に運営し、安心して子育てができる環境を整備するとともに、地域における子育てを支える関係機関が情報を共有し、互いに支え合うネットワーク事業を推進します。
 - ・ しばた子育て応援アプリを通じて、子どもたちの健全育成や子育ての両立ができるようきめ細やかな情報提供やサポートを行います。
 - ・ 子ども家庭総合支援拠点を設置し、0歳から18歳までの全ての子どもとその家庭、妊産婦を対象に、様々な相談に対応するために各関係機関との連携・サポート体制を整備・強化し、相談対応・支援、児童虐待防止に努めます。

○ 保育施設の整備 子ども家庭課

- ・持続的な保育サービスを提供するためには、良好な保育施設の環境整備が必要となることから、引き続き民間保育施設の誘致や、槻木保育所等の民営化を推進することで、積極的に民間活力の導入を図り、効率的かつ効果的な施設整備に取り組みます。

○ 婚活支援による未婚率低減対策 まちづくり政策課

- ・結婚を希望する方への支援策として、AI マッチングシステムを利用したみやぎ結婚支援センター「みやマリ！」の紹介や、みやぎ青年婚活サポートセンターでの各種イベントへの協力など、積極的な婚活支援に取り組みます。

個別施策 3-2-2 幼児教育の充実

○ 保幼小連絡会の活用 教育総務課・子ども家庭課

- ・幼児の発達段階と特性を的確に捉えて適正な教育課程を編成し、個性を伸ばす指導を行うとともに、柴田町保幼小連絡会を活用し、幼稚園・保育所・小学校の連携を強化します。
- ・幼児教育、学校教育現場の理解と共有により、就学児童の円滑な接続につながるよう幼児教育、*アプローチカリキュラムの充実を図り、保育・教育活動を推進します。

※アプローチカリキュラム：

就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で活かされ、つながるように工夫された5歳児のカリキュラムのこと。

- ・新たに核となる小学校に「(仮称) 幼保小架け橋リーダー」を配置し、「幼保小架け橋プログラム」に取り組み、幼稚園、保育所、小学校において、切れ目のない支援を行います。

○ 私立幼児教育施設運営費助成事業 教育総務課

- ・私立幼稚園設置者への支援として、毎年、町内私立幼稚園4園に対して一園あたり均等割と園児一人あたり園児割を組み合わせ、運営費の一部を助成し、幼児教育の振興と育成の充実を図ります。

個別施策 3-2-3 子育て家庭への支援

○ 妊娠・出産・子育て家庭への支援 子ども家庭課・教育総務課

- ・子育てサポーターなどの育成を図るとともに、関係する機関や団体がネットワークを形成し、情報の共有や連携の強化を図ります。
- ・妊娠期から相談・支援を行う母子保健事業と柴田町子育て支援センターに利用者支援専門員を2人配置し、子育て期の多様な相談ニーズに対応する利用者支援事業とを連携させ、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う、子育て世代包括支援センター事業の充実を図ります。さらに、子育て支援ガイドブックや町のホームページなどを活用した情報発信を積極的に行います。
- ・介助する者がいないなどの理由により、育児や家事等の支援を必要とする妊産婦に対しヘルパーを派遣し、安心して育児や日常生活が営めるよう支援します。
- ・子育てを経済面から支援するため、入学祝金の見直しや出産祝金の導入を検討します。

○ **親が参加しやすい子育て学習環境の充実 子ども家庭課**

- ・親が育児に関する知識を学ぶことができ、また、育児サークルや地域活動に参加しやすくするため、児童館において親子参加型の学習会やイベントの開催、地域参加型の世代間交流事業を実施し、学習機会や活動の場への参加を促すきっかけづくりに努めます。

○ **子育てに係る経済的支援の強化 子ども家庭課**

- ・児童手当や子ども医療費助成などの支援事業を継続し、子育て世帯が経済的に安定した暮らしが営めるようサポートします。

個別施策 3-2-4 配慮が必要な子どもやひとり親家庭への支援

○ **障がい児等の支援対策の充実 子ども家庭課**

- ・身体または精神に障がいのある児童について、特別児童扶養手当を支給し児童の福祉の増進を図ります。
- ・心身の発達について支援を必要とする児童の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等については、専門性の高い民間事業者へ委託し療育支援の充実を図ります。

○ **ひとり親家庭等への自立支援の強化 子ども家庭課**

- ・ひとり親家庭などが安定した生活を送り、子どもたちが健やかに育つよう、相談や情報提供に努め、自立に向けた経済的な支援やひとり親家庭日常生活支援事業を活用した家事支援などを行います。

○ **貧困対策の充実 子ども家庭課**

- ・子どもの貧困対策整備計画に基づき、要保護児童対策地域協議会の調整機関であるコーディネーターが中心となり、生活に困難を抱える家庭の実情にふさわしい支援策を提供できるよう、関係機関との連携を強化した体制づくりを進めます。

○ **児童虐待防止の推進 子ども家庭課**

- ・子どもが虐待を受けることのない社会づくりのため、親に対する適切な助言を行うほか、要保護児童対策地域協議会を基点に、地域住民や関係機関と協力体制を築きながら児童虐待の防止に努めます。

○ **ヤングケアラーへの支援 子ども家庭課**

- ・ヤングケアラーへの支援については、行政・学校や、全ての支援機関と連携し、ヤングケアラーの実態把握、オンライン等での相談受付、家事育児支援、介護サービスの提供など、支援体制の強化に努めます。

個別施策 3-2-5 子どもの居場所づくり

○ 子どもの活動の場の確保 子ども家庭課

- ・船岡地区での児童館や槻木地区での世代間交流センターの建設構想を検討するとともに、子どもの活動の場や機会の確保の観点から、児童館や放課後児童クラブ等による事業の充実等、利用希望者からの多様なニーズに対応するため、民間活力の導入を検討し子どもの居場所の確保に努めます。

○ ※子ども食堂等への支援（指標 No. 53） 子ども家庭課

- ・子ども食堂は、滋味豊かな食材による食育や地域交流の場づくりとしての意義もあることから、町内で活動を行う子ども食堂に対して継続した活動ができるよう支援するとともに、子どもが安心して過ごせる場所として、子どもの居場所づくりに努めます。

※子ども食堂：

地域や自治体が主体となり、無料、または低価格帯で子どもたちに食事を提供するほか、地域交流の場などの役割を果たしている。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
51	保育所等利用待機児童数 (※)	16人	0人	子ども家庭課 新子育て安心プラン実施計画においての目標数値
52	ファミリー・サポート・センター事業援助活動件数	388件	420件	子ども家庭課 毎年2%増を目標
53	子ども食堂の利用人数	0人	100人	子ども家庭課 直近(R2年度)の利用人数73人⇆100人を目標

(※) 印は、現状値からの減少を目標とする指標。

3-3 学びを支える教育環境の充実

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 学校教育においては、安全で快適な教育施設の整備やデジタル化に対応した GIGA スクール構想のさらなる推進を通じて、確かな学力の向上と児童生徒一人一人の個性と創造性を育む教育の実現を目指します。
- 学校関係者評価委員からの理解と協力を得ながら、今後も地域とともに創る学校運営を実施します。また、地域住民や保護者の支援を積極的に受け入れ、さらに、仙台大学との連携を強化しながら、今後も教育活動の充実に努めます。

個別施策（実現手段）

個別施策 3-3-1 安全で快適な教育施設の整備・促進

- **大規模な学校施設の改修（指標 No. 54） 教育総務課**
 - ・ 発災時における児童生徒等の応急避難場所として必要な機能が発揮できるように、防災機能の強化を図ります。また、地震による建物被害を減らす工事を実施することで、避難所として機能できるよう整備します。
 - ・ 築 45 年を超え、町内 9 小中学校の中で最も老朽化している槻木小学校において、構造体の劣化への対応、ライフラインの更新、省エネルギー対策を含め、今後 30 年以上使い続けられるよう長寿命化に向けた改良工事について検討します。
 - ・ 老朽化した消防設備を改修することで、より安全な環境を整備します。また、船迫小学校、西住小学校及び船岡中学校の体育館照明の LED 化を行うことで、室内環境を改善し、ランニングコストを削減します。
- **小中学校における学習環境の整備 教育総務課**
 - ・ 町内小中学校の教室等のエアコン設置や児童生徒一人一台のコンピュータの整備及びインターネット環境が整備されたことにより、今後は、機器の老朽化等による不具合が生じないように点検及び更新を定期的に行い、安心して学習できる環境づくりを行います。
 - ・ 学習環境や教育内容の変化に応じて、施設の改修や設備導入の必要性を適宜調査・検討することで、より良い学習環境づくりを目指します。

個別施策 3-3-2 学力の向上と生きる力の育成

○ 確かな学力の向上（指標 No. 55・56） 教育総務課

- ・子どもたちの学ぶ意欲を引き出し、一人一人の個性を活かしながら、能力を伸ばす教育を進めるため、教育課程、学習指導その他学校教育における専門的教育職である指導主事を配置し、学校支援体制の強化を図ります。
- ・町独自の標準学力テストを小中学校で実施し、児童生徒の学習のつまづき等を把握するなど、その成果と課題を活かして指導方法等の改善を行い、なお一層の学力向上に取り組みます。
- ・「大学のあるまち柴田」の特色を活かし、教員を志す仙台大学生に年間を通して児童生徒の授業や学習活動を支援してもらう「未来先生」の取組により、学力の向上を図ります。

○ 生きる力の育成 教育総務課

- ・児童生徒の学びに向かう力や人間性、知識や技能、思考力や判断力、表現力を身に付け、社会に出てからも学校で学んだことを活かせる「生きる力」を育めるように、引き続き取り組みます。

○ 英語教育の充実 教育総務課

- ・柴田町のシンボルである「桜」を中心に、総合的な学習時間を通じて柴田町の歴史や文化について学習します。さらに英語で説明する際に最低限必要な語彙や英語表現を「放課後英語楽交」の中で学び、その上で桜まつりへ来訪する外国人観光客に対して英語で道案内をしたり、柴田の桜をPRするおもてなしボランティア「JOV 活動」を実践していく中で、子どもたちの自尊感情や社会性を高めることに努めます。

○ 学校評価の充実 教育総務課

- ・日頃の学校・家庭生活についての児童生徒アンケート調査や、学校運営に対する意見や要望なども取り入れた保護者アンケート調査を実施します。
- ・学校の教育内容・運営全般について教職員が自己評価を行い、その結果をもとに各学校での学校運営の成果や課題を明確化します。さらに、学校関係者評価委員（行政区長・PTA 関係者・子ども会育成会関係者等）により、教育活動や学校運営が適切に行われているか、評価検証等を通して充実した学校教育の実施に努めます。

○ 児童生徒の体力向上 教育総務課

- ・「宮城県小・中・高等学校 体力・運動能力調査」等の結果を各学校において分析し、児童生徒の体力向上につなげます。

個別施策 3-3-3 学校に対する支援体制の強化

○ 子どもの心のケアネット事業の実施 教育総務課

- ・柴田町子どもの心のケアハウスでは、学校に足が向かない児童生徒に対して、安心して学べる場所を確保するとともに、学校への復帰に向けて教育相談・進路相談・適応指導等をはじめ、子どものニーズや実態に応じた個別の支援に引き続き努めます。
- ・不登校だけでなく、暴力行為・いじめ・児童虐待など問題を抱える子どもの自立支援に向け、自立支援相談員の小中学校への派遣や、SSW（スクールソーシャルワーカー）、SC（スクールカウンセラー）及び子ども家庭課等の関係機関と連携して、児童生徒の支援・相談を実施します。
- ・不登校及び不登校傾向の児童生徒数は増加する傾向にあるため、教室で過ごすことに困難を抱える児童生徒の居場所として、「学び支援教室（ほっとルーム）」を開設し、学習支援と自立支援を行います。
- ・小学校入学後、学校の生活や雰囲気になじめない状態が続く小1プロブレムを解消するために、核となる小学校に「(仮称) 幼保小架け橋リーダー」を配置し、幼保小への切れ目のない支援に取り組みます。

○ 特別支援教育支援員の配置 教育総務課

- ・特別支援学級や通常学級に在籍する学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症などの発達障がいを抱え、特別に支援が必要な児童生徒に対して、特別支援教育支援員を配置し、学校生活上の介助や学習活動の支援を行います。

個別施策 3-3-4 学校給食の充実

○ 学校給食センターの維持管理 教育総務課

- ・学校給食センターは、築40年以上経過しており、平成30年度に策定した修繕計画に基づく大規模修繕は概ね完了しました。しかし、年々施設や、設備面での老朽化が進んでいることから、新学校給食センターができるまでの間、安全安心で衛生的な環境を確保するため、施設、設備面での計画的な修繕を行い維持管理に努めます。

○ 学校給食センター新設への取組 教育総務課

- ・町独自で建設する従来方式と民間事業者のノウハウを活用する*DBO方式等の整備手法の検討や学校給食衛生管理基準、*HACCPの概念に基づいた整備について、引き続き調査研究を行ったうえで、新学校給食センター整備基本計画の策定に着手します。また、学校給食センター建設等整備基金についても確実な積立てを行います。

※DBO方式：

公共が起債や交付金等により資金調達し、施設の建設、運営業務を包括的に民間事業者へ委託する方式。

※HACCP：

「Hazard（危害）、Analysis（分析）、Critical（重要）、Control（管理）、Point（点）」の頭文字をとってできた造語で、食品の安全を確保するための衛生管理手法のこと。2021年6月からは、原則として全ての食品関連事業者へ、HACCPに沿った衛生管理が義務化された。

個別施策 3-3-5 地域とともに創る協働教育

○ 家庭教育支援活動事業の拡充 生涯学習課

- ・ 基本的なしつけの重要性について、保護者が学ぶ機会を提供するため、多くの保護者が参加する小学校入学前の一日入学等を活用し、「子育て・親育ち講座」を継続的に実施します。
- ・ 思春期の特徴や親としての関わり方を学ぶ機会を提供するため、中学校入学予定生徒の保護者を対象とする中学校入学説明会を活用し、「子育て・親育ち思春期講座」を継続的に実施します。

○ 学校運営協議会の強化 教育総務課

- ・ 令和4年度から、町内全ての小中学校に学校運営協議会が設置されました。引き続き、保護者や地域の声を学校運営に反映させ、デジタル時代における学習環境や教育内容の変化に応じた教育活動の充実を図ります。

○ 学校支援ボランティア等の活用と連携の強化（指標 No. 57） 教育総務課・生涯学習課

- ・ 学校ボランティア（学習支援・交通安全指導・学校行事支援等）などについて意見を伺い、保護者や地域の支援を受けながら教育活動が実施できるように努めます。
- ・ ※しばたっ子応援団では十分に対応できない内容が増えてきたため、町民や町内の団体に対し継続して活動内容の周知を図り、人材発掘を行うとともに、より専門的な知識を持つ企業等とつながりをつくるなど、持続可能な学習支援を目指します。
- ・ 今後も協働教育推進委員会を年2回程度開催し、知識や技能の向上、情報の共有、地域人材と学校教育の連携強化を図ります。

※しばたっ子応援団：

町内小中学校における学校教育の充実や子どもたちの健全育成のために、学習活動や学校環境の保全などのサポートをする個人や任意団体、事業所が登録する人材バンクのこと。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
54	学校施設のLED化	4校	9校	教育総務課 小中校合わせて9校にて実施
55	学校が楽しいと感じる児童の割合	90.0%	92.0%	教育総務課 現状値の2%増を目標
56	学校が充実していると感じる生徒の割合	90.0%	92.0%	教育総務課 現状値の2%増を目標
57	しばたっ子応援団登録事業所数	45団体	49団体	生涯学習課 毎年1団体増を目標

3-4 子どもたちや青少年の成長支援

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 多様なメディアによって氾濫する情報や社会経済状況の変化によって価値観が多様化する中、青少年を取り巻く環境が悪化し、非行に走ったり、青少年自身が加害者となる事件も発生しています。このため、巡回パトロールや見守り等、学校・家庭・地域が互いに連携・協力しながら、地域が一体となって子どもたちや青少年の成長支援に取り組む環境づくりを推進します。
- 子どもの健やかな発育・発達を支援する観点から、正しい生活習慣や子どもたちにとって有害な社会環境の浄化に向けて関係機関との連携を図りながら取り組みます。

個別施策（実現手段）

個別施策 3-4-1 青少年健全育成活動と環境整備

○ 保護・非行防止活動の推進 子ども家庭課

- ・ 町内で行われるイベント等において、PTA や地域の青少年健全育成団体と協力しながら、巡回パトロールや見守り等により非行防止に努める等、青少年の健全育成に取り組みます。

○ 青少年健全育成のための環境の改善 子ども家庭課

- ・ 青少年のための柴田町民会議と連携し、次代を担う青少年をめぐる社会的な諸問題に対し、広く町民の総意を集結して解決を図るとともに、違法ビラの撤去や落書きの消去活動を行い、青少年が安全で健全に成長できる環境の改善に取り組みます。

○ 食生活に対する意識啓発事業の実施 子ども家庭課

- ・ 食育事業の一環として「料理教室」等を開催し、青少年の食に関する正しい知識の習得を促し、健全な食生活習慣に対する意識の醸成に努めます。

個別施策 3-4-2 子ども会活動の活性化

○ 子ども会の育成指導者の養成 生涯学習課

- ・ 宮城県子ども会育成連合会や仙南地区子ども会育成会連絡協議会等が主催する研修会への参加を促し、子ども会活動の知識と取組に係る手法を学ぶことでリーダーとしての資質向上を図り、子ども会活動の活性化に努めます。

○ 子ども会活動への理解の醸成 生涯学習課

- ・町内外の各地区育成会や単位子ども会の活動について、情報を収集し発信することで、子ども会活動の意義を再認識してもらいます。また、「しばた育成会だより」による情報発信のほか、学校行事等を通して広報活動を行い、子ども会活動の活性化を図ります。

○ ジュニア・リーダーの資質の向上と活動への支援（指標 No. 58） 生涯学習課

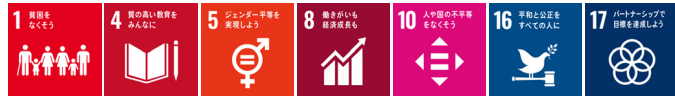
- ・子どもや子ども会を支援する団体として活動をしているジュニア・リーダーの育成に向けて、自主研修会や定例会の内容を検討するなど、会員の資質向上を図ります。
- ・会員の減少により一人に対する活動の負担や支障が生じないよう日程を調整し、事業内容を検討・工夫することで、少人数でも魅力あふれる活動を展開します。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
58	ジュニア・リーダー派遣件数	0件	15件	生涯学習課 令和5年度（5件）を目標とし、 3件/年増を目標

3-5 ジェンダーギャップの解消

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 近年の男女共同参画をめぐっては、女性の活躍、働き方改革の実現、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等において、多くの課題がみられるため、誰もが性別に関わりなく個性と能力を発揮し、活躍できる社会の実現に向けて、職場、家庭、地域、学校等を含めた町全体のジェンダーギャップの解消に取り組みます。

個別施策（実現手段）

個別施策 3-5-1 男女共同参画の推進

○ 男女共同参画社会の推進（指標 No. 59） まちづくり政策課

- ・ 全ての人の人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、行政、町民、事業者、学校等が一体となった施策の展開を進めます。
- ・ しばたの男女共同参画通信や広報紙などを活用し、引き続き職場や家庭における男女平等意識の啓発、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するための啓発活動や推進事業等に取り組みます。

○ 教育、学習活動の推進 教育総務課・生涯学習課

- ・ 小中学校においては、児童生徒が男女平等の理念についての理解を図るとともに、男女の人権尊重と平等の視点に立った教育・学習機会が確保できるよう内容を検討し、引き続き「人権教室」を実施します。
- ・ 男性の家庭教育事業への参加を推奨するため、興味を惹き、気軽に参加できるような、開催日や内容を検討し、イクメン講座を継続します。

個別施策 3-5-2 人権対策の推進

○ 教育・啓発活動の推進 町民環境課

- ・ 近年は、いじめ、差別、虐待、パワーハラスメント、インターネットにおけるプライバシー侵害など人権問題も複雑化し、手段もエスカレートしています。そのため、人権尊重の社会づくりを行うための教育・啓発活動の推進に努めます。

○ 相談体制の充実 町民環境課・子ども家庭課

- ・ 関係機関と連携を密にし、適切な機関への紹介や取次ぎが行えるよう、様々な問題に対応できる相談体制の充実を図ります。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
59	審議会等における女性委員 登用率	*39.5%	35%以上	まちづくり政策課 第5次しばた男女共同参画プラン より

※目標値について：

第5次しばた男女共同参画プランの目標値を本計画の目標値としますが、現状値（39.5%）を維持した取組を目指します。

3-6 生涯学習・スポーツ文化活動の推進

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 生涯学習においては、人生 100 年時代を見据え、*ライフステージに応じた学びの継続や学び直しの機会を確保するため、図書館等の学習拠点の整備のほか文化学習活動や、サークル活動を支援します。
- スポーツ・レクリエーション活動では、平成 11 年のスポーツ都市宣言を機に、健康で活力あるまちづくりを進めています。今後も仙台大学との連携や柴田町総合型地域スポーツクラブの事業活動を通じて、気軽にスポーツに親しみ、健康づくりや仲間づくりに取り組めるよう、ソフト・ハード両面から、身近なスポーツ環境の整備に努めます。
- 本町の自然、歴史、文化は、地域の特色として未来へ継承していかなければならない貴重な財産であるため、文化財等の保護に努めるとともに、拠点となるしばたの郷土館を再整備し、郷土学習事業を通じて、町民が身近に郷土の自然、歴史、文化に触れ、参加できる環境づくりを進めます。
- 図書館では、今後もブックスタートや子どもたちの発達段階に応じた読書の楽しさを体験できる機会を提供し、図書活動や読書活動の充実を図ります。

*ライフステージ：

人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される段階のこと。

個別施策（実現手段）

個別施策 3-6-1 生涯学習の充実

- 生涯学習事業等の情報発信 生涯学習課
 - ・生涯学習関連のホームページ検討委員会を継続し、運用における課題の抽出や対応策、その他の情報発信媒体の活用などを検討し、さらに効果的な運用ができるよう留意します。
- 高齢者教育の推進 生涯学習課
 - ・人生 100 年時代を迎え、年々対象者（65 歳以上）が増える中で、時代に即した情報や学習の機会を提供するとともに、学習テーマについて、企業等を活用した講習会の開催等を検討します。

個別施策 3-6-2 スポーツ活動の振興

○ 「柴田町スポーツ推進計画」の推進 スポーツ振興課

- ・国のスポーツ基本計画等を参考とし、スポーツ施設の整備や地域クラブ活動への取組、また、スポーツだけではなく、健康づくりやスポーツツーリズムという新たなスポーツの振興に向けて本町の実情に応じた総合的なプランを作成し、実行に移します。

○ スポーツとの多様な関わり方の推進 スポーツ振興課

- ・仙台大学やプロスポーツ団体と連携し、あらゆるスポーツを体験できる環境を整備することで、生涯にわたって運動に親しむ子どもたちを増やすとともに、児童生徒と大学生やプロスポーツ選手との交流などを通じて、特色ある教育活動を推進します。

○ 柴田町総合型地域スポーツクラブへの運営支援（指標 No. 60） スポーツ振興課

- ・関係団体等と連携し、多様なプログラムの提供を通じて、町民がスポーツに親しむきっかけづくりを強化します。
- ・柴田町総合型地域スポーツクラブへの運営等に対し、柴田町体育協会や仙台大学との連携を強化し、ノウハウや課題の共有を図り、活動が円滑に進められるよう支援します。

○ 柴田さくらマラソン推進体制の再構築 スポーツ振興課

- ・休止となった「さくらマラソン」について、運営体制やイベントの規模など、大会の方向性について総合的に検討します。

○ 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備 スポーツ振興課・生涯学習課

- ・部活動の地域移行にあたっては、生徒にとって望ましく、教員の負担軽減に向けた新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を行います。

個別施策 3-6-3 文化の振興と文化財の保全

○ 郷土学習活動の推進（指標 No. 61・62） 生涯学習課

- ・しばたの郷土館での活動を活発化するために、町内の自然、歴史、文化等に関する郷土学習事業に参加した方が、今後の事業にも協力していただけるよう工夫するとともに、これまでに郷土学習事業に参加したことのない町民が参加しやすくなるようなきっかけづくりとして観月会等を開催します。
- ・茶道普及事業については、国宝如庵の写しである如心庵がしばたの郷土館にあることを知らない町民も多いため、これまで以上に如心庵の PR に努めるとともに、町内で気軽にお茶に親しんでいただく機会、さらには外国人が日本文化の代表格となっている茶道を体験できる機会をつくります。
- ・旧奥州街道の宿場であった船迫や槻木を中心に、旧街道筋に残る史跡や景観を身近な学びの場として活用することで、郷土の歴史への理解を深めます。

○ 文化財及び郷土資料の調査活用（指標 No. 63・64・65） 生涯学習課

- ・町の文化財を知ってもらうために、小中学校における郷土学習の支援を行うとともに、一般町民向けの出前講座等を活用して、実際に文化財を見てもらう機会をつくり、文化財への関心と保護意識の普及に努めます。
- ・文化財の表示案内・標柱の点検整備や更新を進めるとともに、町が実施している里山ハイキングやフットパス事業を通じて、柴田町の文化財を広く町民にPRします。
- ・郷土資料の調査及び整理分析に努めるとともに、思源閣の常設展・企画展での資料展示、町ホームページや広報紙等を通じて、その成果を町民へ周知します。

○ しばたの郷土館の再整備 生涯学習課

- ・都市再生整備計画に基づき都市構造再編集中支援事業を活用し、思源閣の再整備や如心庵の改修を通じて、しばたの郷土館を日本文化や町の歴史・文化に触れ、体験し、さらに、国内外の人と交流できる拠点として再構築します。また、デジタル化時代に対応し、学習機会を充実させるための通信環境整備に取り組みます。

個別施策 3-6-4 図書活動と読書活動の充実

○ 図書館の機能強化（指標 No. 66） 生涯学習課

- ・インターネット予約（マイページ）の利用普及、レファレンスや図書の配送、インターネットによる資料の閲覧など利用者サービスの充実に努めます。また、各ボランティアや生涯学習施設とも連携し、町民から親しまれ、より身近な図書館であるよう各機能を強化して、読書活動の推進を図ります。

○ 学校図書館の充実 生涯学習課

- ・柴田町図書館から司書を小中学校に配置し、子どもたちが利用したくなる学校図書館の環境整備に努めるとともに、学校図書館支援ボランティアの育成や協力団体との連携を密にしながら、読書活動を推進します。

○ 絵本・文庫本プレゼントの実施 生涯学習課

- ・幼少期から親子で絵本を通してふれあうことの大切さについて理解を深めてもらうため、4か月児健康診査の際、乳児の親子に絵本2冊を贈呈し、ボランティアが対面で絵本の読み聞かせを行う「ブックスタート事業」を継続します。また、贈呈する絵本について、*AR絵本も検討します。
- ・新入学児童読書活動推進事業絵本プレゼント「絵本はともだち」として、小学1年生に、絵本に親しみ読むことの楽しさを知ること、子どもたちが学ぶ力と豊かな心を育めるよう、絵本を1冊贈呈します。
- ・中学1年生読書活動推進事業文庫本プレゼント「大きな世界を手のひらに」として、中学1年生が、読書を通じて必要な知識や教養を得て、自発的に学ぼうとする習慣を身に付けることができるよう、文庫本を1冊贈呈します。

※AR絵本：

AR技術（現実の空間映像とデジタル情報を合わせたものをリアルタイムに画面に表示する技術）を活用し、スマートフォンやタブレット型端末のカメラ越しに見ると動いているように見える絵本のこと。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
60	全スポーツ施設の利用者数	120,750 人	168,000 人	スポーツ振興課 コロナ禍前 (R1 168,000 人) 程度 まで回復を目標
61	歴史に関する講座参加者 延べ人数	307 人	319 人	生涯学習課 各年1%の増を目標
62	茶会等参加者延べ人数	一人	1,333 人	生涯学習課 令和元年度末時点の4%増
63	小中学校における郷土学習の 支援回数	5 回	7 回	生涯学習課 令和3年度末時点から2回増
64	史跡等案内事業及び遺跡 見学会の実施回数	5 回	7 回	生涯学習課 令和3年度末時点から2回増
65	資料展示館思源閣観覧者数	3,951 人	4,111 人	生涯学習課 各年1%の増を目標
66	柴田町図書館における図書 貸出冊数	103,319 冊	108,484 冊	生涯学習課 現状値から5年で5%増

基本目標 4 花のまち柴田のブランド化による稼ぐ力の醸成

～「花のまち柴田」を通じた賑わいのあるまち～

施策を取り巻く環境（現状・課題）

観光まちづくり

- 近年の観光は新型コロナウイルス感染拡大の影響により観光イベント等の縮小や中止を余儀なくされるなど、観光需要は大きく落ち込み、厳しい状況におかれています。今後、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済が立ち直り、観光需要の回復を実現するためには、魅力あふれる観光地の創造とブランド化やシティプロモーション活動による知名度や話題性の向上を図り、人を呼び込む中で新たなビジネスを創出することが求められています。
- 近年、近場の観光スポットを巡るマイクロツーリズムといった新たな観光トレンドの動きがみられます。また、東北地域で初めて国土交通省が推奨するガーデンツーリズム登録制度に認定された「みやぎ蔵王ハーモニー花回廊」の広域的な推進が、「花のまち柴田」のブランド化に向けて追い風となっています。今後、観光需要の本格的な回復を見据え、地域資源を活用した魅力ある観光振興に取り組み、その経済効果をまち全体に循環させていく必要があります。そのために、商工会、農業協同組合、各生産組合、しばたの未来株式会社などとの連携を強化します。

農林業

- 本町の農業は、四季の変化に富んだ自然環境や県内でも比較的温暖な気象条件、肥沃な農地を活かし、水稻を基幹作物として野菜、施設園芸、花き、畜産を柱とした複合経営に取り組んでいますが、年々、生産力は低下し遊休農地の拡大が進んでいます。
- 農業従事者においても、全国的な傾向と同様に高齢化が進み、人材不足が深刻化し、さらに、農業基盤や農村集落の維持が困難になってきています。

商工業

- 商業においては、地域の豊かな消費生活を支えるだけでなく、交流や賑わいをもたらす場でもあるので、今後も持続的な発展が求められます。しかし、近年の国内外における経済情勢に加えて、ICTを活用した電子商取引等、地域経済を取り巻く環境は大きく変化しており、その動向に注視しながら、新たな集落の仕掛けづくりやICTを活用した事業展開を行うなど、新たな切り口からの取組が必要となっています。

-
- 工業においては、労働力人口の減少が進み、若い世代の人口の流出や後継者不足によって、労働力の不足が懸念されていることから、今後、関係機関や地域おこし協力隊をはじめとする外部人材等、新たな労働力の発掘に努めるとともに、地域資源の付加価値や ICT をはじめとする先進技術を活用したものづくりや仕事おこしが急務となっています。

(ローカルビジネス)

- ローカルビジネスの創出に向けて、令和元年度に「柴田町里山ビジネス振興計画書」を策定し、里山地域での振興事業活動に対し支援してきましたが、現状を維持するに留まり、新たな地場産品等の開発を含め、里山集落での生業づくり、仕組みの構築には至っていないのが実情です。
- 企業等が継続して事業展開ができるよう、商工会、しばたの未来株式会社、里山ビジネス振興協議会と町が連携し、里山地域をはじめとした地域での事業活動をさらに活発化するための支援を強化していく必要があります。

4-1 シティプロモーションの推進

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 「花のまち柴田」のブランド化を基軸とし、町の特性や潜在的な魅力により一層の磨きをかけ、国内外からの観光客を含め、柴田町に関心を持つ人に対しアピールする効果的なシティプロモーションを展開し、知名度の向上、交流人口や関係人口、さらに定住人口の拡大につなげます。また、フィルムコミッションと連携し、町内での映画やCM、ドラマ等のロケを誘致し、ロケ地巡りなど新たな切り口から観光客の誘客に努めます。
- 柴田町独自のプロモーションを展開することで、柴田町の知名度と魅力あふれるふるさと納税の返礼品を知ってもらい、納税先として選んでもらえるような取組を強化します。さらに、体験型の返礼品も用意します。ふるさと納税を通じて柴田町を支援していただける町外の企業や個人などとのつながりを活かし、関係人口の拡大に取り組みます。

個別施策（実現手段）

個別施策 4-1-1 花のまち柴田の地域ブランド化

- 「花のまち柴田」のブランド化 まちづくり政策課・商工観光課
 - ・「しばた桜まつり」、「しばた紫陽花まつり」、「しばた曼珠沙華まつり」などの四季の花イベントを継続して実施することで、年間を通して花を楽しめる「花のまち柴田」の磨き上げを図ります。
 - ・専門的な知識を有するフラワーコーディネーターを配置し、花の好きな方をターゲットに、船岡城址公園山頂に広がるコミュニティガーデン「花の丘柴田」に四季折々の草花を植栽し、四季を通して楽しめる花園として整備します。
 - ・フラワーアレンジメント体験会やオープンガーデンオーナーと連携し、四季の花イベントを開催し、フラワーツーリズムの盛り上げを図ります。さらに、街中にたくさんの花があふれ、町民や町を訪れる人々が心安らぐ彩り豊かな街並みを形成します。

個別施策 4-1-2 プロモーション活動の展開

- 多様なチャンネルによる情報の発信 まちづくり政策課・商工観光課
 - ・プロモーションビデオやWeb、パンフレット、チラシの作成、タウン情報誌やフリーペーパー、SNS等の様々な媒体を活用したプロモーション活動を積極的に行い、町の魅力を国内外へ発信します。

○ フィルムコミッションと連携したシティプロモーションの展開 商工観光課

- ・フィルムコミッションと連携し、町内に映画やCM、ドラマ等のロケ地の誘致を通じて、宿泊・飲食等の直接的な経済効果やロケ地巡りによる観光客の誘客に努めます。
- ・ターゲットに合わせた方法で情報発信を行い、幅広い※セグメントに情報が届くように努めます。

○ 海外へのプロモーション活動の展開（指標 No. 67） まちづくり政策課・商工観光課

- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、また、国の入国制限の状況をみながら、インバウンド需要の復調に合わせて、海外プロモーションの方法・戦略等を再検討します。

※セグメント：

集団やまとまりを区切った区分のこと。ここでは、市場に存在する対象について、年齢・性別・地域などの条件で細分化したグループを表す。

個別施策 4-1-3 ふるさと納税確保戦略の新展開

○ 返礼品ラインナップの充実 まちづくり政策課・商工観光課

- ・ふるさと納税にふさわしい特産品（返礼品）の開発や磨き上げによって、ラインナップを増やすとともに、企業版ふるさと納税やふるさと納税型※クラウドファンディングにも取り組みます。
- ・返礼品提供事業者や大学、（一社）柴田町観光物産協会、しばたの未来株式会社と連携し、定期的な情報交換や返礼品の発表会を通して、新たな特産品の開発や体験型の返礼品の企画開発を進めます。

※クラウドファンディング：

「群衆 (Crowd)」と「資金調達 (Funding)」という言葉を組み合わせた造語で、インターネット上で不特定多数の人に資金提供を呼びかけ、サービスや商品の趣旨・個人の想いに賛同した人から資金を集める方法。

○ 寄附者との関係構築 まちづくり政策課

- ・柴田町を応援してくれる寄附者に対し、寄附金の活用状況や町の観光情報等を提供し、柴田町をはじめ、地域や事業者と寄附者とのつながりをつくることで、継続的な応援や関係人口の創出につなげます。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
67	桜まつり外国人観光客数	0人	5,000人	商工観光課 コロナ禍前 (H30 5,000人) 程度まで回復を目標

4-2 新観光まちづくり戦略の展開

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により旅行や観光に対するニーズや志向は大きく変化しました。現在、3密を回避したアウトドアでの観光や近場での自然や景観、名所巡りや地域での体験活動をメインとしたマイクロツーリズムが広がりを見せています。
- こうした観光需要の変化を受け、さらなる観光客の受け入れにつながるよう、観光施設等の再整備や地域資源の磨き上げを図るとともに、四季折々に歩いて楽しいウォーカブルな歩行空間の整備やスポーツと観光が一体となったスポーツツーリズムの展開を図ります。また、町内のイルミネーションなどの光によるナイト観光の推進や観光拠点と街中の魅力を有機的につなぎ、新たな観光地としての価値やサービスを創出することによって、国内外から人を呼び込み、交流の場や消費の機会を増やします。

別施策（実現手段）

個別施策 4-2-1 魅力あふれる観光地づくり

- **観光施設等の再整備の促進 都市建設課・商工観光課**
 - ・経年劣化している観光施設や船岡城址公園内のスロープカーの更新、園路の安全対策、案内板や看板をサイン計画に基づき改修し、安全で快適な観光地として整備します。
- **イベントのバージョンアップ（指標 No. 68・69・70） 商工観光課・都市建設課**
 - ・新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、早春のスプリングフラワーフェスティバル、春の桜まつり、夏の紫陽花まつり、秋の曼珠沙華まつりと大菊花展、冬のファンタジーイルミネーションやメタセコイアの奇跡等、通年観光地としての船岡城址公園を起点とした花のまち柴田の魅力の向上を図ります。さらに、イルミネーションなどの光によるナイト観光を強化します。
 - ・イベントの際には、しばた歴史観光ガイドの会と連携し、参加者が船岡城址公園内や白石川堤など、歴史に関する説明を聞きながらウォーキングする「船岡城址公園歴史ウォーク」を実施します。
 - ・さらに、SNS 映えする風景に関する情報発信や花風景をバックにしたコスプレ大会の開催等、イベントのバージョンアップを図ります。

個別施策 4-2-2 スポーツツーリズムによる観光戦略の新展開

○ スポーツツーリズムの推進 商工観光課・農政課・スポーツ振興課

- ・行政だけではなく、町民、スポーツ関係団体、(一社)柴田町観光物産協会などと幅広く連携して、スポーツと観光が一体となったスポーツツーリズムを推進するための企画や運営を行う推進体制の構築に努めます。
- ・里山の自然に囲まれた環境の中で、心身ともにリフレッシュを図りながら集中的にトレーニングに取り組むことができる太陽の村に、町内大学等と連携してスポーツ合宿の誘致に取り組みます。

個別施策 4-2-3 里山エリアにおける自然体験・交流の推進

○ 里山案内人の育成・活用（指標 No. 71） 生涯学習課

- ・里山に自生する樹木や草花等に関する特性等を学び、参加者に様々なアドバイスができる里山案内人の養成を目的とする里山ハイキング案内人育成研修会を継続的に開催し、スキルアップを図ります。

○ 家庭園芸等の推進（指標 No. 72） 生涯学習課

- ・畑がなくともプランターなどを活用して家庭でできる野菜の栽培方法等を学習し、自らがつくった野菜を食べることで健康増進につなげるシニアのための園芸活動を推進します。また、趣味を増やし、生きがいのある生活につながるよう、家庭園芸講座を開催し推進に努めます。

個別施策 4-2-4 広域周遊観光の推進

○ 広域観光周遊ルート of 推進 商工観光課

- ・令和3年度に国の「ガーデンツーリズム登録制度」に認定された県南2市9町で構成する「みやぎ蔵王ハーモニー花回廊推進協議会」の事業の継続・発展のため、関係機関との連携強化を図ります。また、協議会のホームページ等を活用し、周遊ルートや季節ごとの体験ツアーの造成とPRに努めます。

個別施策 4-2-5 観光情報の発信

○ 情報発信・プロモーション活動の展開 商工観光課

- ・(一社)柴田町観光物産協会、商工会、町が連携し、新聞、テレビ、ラジオ、タウン誌などの情報発信に加え、さらにホームページやSNS等様々な媒体を活用し、最新の情報を積極的に発信し、幅広い年齢層にアプローチを行います。

○ 観光人材の育成 商工観光課

- ・令和3年度に国の「ガーデンツーリズム登録制度」に認定されたことから、県南地域全体で関係機関との連携を図る中で、県南地域の観光人材の育成に努めます。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
68	観光客入込数	150,081人	520,000人	県観光統計(1~12月) コロナ禍前の入込数を指す
69	スロープカー乗車人数	14,903人	40,000人	商工観光課 コロナ禍前(H30 41,089人)程度 まで回復を目標
70	船岡城址公園歴史ウォーク 参加人数(累計)	33人	200人	商工観光課 50人/年程度増を目標
71	四季の里山ハイキング参加 者数	110人	125人	生涯学習課 25人×5回を目標
72	家庭園芸講座参加者数	86人	90人	生涯学習課 10人×9回を目標

4-3 インバウンド受入体制の再構築

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 令和4年6月より訪日外国人旅行（インバウンド）の受け入れが再開されたことから、新型コロナウイルス感染拡大の収束後（ウィズコロナ、アフターコロナ）を見据え、訪日外国人旅行（インバウンド）の受入体制の再構築を図ります。今後さらに四季折々に美しい豊かな自然や歴史・文化等の地域特性を最大限に活かし、また、茶道や和服など日本の伝統文化に基づくコンテンツの提供等を通じて、訪日外国人旅行客の集客力を高め、「持続可能な観光」を推進します。
- ICTを活用した観光情報の発信、多言語案内サイン表示や通訳ボランティア等、訪日外国人旅行客とのコミュニケーションギャップを軽減し、多文化共生の視点からおもてなし体制の整備に努めます。

個別施策（実現手段）

個別施策 4-3-1 外国人を呼び込む景観づくり

○ 外国人を惹きつける景観の形成 商工観光課

- ・ 観光地等整備事業を継続して実施することで、国内観光客及び外国人観光客に満足してもらえるよう花のまち柴田の景観づくりを進めるとともに、SNS 映えする景観スポットの創出に努めます。

個別施策 4-3-2 外国人を惹きつける体験型コンテンツの造成

○ 日本文化・地域文化に係る体験型コンテンツの造成（指標 No. 73）商工観光課・生涯学習課

- ・ 日本の伝統文化である茶道、和服の着付け、和太鼓の演奏をはじめ、桜まつりや観月会など、季節のイベントに応じて体験できるコンテンツや着地型コンテンツの造成を図り、訪日外国人の興味を引く取組を強化します。

個別施策 4-3-3 外国人等受入体制の整備

○ 訪日外国人観光客の受入環境整備 商工観光課

- ・ 多言語案内サインやパンフレット、Web サイトでの情報発信、Wi-Fi スポット、手荷物預かり、ボランティアガイドの育成など、訪日外国人観光客にとってストレスフリーな観光となるような環境整備に努めます。

個別施策 4-3-4 国際交流の推進

○ 国際姉妹都市との交流の推進（指標 No. 74） まちづくり政策課

- ・中国丹陽市との交流については、行政レベルでの相互連絡を継続し、姉妹都市としての関係維持に努めます。また、柴田町日中友好協会等が行う文化交流イベントの支援を継続し、町民の国際社会に対する関心の向上に努めます。

○ 国際化への対応 まちづくり政策課

- ・県や関係機関が提供するパンフレットやウェブサイト、多言語ツールを活用し、町内在住の外国人に向けた生活情報や災害情報の提供、相談体制の確立を図ります。
- ・ガイドブックや案内看板等の外国語表記などを行うとともに、イベントにおける通訳ボランティアの配置等により、町を訪れる外国人が情報を得やすい環境を整備します。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
73	桜まつり外国人観光客数 (再掲)	0人	5,000人	商工観光課 コロナ禍前(H30 5,000人)程度まで回復を目標
74	柴田町日中友好協会文化交流 書画展来場者数	250人	300人	まちづくり政策課 1年あたり10人増

4-4 農業農村の新展開

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 生産基盤の整備により時代に合った農業生産体制を構築し、本町の特産作物「花き・鉢花」のブランド化による所得の安定を目指すとともに、宮城県や農業協同組合などと連携しながら農業経営の法人化を推進します。また、ICTを活用したスマート農業の導入に向けた検討を進めます。
- 鳥獣被害の軽減に努めながら、豊かな自然環境との共生や農業・農村が持つ多面的機能を発揮する取組を推進するとともに、農産物のブランド化と販路拡大に努めます。

個別施策（実現手段）

個別施策 4-4-1 食と農によるまちづくり

- **しばた食と農のまちづくり条例の推進 農政課**
 - ・「第2期しばた食と農のまちづくり条例基本計画」をもとに、地域の特性を活かした農業の振興を積極的に推進します。
- **地域計画の策定（指標 No. 75） 農政課・農業委員会**
 - ・人・農地プランの法定化に伴い、農業者等と協議しながら、地域の農業の将来像を描く「地域計画」を策定し、農用地の利用を明確化し、適正な農地保全に努めます。

個別施策 4-4-2 水田農業の振興

- **農業用水利施設の整備 農政課**
 - ・多面的機能支払交付金を活用し、町内13組織ある資源保全隊等の活動の支援などを通じて、地域の農業施設や資源の保全に努めます。ほ場整備の進捗に伴い、集落営農や法人化などが本格化することから、今後の資源保全隊等の活動については、ヒアリングなどを通じ、活動の在り方を再検討します。
- **ほ場整備事業の推進（指標 No. 76） 農政課**
 - ・一時利用地指定と調整して農地中間管理機構を通じた契約事務を進め、農地の集積・集約を図ります。
 - ・事業が進んでいる中名生・下名生地区、葉坂地区の2地区では、今後、さらに暗渠工事等を実施するとともに、地権者・耕作者との調整を行い、農地の集積と集約化、換地処分を進めます。

- ・今後、区画整理に着手する富上地区、入間田地区の2地区においては、法人の設立を目指すとともに、工事の実施に向けて地域からの工事計画への意見・要望の確認と調整を行います。
- ・船迫地区、成田地区の2地区では事業採択申請に向けて、地権者等の事業説明会を実施し、測量設計を行います。

個別施策 4-4-3 花きや農産物の生産振興

○ 花き・鉢花の産地の確立 農政課

- ・柴田の特産作物「花き・鉢花」のブランド化を目指し、生産拡大と経営の安定化を図るため、新たなイベントの開催、展示方法や販売方法について検討を重ねます。

○ 環境に配慮した安全安心な農産物の生産（指標 No. 77） 農政課

- ・こだわり米（環境保全米）は使用できる農薬や肥料の種類、回数が制限されていることから、手間がかかり、しかも安定した収量が見込めないとの難点があります。今後こだわり米については、通常の主食用米と比較してより安全安心な米として生産されていることをこれまで以上に消費者へアピールし、消費拡大を図ることで、今後とも農業者がこだわり米の生産に取り組めるようにします。

個別施策 4-4-4 農地の保全と有効活用

○ 米生産の省力化・低コスト化の推進（指標 No. 78） 農政課・農業委員会

- ・急激な肥料や資材の高騰にも対応するために、水稻の直播栽培を中心とした省力化技術の普及に加え、ほ場整備や大型機械、ハウス等への支援を行い、担い手農家等の規模拡大と経営の安定化を図ります。
- ・ロボット技術やICTを活用し、省力化や精密化を図り、高品質な農産物の生産を目指すスマート農業の導入を促進します。

○ 水田のフル活用 農政課・農業委員会

- ・地域の魅力ある特産品の生産を推進するために、産地交付金等の制度を活用しながら、生産拡大を図ります。

○ 農業委員会による最適化活動の推進 農業委員会

- ・農業委員会における利用集積への取組強化や、利用状況・意向調査、非農地判断等の実施により遊休農地の解消に努めます。

個別施策 4-4-5 里山や森林の保全と有効活用

○ 森林管理の充実 農政課

- ・継続的に、森林環境の管理を行うとともに、森林病虫害の被害拡大を防止することで森林環境の保全に努めます。

○ 民有林の育成・保安全管理 農政課

- ・森林環境譲与税を活用し、管理主体の住み分けを図り、適切な森林保全に努めます。
- ・町有林については、計画的に間伐を行い、発生した間伐材は、丸太や建築用材などに活用することで、木材の利用促進に取り組みます。

○ 里山ハイキングコースの整備 農政課

- ・健康志向の高まりで利用者が増加している里山ハイキングコース 6 コースの安全性や利便性の向上を図るため、計画的なコースの点検や修繕、老朽化した案内サインの更新等を行います。

個別施策 4-4-6 担い手・営農組織の育成・支援

○ 新規就農者・農業後継者の確保・育成（指標 No. 79） 農政課

- ・農業や農村地域における人材の確保・育成を図るため、新規就農希望者の経営開始時の資金や機械・施設の導入等、農業後継者の円滑な経営承継の支援をするとともに、職業としての農業の魅力ややりがいを若い人たちに向けて、情報発信等を行います。

○ 農業経営法人化への支援（指標 No. 80） 農政課

- ・既に設立された農業経営法人については、新規作物の生産やスマート農業の導入等、農業経営効率化に向けた支援を行います。また、新たに設立を目指す法人に対しては、地域での継続的な営農体制が構築できるよう支援します。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
75	遊休農地の残存率（※）	2.8%	0.0%	農政課・農業委員会 「農地等の利用の最適化に関する指針」による
76	ほ場整備事業の事業採択数	3 地区	6 地区	農政課 第2期食と農基本計画より
77	こだわり米の生産割合	28.0%	35.6%	農政課 第2期食と農基本計画より
78	スマート農業を導入した経営体数	1 経営体	10 経営体	農政課 第2期食と農基本計画より
79	新規就農者数	3 人	6 人	農政課 第2期食と農基本計画より
80	農業法人数	5 経営体	8 経営体	農政課 第2期食と農基本計画より

（※）印は、現状値からの減少を目標とする指標。

4-5 地域資源を活用した仕事おこし

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 農村や里山が持つ豊かな地域資源を新たに利活用し、里山ビジネスの振興やスポーツツーリズムやサイクルツーリズム、グリーンツーリズムを通して、都市と農村との交流を促進します。
- ニーズに応じた創業希望者、新規創業者向けの各種セミナーを開催するほか、商工会やしばたの未来株式会社等と連携し、ローカルビジネスの振興、新たな仕事おこしに向けた支援を行います。
- 6次産業化を推進するため、付加価値の高い農産物の生産や特色ある加工品の開発、技術やマーケティング力などのスキルを習得するに際し、地元事業者との連携を図る中で、技術習得のための支援を行うとともに、地場産品直売所や電子商取引などを通じて販路の拡大に努めます。

個別施策（実現手段）

個別施策 4-5-1 都市と農村との交流環境の整備

- サイクルツーリズムの推進 まちづくり政策課・商工観光課
 - ・「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会」に加入している他自治体との連携や大河原町を中心とした「みやぎ仙南サイクルツーリズム推進会議」に加入している仙南2市7町間で連携し、サイクルツーリズムを推進します。
 - ・サイクリングロードなどのインフラの整備やサイクリングツアーの実施、太陽の村でのキッズバイク大会の開催を企画する等、自転車と地域資源を結び付けたビジネスの立ち上げを支援します。
- グリーンツーリズムの推進 農政課
 - ・太陽の村や民間の農泊施設を基点に、地域の多様な団体と連携しながら、緑豊かな農村地域における自然や地域ならではの伝統文化、美味しい食材を楽しめるグリーンツーリズムを展開します。さらにグリーンツーリズムインストラクターの指導を受け、農業体験受入者のスキルアップや資源の掘り起こしのための学習機会を設けます。

個別施策 4-5-2 ローカルビジネスの振興

○ 里山ビジネスの振興（指標 No. 81・82） 農政課

- ・里山のイメージと結びついた新商品や新サービスの開発を目指して、みやぎ園芸特産品振興戦略プランの重点振興品目である「たまねぎ」と柴田町産の「酢」を使って「ピクルス」などの新商品の開発を支援します。
- ・太陽の村や民間農泊施設を基点とし、里山地域で活動する様々な団体と連携し、農業体験等アクションプランの実践や各種コーディネートの展開などを通じて、新たな仕事おこしや生業づくりに努めます。

○ ローカルビジネスを担う人材の育成 商工観光課・農政課

- ・ローカルビジネスの振興に向けて、既に事業を展開している起業家や団体等が今後とも事業を継続し安定した経営が図れるよう支援するとともに、里山地域の資源に注目し、仕事おこしや生業づくりができるような人材の育成や地域おこし協力隊員の活動を支援します。
- ・創業支援窓口や創業者向けのセミナー等を充実させ、新たな創業者の開拓に向けて近隣市町、商工会やしばたの未来株式会社など、関係機関と連携して人材の発掘と育成に努めます。

○ 農泊事業への支援 農政課

- ・民間が経営する古民家を活用した農泊と農業体験や食を組み合わせ、農村や里山の魅力を活かしながら、滞在型の新たなビジネスモデルが展開できるよう支援します。

個別施策 4-5-3 農商工の連携による6次産業の振興

○ 6次産業化の推進による商品開発（指標 No. 83） 農政課

- ・地元農産加工組合など意欲ある農家や集落に対し、地域資源を活かした農産加工品の生産や町内の飲食店等への販路拡大を図る活動を支援します。
- ・地域の菓子店や食品加工業者等が連携し、加工品や土産品など新たな町の特産品開発が可能となるよう、特産品開発等事業を通じて支援します。

○ 人材の育成 商工観光課

- ・県や商工会と連携し、意欲のある事業者がマーケティング力などのスキルを身に付け、農商工連携を積極的に推進する人材となるよう育成を図ります。また、関係者同士が連携していくことで、農商工連携を推進する組織づくりに努めます。

○ 地産地消の拡大（指標 No. 84） 農政課

- ・学校給食への地元食材の供給を拡大する取組によって、「じゃがいも」、「さといも」の供給につながりました。引き続き学校給食や保育所の給食において地元食材の供給を拡大する取組を通じて、新たな野菜の生産と供給の可能性を追求します。

個別施策 4-5-4 農作物や新特産品等の販路拡大

○ 特産品の販路開拓（指標 No. 85） 商工観光課・農政課

- ・柴田町観光物産交流館や宮城県大河原地方振興事務所などにおいて、常設の展示スペースを設置し、消費者への特産品や商品紹介を行う中で、販路の開拓を図ります。
- ・県や仙南地域地場産業振興協議会等が実施する県内外でのイベントやマルシェに積極的に参加し、特産品等の販売促進に努めます。
- ・イベントでの出店販売や特産品を使った加工品などの PR を新聞やテレビ、SNS で継続的に行い、販路の開拓を図ります。

○ ICT 等を活用した特産品等の販路拡大 商工観光課・農政課

- ・インターネットや SNS などを使い直売所等の情報を発信できるよう支援します。また、鉢花等については、新たなネット販売等による販路を確保し、全国での鉢花等の知名度アップに努め、安定した所得の確保を図ります。
- ・インターネット、SNS などの情報媒体を活用し、特産品や新商品などの情報発信に努めるとともに、*EC サイトを活用して販売拡大を図ります。

※EC サイト

Electronic Commerce（電子商取引）の略で、インターネット上に開設した商品を販売するウェブサイトのこと。

○ ふるさと納税返礼品の活用による販路拡大 商工観光課・農政課・まちづくり政策課

- ・ふるさと納税の返礼品となり得るよう、商品の磨き上げや個別化を図り、また、通常販売としても収益を上げられるよう販路拡大に向けての支援を行います。
- ・令和 4 年度からふるさと納税でカーネーションの取扱いを開始しました。今後、その他の鉢花等についても取扱量を増やし、花きの生産地としての知名度を高めます。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
81	農村体験プログラム参加者数	87 人	300 人	農政課 第2期食と農基本計画より
82	太陽の村と民間農泊施設の 宿泊人数	1,228 人	2,800 人	農政課 コロナ禍前(2,800人)程度まで回復を目標
83	特産品開発の支援件数 (累計)	3 件	7 件	商工観光課 1件/年増を目標
84	学校給食の地場産食材の 導入数	7 品目	10 品目	農政課 第2期食と農基本計画より
85	農産物直売所・加工所売上	4,000 万円	6,200 万円	農政課 第2期食と農基本計画より

4-6 中小企業の活性化による雇用の確保

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 活力あふれる商工業の振興に向けて、商工会と連携を図りながら、引き続き経営基盤安定化のための融資制度など、資金面での支援を行うとともに、持続的な経営が可能となるよう積極的に支援します。
- 企業誘致は、新たな雇用機会の創出に留まらず、新たな技術の導入や生産体制、販路などにおいて、地元産業の活性化につながることも期待されます。そのため、関係機関と連携を密に図りながら、引き続き誘致活動を展開し、多様な雇用機会の創出を目指します。
- 町内はもとより、近隣市町の高等学校と企業とをつなぐ「企業情報ガイダンス」の開催等を通じて、若い世代の町内企業への就職を働きかけるほか、ハローワークや商工会、仙南地域職業訓練センター等と連携し、雇用や就労につながる支援を実施します。

個別施策（実現手段）

個別施策 4-6-1 商工業の振興を担う人材の育成と創業支援

- 創業に意欲的な人材の発掘と育成（指標 No. 86） 商工観光課
 - ・ 魅力ある店づくりや商店街の活性化に向け、関係機関と連携して支援します。
 - ・ 創業支援窓口や創業者向けのセミナー等を充実させ、新たな創業者の発掘や育成に向けて近隣市町や関係機関と連携して取り組みます。

個別施策 4-6-2 企業誘致・町内中小企業等への支援

- 中小企業振興資金の斡旋 商工観光課
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大や原油価格・物価高騰など、中小企業を取り巻く経済動向を注視しながら、関係機関との定期的な懇談会等を実施し情報の共有を図るとともに、融資限度額の増額や利率の引下げを検討します。
- 誘致活動の推進 商工観光課
 - ・ 町内工場等連絡協議会と連携を図り、企業の動向など、最新情報の収集を図ります。
 - ・ 空き工場用地物件の情報提供制度の利用拡大に努めます。
 - ・ 企業立地セミナーに参加し、宮城県と連携した企業誘致活動を推進します。

○ 企業との連携の強化 商工観光課

- ・これまでに誘致した企業や地元企業が、今後も企業活動を継続できるよう、企業の抱える共通課題について意見交換の場を設け、問題解決に向けた連携体制の強化を図ります。
- ・企業立地促進条例による優遇制度の周知・普及などにより、既存企業の高度化や設備の近代化等を支援します。

個別施策 4-6-3 雇用・就労支援の充実

○ 雇用の場の確保と就労への支援（指標 No. 87） 商工観光課

- ・ハローワークや商工会、仙南地域職業訓練センター、シルバー人材センター等の関係機関、団体等との連携を密にしながら、地元における雇用状況を把握し、就職希望者への雇用に関する情報提供や相談事業を実施します。

○ 若年層の地元企業等への定着化（指標 No. 88） 商工観光課

- ・若者の地元企業への就職が叶うよう、商工会や工場等連絡協議会などと情報交換を行うとともに、企業と近隣市町の高等学校を結び付ける「企業情報ガイダンス」を開催します。
- ・若年層が抱える職場での多様な悩みや課題に対応するため、仙南地域職業訓練センターで行う若年者等職場定着支援事業を通じて、きめ細やかな支援を行います。

○ 職場に必要な知識、技術等の取得に対する支援（指標 No. 89） 商工観光課

- ・仙南地域職業訓練センターを活用し、仙南3市9町の事業所で働いている方々を対象に、知識や資格の習得、技術・技能の向上が図られるよう、職業訓練や離職者等の再就職訓練、一般の方々の各種講座、講習等を実施します。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
86	創業件数（累計）	2件	6件	商工観光課 1件/年増を目標
87	シルバー人材センター会員数	271人	310人	商工観光課 毎年10人増を目指す
88	企業情報ガイダンス参加者数	8人	50人	商工観光課 毎年10人増を目指す
89	認定職業訓練受講者数	334人	350人	商工観光課 定員約400人に対する受講数

基本目標5 デジタル化による自治体イノベーションの推進

～みんなが主体的に活動する協働のまち～

施策を取り巻く環境（現状・課題）

自治体のデジタル化

- 国においては、「新しい資本主義」の実現に向けた重要な柱として「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、デジタルの力で地方の個性を活かしながら、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現を目指しています。柴田町もこうしたデジタル化社会に乗り遅れないようにするために、スマートシティの実現に向けた積極的な取組が必要になっています。
- 急速に進むデジタル社会へ対応するために、本町の行政運営においては、「柴田町 DX 推進計画」を策定し、業務等の効率化や町民の利便性の向上を図るためのデジタルによる行政サービスの提供を早急に行っていく必要があります。
- 教育分野では、国の「GIGA スクール構想」に基づき、変化の激しい時代を生き抜く子どもたちの個別最適化された学びの実現に向けて、ICT を活用した教育をさらに推進していく必要があります。

協働によるまちづくり・官民連携

- 近年においては、町民や地域が抱える課題やニーズが多様化・複雑化してきており、もはや柴田町だけでの対応が難しくなっています。今後のまちづくりにおいては、町民や地域、民間事業者等と連携・協力しながら、それぞれの知識やノウハウを活かし、「共創のまちづくり」をさらに推進していく必要があります。

行財政運営・公共施設マネジメント

- これまでの行政運営においては多様な研修機会を通じた職員の能力の向上、財政面では基金の積立て等により健全な財政運営に努めていますが、今後も持続可能な行財政運営に取り組むためには、職員のさらなるスキルアップと独自の政策提案による新たな財源の確保が重要となります。
- 様々な公共施設の老朽化が進み、維持管理費及び改修費の増加が今後の財政を圧迫することが見込まれるため、*公共施設マネジメントに基づく、公共施設の選択と集中によって、より効率的な自治体経営を進める必要があります。

※公共施設マネジメント：

自治体経営の視点から、保有する施設の長寿命化、適正な維持管理、建替や解体、跡地の有効活用等に、総合的、かつ計画的に取り組み、施設保有量の最適化、財政負担の軽減・平準化を図ること。

5-1 自治体DX戦略の推進

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 新型コロナウイルス感染症を契機に急速に進むデジタル化に対応し、様々なデジタル技術の本町の観光や産業、生活に取り入れ、地域経済の活性化と地域課題の解決を図る必要があります。その対策としてデジタル田園都市国家構想の柴田町バージョンを策定するとともに、行政運営においては、業務等の効率化やコスト削減を図り、町民一人一人に対し、公平かつ迅速で最適なサービスの提供を行います。
- 一人一人のニーズに合った、利用しやすく便利な行政サービスを提供するスマート自治体を目指すことで効率化を図り、そこで生まれた時間や人材を、職員でなければできない人に関わる仕事に充て、よりきめ細やかなサービスの充実につなげます。

個別施策（実現手段）

個別施策 5-1-1 自治体DXによる行政事務の効率化

○ 自治体DXによる行政事務の効率化（指標 No. 90・91） まちづくり政策課

- ・ デジタル田園都市国家構想の柴田町バージョンを策定し、デジタル技術を前提とした行政事務の業務プロセスの見直し（BPR）を行い、より効率的かつ効果的となるよう RPA、*AI-OCR などの ICT・デジタル技術の活用による業務改善を進め、業務プロセス全体の最適化に努めます。
- ・ 庁内でのデジタル化を進めるため、デジタル人材の育成確保に努め、議会や庁議においてタブレット端末を使用し、ペーパーレス化と併せて業務の効率化を図ります。

※AI-OCR：

AI（人工知能/知性）の特徴であるディープラーニング（深層学習）により、文字の補正結果を学習することで、画像内の文字の認識率を高め、変換するデジタル技術。

個別施策 5-1-2 デジタルインフラの整備

○ 情報インフラの整備 まちづくり政策課

- ・ モノやサービスをインターネットにつなぎ、新たな価値を創出する*IoT の動きが高まっていることから、行政及び地域社会の DX に結びつく新たな技術の活用について検討を進めます。また、ネットワーク情報機器に新たな情報技術を取り入れ、最新かつ堅固な情報インフラの構築を図ります。

※IoT：

Internet of Things の略。人を使わずモノが自動的にインターネットとつながる技術のこと。

- ・住民記録や税等で利用する住民情報システムについては、令和7年度末までに国の統一仕様への移行やクラウド化を行うためのシステムの構築を図ります。

個別施策 5-1-3 デジタルデバイドの解消

○ DXの推進 まちづくり政策課

- ・社会のデジタル化が進む中で、高齢者等誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう、スマートフォン入門講座を開催するなど、デジタルデバイス対策に取り組めます。
- ・地域において、スマートフォンの基礎的な取扱いについて相談できる、デジタル人材の育成に取り組めます。

個別施策 5-1-4 セキュリティ対策

○ 情報セキュリティの確保 まちづくり政策課

- ・より安全安心な行政サービスを提供するため、技術的対策を施すとともに、セキュリティに対する意識向上につながるよう啓発活動等を通じて、情報セキュリティの確保に取り組めます。

個別施策 5-1-5 職員のデジタル人材育成

○ デジタル技術を活用できる人材の育成 まちづくり政策課・総務課

- ・職員がDXの基本的な知識を身に付けられるようeラーニングによる研修等に取り組み、庁内のDXを推進します。また、各課等にDX推進委員を配置し、先進的な技術や事例について研修を行い、デジタル技術を主体的に活用できる人材の育成に努めます。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
90	デジタル化により利便性向上が図られる住民サービスの事業数	—事業	8事業	まちづくり政策課 年間2事業を新規実施
91	AI、RPAの活用により削減される職員の業務処理時間	142時間	500時間	まちづくり政策課 年間75時間削減増

5-2 行政サービスのデジタル化



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 様々なヒト・モノ・コトを、デジタル技術でつなげることで一人一人のニーズに合ったサービスを提供し、暮らしの向上を図るとともに、さらに自治体の業務効率化を図り、行政サービスのイノベーションに努め、全ての人にやさしい社会の実現を目指します。
- まちの魅力を磨き上げ、デジタル技術を通じて観光地の魅力、これまでにない体験や楽しさ、過ごしやすさを国内外に情報発信するとともに、街中巡りの際に、新しい情報を届けるサービスを提供していくことで、一度は行ってみたいと選ばれるまちづくりを目指します。

個別施策（実現手段）

個別施策 5-2-1 行政サービスのデジタル化

○ 行政サービスにおける DX の推進 まちづくり政策課

- ・スマートフォンやタブレット型端末の普及が急速に進み、情報を取得する手段や自治体に求められるサービスも多様化しています。今後、町民ニーズに対する利便性の向上や迅速化を図るため、積極的に ICT・デジタル技術を活用し、キャッシュレス決済の導入や行政手続きのオンライン申請を拡充するなど、行政サービスの DX を推進します。

個別施策 5-2-2 地域防災 DX サービスの強化

○ DX による防災力の強化 総務課

- ・電話やメールなど、災害現場との従来のコミュニケーション手段を見直し、災害現場や避難所と遠隔の災害対策本部との間で、リアルタイムの情報や現場の状況を共有できる自治体専用ビジネスツールを活用し、迅速かつ的確な意思決定のプロセスを整備します。

個別施策 5-2-3 生活・イベント情報のデジタル配信

○ デジタル配信による情報発信力の強化（指標 No. 92） まちづくり政策課

- ・町民に必要な情報が伝わるよう、情報の内容や伝える対象に応じて効果的な媒体を選択するとともに、生活・イベント情報など、町の旬な情報については、ウェブサイトや SNS 等を用いたデジタル配信を積極的に行うことで、情報発信力を強化します。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
92	柴田町 LINE 公式アカウント 登録者数	2,594 人	5,000 人	まちづくり政策課 年間 500 人の新規登録

5-3 GIGAスクール構想の推進

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 国が推進する「GIGA スクール構想」に基づき、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく個別に最適化された学びを実現するため、デジタル教材や動画など ICT を効果的に活用することで、思考力、判断力、表現力を養います。さらに、教育環境や教職員の ICT 指導スキルによる教育の質の向上を図ることで、次代を担う若者や子どもたちが、先行きが見通せない不確実な時代を力強く生きる力を身に付け、また、その能力が発揮できるよう、学びと成長を支援します。

個別施策（実現手段）

個別施策 5-3-1 デジタル学習の標準化

○ 児童生徒のデジタル学習の推進（指標 No. 93） 教育総務課

- ・一人一台のコンピュータが整備されたことに伴い、令和4年度から導入したタブレットドリル等を活用し、個に応じた学習を推進します。また、令和6年度から一部の教科でデジタル教科書が導入されることから、デジタル教材を活用した学習の環境整備を図り、デジタル学習の標準化に努めます。

個別施策 5-3-2 オンライン学習の推進

○ オンライン学習のための環境整備 教育総務課

- ・非常時においても遠隔オンライン教育や ICT を活用した家庭学習がスムーズにできるよう、学校内のネットワーク環境の整備や輻輳を抑止するため、ネットワーク分散機器の導入等を検討するなど、通信環境の整備を計画的に行います。

個別施策 5-3-3 教職員の ICT スキルの向上

○ 教職員の ICT 指導スキル向上 教育総務課

- ・教職員の ICT 指導スキルを高めるために、校外での研修や勉強会の参加を促すとともに、ICT 専門業者などによる研修会を開催し、教職員の※ICT リテラシーの向上に努めます。

※ICT リテラシー：

ICT（情報通信技術）を正しく適切に利用、活用できる力のことを表し、ここでは、教育の現場での教員の ICT 活用指導力のこと。

- ・教職員の ICT 指導スキルを継続して向上できるよう、ICT 専門の指導主事を配置するなど、ICT に関する相談体制を整え、子どもたちへの着実な指導力の強化に結び付けます。また、ICT 相談体制を整える際には、国や県に対し、専門的な指導ができるスキルを持つ教員の加配を要望します。

個別施策 5-3-4 セキュリティ対策

○ 情報セキュリティの確保 教育総務課

- ・授業、学習面と校務面の両面で ICT の積極的な活用を推進するため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、情報セキュリティの確保に必要な環境整備を進めます。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
93	ICT を効果的に活用できていると感じる児童生徒の割合	—	90.0%	教育総務課 児童生徒の ICT 活用の満足度調査

5-4 参加と協働連携による持続可能な行政運営

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例に基づく町民との協働によるまちづくりを定着させるために、時代に合った協働の在り方を模索し、より良いパートナーシップの構築につながるよう、引き続きまちづくり推進センターを核として、地域におけるボランティアやNPO等の自主的なまちづくり活動を支援します。
- 地域の課題解決や事業の推進に向けて、町内外の多様な主体と双方向の対話を通じて、それぞれの持つ知識やノウハウ、資金を活かした*PFI や*ネーミングライツ等、*PPPによる最適な事業手法を検討し、官民連携による共創のまちづくりを推進します。
- 行政情報の公開を積極的に進めるほか、町民にわかりやすく、利用しやすい行政サービスの提供に努めます。

※PFI：

Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であり、PPP の代表的な手法の一つ。

※ネーミングライツ：

公共施設の名前を付与する命名権と、付帯する諸権利のこと。具体的にはスポーツ施設などの名称に企業名や社名ブランドを付けることであり、公共施設の命名権を企業が買うビジネスのこと等を指す。

※PPP：

Public Private Partnership の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI (Private Finance Initiative) 等、様々な方式がある。

個別施策（実現手段）

個別施策 5-4-1 住民自治によるまちづくり基本条例の推進

- 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の普及 まちづくり政策課
 - ・ 今後も柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会での審議を通じて「まちづくり」の実施状況を検証し、時代に合わせて条例の見直しも含めて検討します。

個別施策 5-4-2 協働によるまちづくりを進めるための環境整備

- まちづくり推進センターの活性化（指標 No. 94・95・96） まちづくり政策課
 - ・ まちづくり推進センター登録団体の現状把握に努めるとともに、施設を利活用している団体を中心として新規登録を促進します。

- ・まちづくり提案制度はより独創的かつ実効性の高い提案が集まるよう、使いやすく充実した制度への見直しを検討します。また、過去に採択された提案に係る活動については引き続き側面的な支援を行います。

○ 中間支援組織としての機能の強化 まちづくり政策課

- ・引き続き、まちづくり推進センターが町と地域の間に立ち、活動団体の発表の場、交流の場としての利用の拡大はもとより、様々なまちづくりや地域づくり活動を支援する中間支援組織としての機能を強化します。

○ まちづくり出前講座の実施（指標 No. 97） まちづくり政策課

- ・新型コロナウイルス感染拡大以前の水準とまではいかないものの、人気の講座を中心に実施状況は回復傾向にあります。今後とも、感染症対策を徹底しながら、行政区や地域のコミュニティに対して講座内容を周知し、まちづくり出前講座の活用を促します。
- ・実施実績のない講座については、刷新や廃止を含めて内容を検討し、実施実績のある講座に関してもアンケートを通して受講者からのフィードバックを得るなど、担当課と連携しながら講座の内容のさらなる充実を図ります。

個別施策 5-4-3 公文書と個人情報の適正な管理・運用

○ 公文書の適正な管理・運用等 総務課

- ・公文書の保管状況を定常的に把握し、適正な管理に努め、常に利用しやすい環境を保つことで、開示手続等の円滑な執行に努めます。
- ・公文書の適正な管理を行うためのマニュアルを整備（見直し）するとともに、公文書の作成及び管理に対して、定められた基準や取扱ルールを遵守するという職員の意識の向上を図ります。
- ・デジタル化に対応するため、公文書の管理を電子的に行う仕組みづくりを検討します。また、保存期間が経過した公文書についても、町政の執行過程等を後世に引き継ぐべき文書等であれば歴史的公文書として取扱い、その移管や保存、公開等の仕組みづくりを検討します。

○ 個人情報の適正な管理等 総務課

- ・新たな全国的な共通ルールのもとに、町民等の権利や情報資産が侵害されないよう、個人情報の適正な取得や管理を行います。
- ・個人情報を適正に管理等を行うため、職員の意識の向上を図るとともに、個人情報保護制度の正しい知識等について広報・周知を図ります。

個別施策 5-4-4 PPP による共創プロジェクトの推進

○ 官民連携の推進 まちづくり政策課

- ・現在、官民連携の事業として建物賃貸借方式による（仮称）柴田町総合体育館の建設や指定管理による施設の維持管理・運営を進めており、今後も公共施設の維持管理や運営、新築について、民間の創意工夫を活用し、特に学校給食センターや図書館の建設については、官民との共創によるプロジェクトとして実施を検討します。

○ 民間活力の導入 財政課・まちづくり政策課・農政課・商工観光課・福祉課・生涯学習課

- ・生涯学習施設等においては、施設の長寿命化に向けた改修を行ったうえで、指定管理の導入を図るための公募基準の作成に取り組みます。
- ・各施設の運営については、業務委託や指定管理のメリットを検証したうえで、指定管理の導入に取り組みます。既に指定管理を行っている施設についても、より効果的な運営が図られるよう事業を進めます。

個別施策 5-4-5 住民とのコミュニケーションの充実

○ ホームページを活用した情報発信 まちづくり政策課

- ・いつでも、どこからでもウェブサイトにはアクセスできるスマートフォンの特性を活かすため、スマートフォンからアクセスすることを前提としたホームページを構築します。また、*AI チャットボット等、新たなデジタル技術の導入を検討します。

○ 広聴活動の充実 まちづくり政策課

- ・住民懇談会、はがきやメールによる「町長へのメッセージ」、各種計画等策定時のパブリックコメント等で寄せられた意見や提案等を町政に反映します。
- ・SNS を活用し、いつでも、どこからでも町へ意見を届けられる仕組みについて検討します。

※AI チャットボット：

AI（人工知能）の機械学習を用いて、短文の会話（チャット）による質問に対して、適切な回答を自動的に提示するプログラム（ロボット）のこと。

個別施策 5-4-6 地域間交流の推進

○ ふるさと姉妹都市・歴史友好都市等との交流の促進 まちづくり政策課

- ・岩手県北上市との行政や議会レベルでの交流を推進するほか、民間の相互交流を支援します。
- ・ふるさと姉妹都市・歴史友好都市 5 市町は、明治維新後の伊達開拓に係る関係 5 市町が“ふるさと”の歴史と文化を正しく伝承し、郷土愛の醸成ならびに関係市町相互の親善交流を促進します。さらに、それぞれの歴史を学び、未来を考えるためのまちづくりサミットやスポーツ祭、シニアリーダー研修・交流会を継続します。

○ 政策間交流の推進 まちづくり政策課

- ・桜を地域資源とする全国の自治体との交流を重ね、観光によるまちづくりを推進するとともに、しばたの未来株式会社を推進主体として、フットパス事業による地域振興を目指す自治体としての知名度の向上を図ります。

数値目標

No	成果指標名	現状値	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
94	まちづくり推進センター 登録団体数(累計)	33 団体	37 団体	まちづくり政策課
				各年1団体増を目標
95	まちづくり推進センター 利用者数	4,519 人	5,087 人	まちづくり政策課
				各年3%増を目標
96	まちづくり提案制度提案件数 (累計)	39 件	43 件	まちづくり政策課
				各年1件増を目標
97	まちづくり出前講座実施回数 (累計)	14 回	18 回	まちづくり政策課
				各年1回増を目標

5-5 行財政運営・公共施設マネジメントの推進

[SDGs による目標]



施策での取組

施策の目標（施策の目指す方向性）

- 行財政運営にあたっては、効率的なサービスを提供する幅広い視点や専門的なスキルを備え、町民の目線で地域の様々な需要に応える組織体制を確立します。さらに持続可能な行財政運営が可能となるよう、事業の見直しや財源の確保等に努めます。
- 公共施設について、利用状況や実態を把握し、中長期的な視点を持って、維持管理、更新、統廃合、長寿命化などを総合的かつ計画的に進める公共施設マネジメントを推進することで、財政負担の軽減や平準化を図り、町民ニーズに対応したサービスを持続的に提供します。

個別施策（実現手段）

個別施策 5-5-1 公共施設の適正管理

- **公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の進行管理 財政課**
 - ・ 庁内各課に、柴田町公共施設等総合管理計画及び柴田町公共施設個別施設計画の進捗状況についてのヒアリングを行い、その結果を「柴田町公共施設等マネジメント推進委員会」に報告するとともに、随時計画の見直しを実施します。
 - ・ 柴田町公共施設等総合管理計画の柴田町公共施設個別計画に基づき、各施設の改修や民営化等について町民との意見交換を踏まえ、順次実行に移します。
- **庁舎車庫棟及び周辺の整備 財政課・上下水道課**
 - ・ 老朽化している庁舎車庫棟の建替移設、水道お客様センターの新築及び庁舎周辺の再整備を行い、庁舎や水道お客様センターの利便性の向上と快適性、駐車場利用の安全性の確保を図ります。
- **地区公民館の指定管理 生涯学習課**
 - ・ 地区公民館の指定管理に向けて公募基準を作成するとともに、指定管理を行うことについて地域で理解が得られるよう周知を図ります。

個別施策 5-5-2 行財政運営の最適化

○ 第6次柴田町総合計画の進行管理 まちづくり政策課

- ・第6次柴田町総合計画後期基本計画に示された施策は、毎年度進捗状況を確認し、数値目標に基づく達成状況を最終年度に的確に評価し、目標の達成に向けて適切な進行管理を行います。

○ 持続可能な行財政の運営（指標 No. 98） まちづくり政策課・総務課・財政課・生涯学習課

- ・町独自の政策提案を行い、国の交付金等を積極的に活用し、一般財源の持ち出しの軽減を図ります。
- ・今後の町政運営においては、町民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するために行政改革を推進し、事務事業の再編、整理、廃止、統合に取り組むとともに、民間委託等について検討を重ね、町民の理解を得ながら実現を図ります。
- ・今後、学校給食センターや図書館などの大型プロジェクトが予定されていることから、それぞれの特定目的基金への積み増しを行い、町債の借入額を減らすよう努めます。地方債現在高比率の改善や積立金現在高比率は現在の水準を維持するよう努めます。

個別施策 5-5-3 組織の活性化と人材育成

○ 職員の人材育成（指標 No. 99） 総務課

- ・正規職員や任期付職員、会計年度任用職員など、職員構成が多様化・複雑化していることから、それぞれの立場におけるコミュニケーション手法やキャリア支援を行い、「できる公務員」を育成します。
- ・職員に対し各種研修の受講を促すとともに、日常業務における*OJTにより、個々の能力の向上につなげ人材の育成に努めます。

※OJT：

On the Job Training の略。職場の上司や先輩が、部下や後輩に対して、実際の仕事を通じて指導し、知識、技術などを身に付けさせる教育方法のこと。

○ 職員の健康管理の推進（指標 No. 100・101） 総務課

- ・近年、精神疾患による休職者が増えていることから、ストレスチェックの実施を継続します。高ストレス者に対しては、産業医面談を促し、メンタル不調を未然に防止するとともに、健康診断の結果を産業医に確認してもらい、数値が気になる職員については面談を行い、受診や治療へつながるよう、専門的知見からの助言を受ける機会を設ける等、メンタル不調者に対するフォロー体制を強化します。
- ・集団分析結果を活用し、職場環境等の現状把握と改善につなげ、働きやすい職場環境づくりに努めます。

個別施策 5-5-4 広域行政の推進

○ 広域行政事務事業の推進（指標 No. 102） まちづくり政策課

- ・仙南地域広域行政事務組合において、仙南圏域に関する消防・ごみ処理・教育文化行政等について、一体的に事務事業を推進し、効果的・効率的な事務処理を行うことで、行政サービスの向上を図ります。

○ 広域連携の推進 総務課

- ・災害時においては、町だけでの対応は困難となるため、災害時における各自治体間との相互応援協定に基づき、人材や生活必需物資の確保に努めるとともに、さらに、広域的な災害が発生した際には、率先して被災地の支援に努めます。
- ・平成 26 年 4 月 17 日に全国さくらサミット加盟自治体の 13 市町、平成 27 年 11 月 9 日に愛知県東浦町との間で災害時相互応援協定を締結しており、いざというときには応援協定に基づき相互にスピーディーな対応を図ります。

数値目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
98	地方債現在高比率（※）	203.1%	195.0%	財政課 各年2%減を目標
99	専門研修受講者数（累計）	22人	30人	総務課 全職員の1割を目標
100	高ストレス職員割合（※）	15%	10%	総務課 5%減を目標
101	男性職員の育児休暇取得率	14%	30%	総務課 16%増を目標
102	「広域的な連携によるまちづくりの状況」に関する満足度	12.5%	14.5%	まちづくり政策課 2ポイント上昇を目標

（※）印は、現状値からの減少を目標とする指標。

資料編

資料編

資料1 総合計画策定に係る基本方針

第6次柴田町総合計画後期基本計画策定方針等について

1 計画策定の趣旨

本町では、平成31年度・令和元年度（2019年度）から令和8年度（2026年度）までを計画期間とする「第6次柴田町総合計画」を策定し、「基本構想」では「住民が安全に、安心して暮らせるまちづくり」「住民の一人一人が個人として尊重され、住民の思い及び活動が生かされるまちづくり」「先人が築いてきた文化、伝統等を大切に、地域の個性を生かしたまちづくり」「多様な団体及び個人が交流し、又は連携し、住民がお互いに助け合う思いやりのあるまちづくり」「住民であることの誇り及びまちの良さを子どもたちに引き継ぐまちづくり」を基本理念として掲げ、「笑顔があふれ 誇りと愛着を育む 花のまち」を、まちの将来像としてまちづくりを進めています。

「前期基本計画」は、平成31年度・令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）までの4年間と定め、まちの将来像の実現に向けた諸施策を展開してきたところです。令和4年度（2022年度）に計画期間の終了を迎えることから、引き続き、まちの将来像の実現を図るために、前期基本計画の進捗状況及び成果等を踏まえ、令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの後期基本計画を策定するものです。

2 計画の名称

「第6次柴田町総合計画 後期基本計画」（以下「後期基本計画」という。）とします。

3 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和8年度（2026年度）までの4か年計画とします。

4 計画の位置づけ

後期基本計画では、前期基本計画を検証し、課題を明らかにした上で、基本構想（まちの将来像）の実現に向け、施策の見直しや社会情勢等を考慮した内容で策定することとします。

（１）基本構想

目指すまちづくりの「将来像」を定め、その実現のための基本的な考え方・理念を示すもので、計画期間は8年間です。

【計画期間】 平成31年度・令和元年度～令和8年度

（２）基本計画

基本構想で示された「将来像」を実現するための具体的な取組を体系的に示し、どの程度達成されたのかを評価するための「成果指標」を定めます。

また、社会経済情勢の変化に対応するため、計画期間は、前期と後期に区分し、それぞれ4年間とします。

【計画期間】

■前期基本計画 平成31年度・令和元年度～令和4年度

■後期基本計画 令和5年度～令和8年度

（３）実施計画

基本計画に示された、それぞれの「個別施策」の実効性を具体的に示すもので、毎年の事業実施、予算編成の指針となるものです。

計画期間は4年間とし、毎年度見直し（ローリング方式）を行います。

区分・年度	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
基本構想	← 基本構想（8年間） →							
基本計画	← 前期基本計画（4年間） →				← 後期基本計画（4年間） →			
実施計画	← 実施計画（4年間） →							
	← 実施計画（4年間） →		← 実施計画（4年間） →		← 実施計画（4年間） →			
			← 実施計画（4年間） →		← 実施計画（4年間） →		← 実施計画（4年間） →	
					← 実施計画（4年間） →		← 実施計画（4年間） →	

5 策定にあたっての基本的な考え方

後期基本計画は、行政運営の目標を示すだけでなく、まちづくりの主体である住民や事業所と行政が、課題や将来の方向性を共有し、まちづくりを進めるための共通目標であることが求められるため、よりわかりやすい内容や表現に努め、住民等の目線に立った計画とします。

(1) 参加・協働・情報の共有の推進

少子高齢化や人口減少問題、地球温暖化問題などの社会情勢の変化に伴い、住民ニーズや価値観が多様化しています。また、まちの将来像の実現にあたっては、持続可能な開発目標（SDGs）の視点に立ち、将来世代が希望を持ち続けることができるまちづくりを進めていく必要があります。そのような中、行政の視点と地域住民の意見が反映された計画とするために、策定段階から情報提供を行うとともに、住民参加の機会を設け計画に適切に反映させるものとします。

(2) 財政状況を考慮した施策の優先

コロナ禍などの影響を受けて、今後も財政状況は不確実な要素がある中で、確実に社会保障関係費などの増加が見込まれます。このことから、依然厳しい財政状況と認識して、重点課題や施策に優先順位を見定めた計画とします。

(3) 成果指標の確認と見直し

前期基本計画の施策の達成度を図る目安として、目標指数を設定しています。前期基本計画の目標指数の達成状況の確認と見直しを行い、住民に対しわかりやすい表現や説明、そして、評価できる計画とします。

(4) 災害対策

大きな被害をもたらした東日本大震災や令和元年台風第19号などの教訓を生かした防災・減災対策を講じる計画とします。

(5) アフターコロナを見据えたまちづくり

アフターコロナの時代において、新しい生活様式や加速するデジタル化への対応、仕事の受け皿をつくるなど、国等の動向や社会情勢などを踏まえた計画とします。

(6) 地域計画との調和

地域コミュニティを運営する組織が、それぞれの地域の課題を資源や人材を生かしながら、自らの判断で解決し、地域の望ましい将来像の実現に向けて取り組むとして策定された「地域計画」との調和・整合性を図り策定します。（柴田町住民自治によるまちづくり基本条例第19条第2項規定による）

(7) 個別計画との関係

第6次柴田町総合計画を最上位計画と位置づけ、その理念や目標を受け、各個別計画が策定されています。そこで、後期基本計画は、個別計画との整合を図り策定します。

6 策定体制

後期基本計画を策定するための体制等は、次のとおりとします。

(1) 柴田町総合計画審議会

柴田町総合計画審議会条例により設置する審議会で、町長の諮問に応じ、本町の総合計画（基本計画）について必要な事項の調査及び審議を行い、町長に答申します。

委員は行政委員会（農業委員会・教育委員会）の委員、学識経験者、公共的団体等の代表者及び公募住民等の20人以内で構成します。

(2) 住民参加・情報公開等

後期基本計画の策定において、住民との協働によるまちづくりをより実効性のあるものにしていくとともに、広く住民の意見や提案を反映させるため、「柴田町総合計画審議会」への住民の公募参加を始め、様々な手法により意見聴取を行い、計画への住民参加に努めます。

① まちづくりアンケート調査

町民意識調査として、町民の定住意向や様々な施策の満足度・重要度、課題などを把握し、後期基本計画に町民の意向を反映させるために実施します。

（調査対象）

町内に住所を有する満18歳以上の男女、4,000人を無作為抽出

② 若い世代の参画や各種団体等との意見交換

後期基本計画策定段階においての若い世代の参画、各種団体の今後の動向や展望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として行います。

③ まちづくり住民懇談会

地区住民から将来のまちづくりについての意見や提案をいただくため、小学校区単位又は中学校区単位に開催するまちづくり住民懇談会に併せて、地区説明を開催します。

④ パブリックコメント

後期基本計画案をホームページ等に掲載し、町民からの意見を求めます。

⑤ 情報公開・情報発信

後期基本計画策定にあたり、その策定経過をホームページや広報紙等に掲載し、情報公開や情報発信に努めます。

(3) 議会との意見交換

策定段階から情報提供を行うとともに、議員全員協議会において素案等の進捗状況について説明し、議会との意見交換を行います。

(4) 庁内体制

総合計画は町の最上位の計画であり、計画行政の根幹となることから、全庁的な策定体制を構築し、職員の創意を結集します。

① 第6次柴田町総合計画後期基本計画策定委員会

町長、副町長及び教育長並びに課長職等及び危機管理監（庁議メンバー）で組織し、総合計画に基づいた後期基本計画案について、庁内における意思決定機関として最終的な合意形成を図ります。

② 第6次柴田町総合計画後期基本計画策定専門部会

課長職等及び危機管理監（庁議メンバー）並びに班長職等で組織する部会で、町民生活部会、産業振興部会、都市建設部会、教育文化部会及び行財政部会の5つの部会を置きます。総合計画の分野ごとに後期基本計画案を策定します。

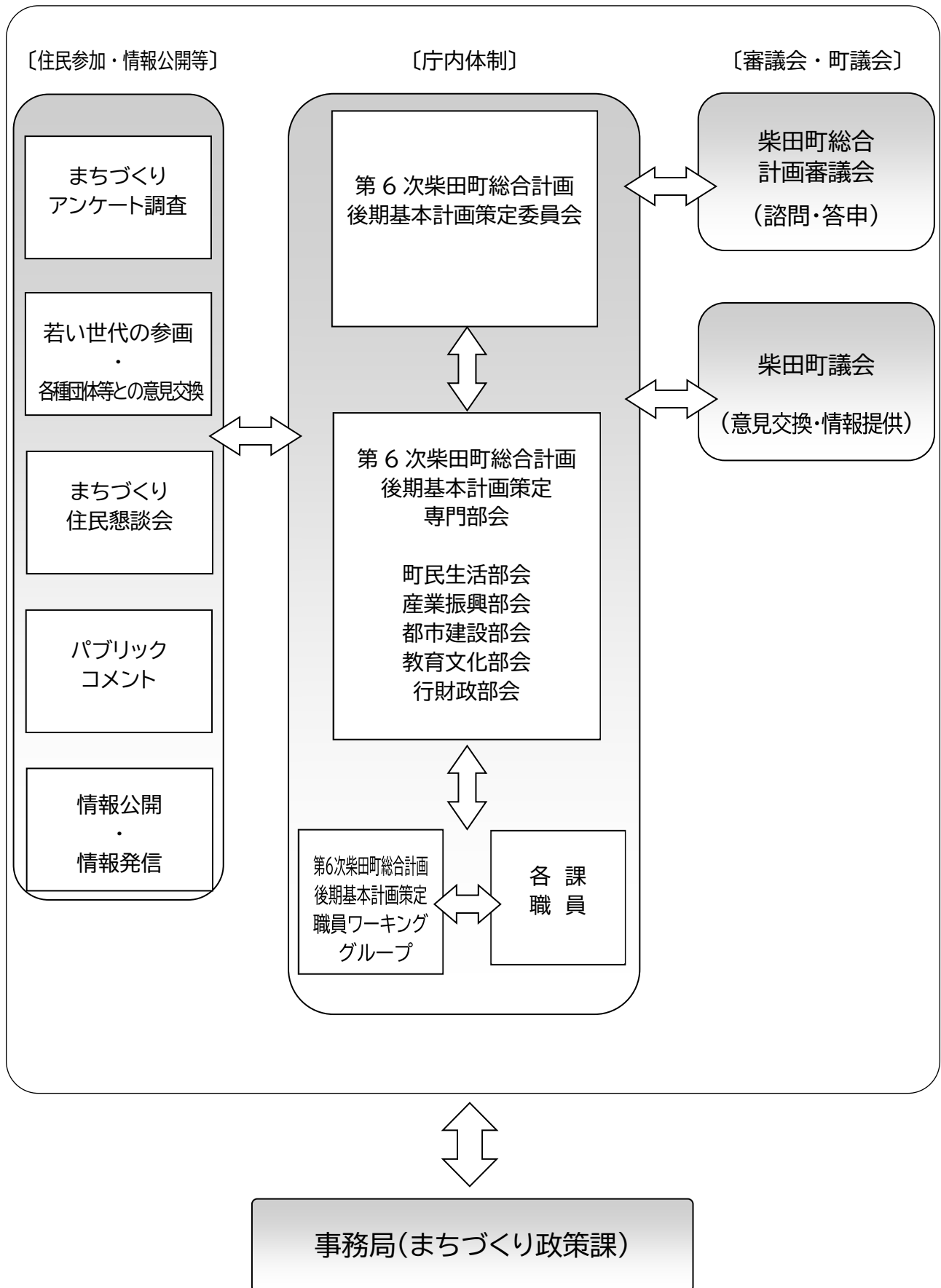
③ 第6次柴田町総合計画後期基本計画策定職員ワーキンググループ

町職員で構成する計画策定のワーキンググループで、後期基本計画案に関する調査、研究及び提案等を行います。

④ 全職員

後期基本計画策定には職員すべてが一丸となって取り組んでいく必要があり、職員一人一人が自覚を持って積極的に計画策定に関わっていくものとします。

第6次柴田町総合計画 後期基本計画策定体制



資料2 策定経過

期 日	内 容
令和3年12月23日	第6次柴田町総合計画後期基本計画策定について庁議に付議
令和4年2月1日 ～2月14日	第6次柴田町総合計画後期基本計画策定に係るアンケート（柴田町まちづくりアンケート）調査の実施 ・町内在住の18歳以上4,000名を対象にまちづくりの方向性、町の施策についての満足度などを調査するために1月末発送
令和4年3月11日	第6次柴田町総合計画後期基本計画策定委員会設置
令和4年3月23日	第6次柴田町総合計画後期基本計画策定委員会（第1回） ・総合計画後期基本計画策定方針及び策定スケジュール ・まちづくりアンケート調査報告（中間報告）
令和4年4月25日	第6次柴田町総合計画後期基本計画策定委員会（第2回） ・まちづくりアンケート調査結果 ・策定スケジュールの変更 ・専門部会長等の互選、職員ワーキンググループへの職員推薦依頼
令和4年5月9日 ～5月27日	柴田町総合計画審議会委員の公募
令和4年5月27日	議会全員協議会 ・総合計画後期基本計画策定方針及び策定スケジュール ・まちづくりアンケート調査結果
令和4年6月1日	まちづくりアンケート調査結果概要を広報しばたに掲載
令和4年6月16日	職員ワーキンググループ（第1回）
令和4年7月14日	第1回総合計画審議会 ・会長及び副会長の互選 ・総合計画後期基本計画策定方針及び策定スケジュール ・まちづくりアンケート調査報告
令和4年7月22日	議会懇談会（柴田高校生とのワールドカフェ）に職員ワーキンググループが参加
令和4年7月29日	職員ワーキンググループ（第2回）
令和4年10月3日	第6次柴田町総合計画後期基本計画策定委員会（第3回） ・前期基本計画_施策評価報告書について ・各課ヒアリングと基本計画施策構築シートについて
令和4年10月4日	職員ワーキンググループ（第3回） ・観光施策に対する提言の取りまとめ
令和4年10月7日 ～10月9日	まちづくり住民懇談会（4会場） ・総合計画後期基本計画策定方針について
令和4年10月11日	第2回総合計画審議会 ・後期基本計画策定経過と今後の予定について ・前期基本計画_施策評価報告書について ・後期基本計画の骨子案について

期 日	内 容
令和4年10月12日 ・19日	各課ヒアリング ・基本計画施策構築シートによる新計画の展開等聞き取り
令和4年11月1日	第6次柴田町総合計画後期基本計画策定委員会（第4回） ・後期基本計画の骨子案について ・後期基本計画策定に係る各種団体ヒアリングについて
令和4年11月17日	第6次柴田町総合計画後期基本計画策定委員会（第5回） ・後期基本計画の骨子案について ・後期基本計画策定における各課でのデジタル化の推進について ・後期基本計画策定に係る重点プロジェクト記入シートについて
令和4年11月21日	第6次柴田町総合計画後期基本計画策定に係る各種団体ヒアリング ・町政報告主な事業と財政概要 ・後期基本計画の骨子について
令和4年11月29日	議会全員協議会 ・後期基本計画の骨子等について
令和4年12月12日	第6次柴田町総合計画後期基本計画策定委員会（第6回） ・後期基本計画の素案について ・後期基本計画策定における重点プロジェクトについて
令和4年12月16日	第6次柴田町総合計画後期基本計画策定委員会（第7回） ・後期基本計画策定における重点プロジェクトについて
令和4年12月19日	議会全員協議会 ・後期基本計画の素案について
〃	第3回総合計画審議会 ・後期基本計画策定経過と今後の予定について ・後期基本計画の素案について ・後期基本計画重点プロジェクト案について
令和4年12月23日	議会から後期基本計画の素案に係る確認事項（83項目）照会
令和4年12月27日	議会からの後期基本計画の素案に係る確認事項についての各課回答作成に伴う町長レクチャー
令和4年12月28日	議会へ後期基本計画の素案に係る確認事項（83項目）回答
令和5年1月16日	議会から町長へ後期基本計画の素案に対し意見書提出
令和5年1月23日	第6次柴田町総合計画後期基本計画策定委員会（第8回） ・後期基本計画策定経過と今後の予定について ・後期基本計画（素案）に対する柴田町議会からの意見書について ・後期基本計画の案について
令和5年1月26日	第4回総合計画審議会（町長から審議会へ諮問） ・後期基本計画策定経過と今後の予定について ・後期基本計画の案について ・答申のまとめ方について
令和5年2月1日 ～3月2日	後期基本計画（案）に係るパブリックコメント（意見等124組）

期 日	内 容
令和5年3月16日	第5回総合計画審議会（審議会から町長へ答申） <ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画（案）に係るパブリックコメントの結果について ・後期基本計画（案）について ・答申
令和5年3月22日	第6次柴田町総合計画後期基本計画策定委員会（第9回） <ul style="list-style-type: none"> ・後期基本計画（案）に係るパブリックコメントの結果について ・後期基本計画最終確定
令和5年3月28日	第6次柴田町総合計画後期基本計画（案）に係るパブリックコメントでの意見等の内容及び町の考え方・対応について公表（町HP・各施設）

資料3 議会意見

柴 議 第 278 号
令和 5 年 1 月 16 日

柴田町長 滝 口 茂 殿

柴田町議会
議長 高 橋 たい子

第6次柴田町総合計画後期基本計画（素案）に対する 意見書の提出について

第6次柴田町総合計画後期基本計画（素案）については、議員全員協議会において議員間で討議を重ね、別紙のとおり意見書をまとめましたので、別添のとおり提出いたします。

なお、計画策定にあたっては、本意見書の内容にご配慮いただきますようお願いいたします。

第1編 序論

第2章 計画の基本的視点

4 人口推移の検証

- ・「人口推移の検証」とあるが、実績及び予測数値のみが記載されている。何故、このような数値になったのかを分析する必要がある（年齢・職業等）。

第2編 後期基本計画

基本目標1 歩いて楽しい緑豊かなクリエイティブタウンの創造

歩きたくなる街並み・コンパクトなまちづくりの推進

- ・コンパクトシティを目指したまちづくりについて

「槻木駅エリア、船岡駅エリア、船迫エリアに、新たな市街地の形成を目指す東船岡駅エリアを加えた四つのエリアと農村部とを切れ目なくつなぐ、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造の形成を目指すことが必要」とある。地域生活拠点を形成する上で、槻木・船迫地区の目指すビジョンを明確に示すこと。

基本目標3 まちづくりを担う人材育成と子どもたちの成長支援

3-2 子ども・子育て支援の充実

- ・まちづくりの根幹の一つである子育て環境の充実のため、各種政策の適切な運用、また、町独自の施策を検討することで、子育て家庭への支援及び幼児教育の充実につなげることが必要ではないか。

基本目標5 デジタル化による自治体イノベーションの推進

5-4 参加と協働連携による持続可能な行政運営

個別施策5-4-4 PPPによる共創プロジェクトの推進

- ・「〇民間活力の導入 財政課・まちづくり政策課・生涯学習課」については、2項目示されているが、いずれの項目についても、生涯学習施設等についての観点からのみ記載されている。

観光分野の指定管理の更新にあたっては、民間の「稼ぐ力」を存分に発揮できるような視点を持つことも必要ではないか。

資料4 柴田町総合計画審議会

柴田町総合計画審議会条例に基づき設置され、総合計画の策定に関する事項についての調査及び審議を行う町長の附属機関で、町長の諮問に応じて、後期基本計画（案）について審議を行い、町長に答申しました。

1 柴田町総合計画審議会委員

(敬称略、各号区分 50 音順) ◎会長、○副会長

	区 分	氏名	役職名等
1	教育委員会の委員	○ たけだ のりお 武田 則男	柴田町教育長 職務代理者
2	農業委員会の委員	ねもと しゅんいち 根元 俊一	柴田町農業委員会 会長職務代理者
3	町内の公共的団体等の役員及び職員	あべ たかし 阿部 達	柴田町行政区長会 副会長
4		おおつき なおゆき 大槻 尚之	柴田町老人クラブ連合会 会長
5		おおつき よしゆき 大槻 善之	柴田町商工会 理事
6		おおぬま けんじ 大沼 健兒	柴田町医師団 団長
7		おおぬま こういち 大沼 耕一	みやぎ仙南農業協同組合 柴田地区代表理事
8		きじま もとこ 木島 基子	柴田町民生委員児童委員協議会 会長
9		こいずみ せいいち 小泉 清一	一般社団法人柴田町観光物産協会 会長
10		さいじょう としたか 西條 敏剛	柴田町体育協会 常任理事長
11		さとう かおる 佐藤 芳	柴田町社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
12		ひらま せいき 平間 誠貴	柴田町小中学校父母教師会連絡協議会 会長
13		みうら きみ子 三浦 きみ子	柴田町婦人防火クラブ連合会 副会長
14		みやざわ ひでお 宮沢 秀夫	柴田町文化協会 副会長
15		◎ かざみ しょうぞう 風見 正三	宮城大学 理事兼副学長
16		ゆみた えりか 弓田 恵里香	仙台大学 准教授
17	公募による者	かさまつ なおこ 笠松 直子	公募委員
18		きくた ますぞう 菊田 升三	公募委員
19		さくま かえで 佐久間 楓	公募委員
20		なかむら のりか 中村 紀香	公募委員

2 柴田町総合計画審議会条例

昭和 54 年 3 月 20 日

条例第 1 号

改正 平成 16 年 3 月 18 日条例第 15 号

平成 17 年 6 月 23 日条例第 8 号

平成 21 年 12 月 22 日条例第 33 号

平成 21 年 12 月 22 日条例第 35 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、柴田町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、柴田町総合計画及び柴田町土地利用基本計画の策定に関する必要な事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 農業委員会の委員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 町内の公共的団体等の役員及び職員
- (4) 学識経験のある者
- (5) 公募による者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了した日までとする。

2 委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとする。

3 町長は、委員に欠員が生じたときは補欠の委員を任命することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、改正前の条例の規定により、審議会委員を任命又は委嘱している審議会については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年条例第8号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第33号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 審議会開催日程等

区 分	開催年月日	会議内容
第1回	令和4年7月14日	・会長及び副会長の互選 ・総合計画後期基本計画策定方針及び策定スケジュール ・まちづくりアンケート調査報告
第2回	令和4年10月11日	・後期基本計画策定経過と今後の予定について ・前期基本計画_施策評価報告書について ・後期基本計画の骨子案について
第3回	令和4年12月19日	・後期基本計画策定経過と今後の予定について ・後期基本計画の素案について ・後期基本計画重点プロジェクト案について
第4回	令和5年1月26日	・後期基本計画策定経過と今後の予定について ・後期基本計画の案について ・答申のまとめ方について
第5回	令和5年3月16日	・後期基本計画(案)の答申(案)について ・答申

4 柴田町総合計画審議会への諮問

柴ま政第824号
令和5年1月26日

柴田町総合計画審議会
会長 風見正三様

柴田町長 滝口 茂

第6次柴田町総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

柴田町総合計画審議会条例(昭和54年柴田町条例第1号)第2条の規定に基づき、
第6次柴田町総合計画後期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

5 柴田町総合計画審議会からの答申

令和5年3月16日

柴田町長 滝口 茂 様

柴田町総合計画審議会

会長 風見 正 三

第6次柴田町総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和5年1月26日付け柴ま政第824号で諮問された第6次柴田町総合計画後期基本計画（案）について、当審議会では集中的かつ慎重に審議した結果、その内容はおおむね妥当なものであると認めます。

なかなか収束が見通せないコロナ禍に加え、エネルギーや食品、原材料等の高騰下、経済や暮らしにおいて厳しい局面を強いられる中で、柴田町が持続性の高い自治体運営を進めていくためには、総合計画の実践的な推進体制が大切です。人口減少や少子高齢化などの社会動向への対応をすべての施策の共通課題と認識し、基本構想に掲げられたまちの将来像を実現するため、財政の中長期的な見通しを踏まえながら、具体的な実施計画を策定し、着実に計画を実行されますことを求めます。

なお、まちづくりの主役である町民が求める行政ニーズを的確に把握し、一人一人が地域に愛着と誇りを持てるまちに育て、これからも住み続けたい、住んでみたい、訪れてみたいまちづくりを要望いたします。

さらに、当審議会において委員から出された意見・要望等を別紙のとおりまとめましたので、これらについても十分に考慮した上、今後の町政運営や施策の推進に当たられますことを要望いたします。

(別紙)

柴田町総合計画審議会からの意見・要望等

- 1, 少子高齢化社会を迎えて、4つのエリア（東船岡駅エリア・槻木駅エリア・船岡駅エリア・船迫エリア）を拠点としたコンパクトな都市整備は、最優先課題ですので、計画の推進を望みます。

- 2, 「花のまち柴田」は、私たち町民に安らぎと誇りを与えてくれています。今後とも、四季折々の花々を中心としたイベントの拡充を図っていただきたい。
なお、老朽化した各施設等の再整備を早急に実施していただきたい。

- 3, 柴田町の経済基盤を成す産業振興は、町の発展に重要不可欠です。
今後とも住民が安心して働ける場として、町と農業、工業及び商業を始めとする各種関係団体が協力し、振興拡大を図っていただきたい。

- 4, 近年、社会的に孤立したまま、誰にも看取られることなく、亡くなった後に発見される孤立死が社会問題となっている。孤立死を防ぐため、地域で互いに連携を図れるような対策を望みます。

資料5 まちづくりアンケート調査概要

調査及び回答者

◎ 調査概要

調査対象：18歳以上の町民4,000名

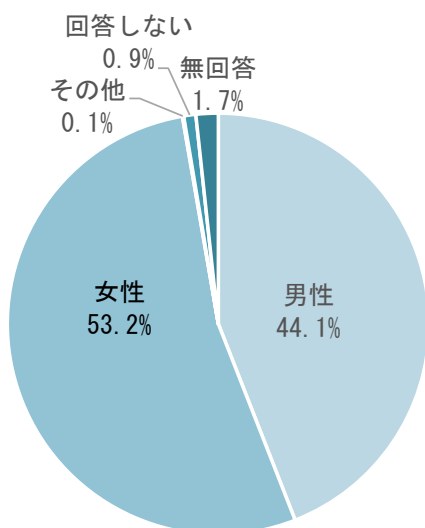
調査方法：郵送配付・回収、WEBアンケート

調査期間：令和4年2月

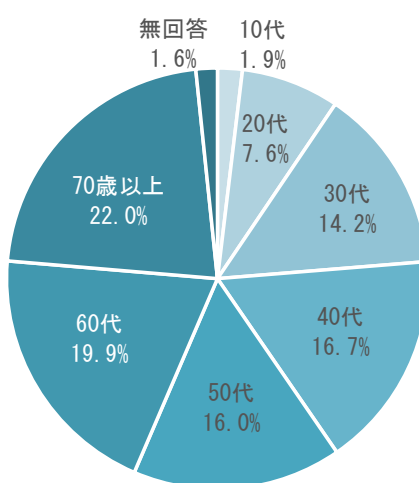
回収結果：1,945(うちWEB回答400)票(48.7%)

◎ 回答者の概要

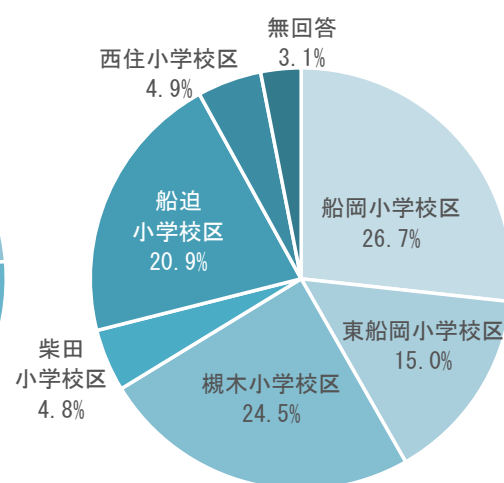
性別



年齢



居住地区

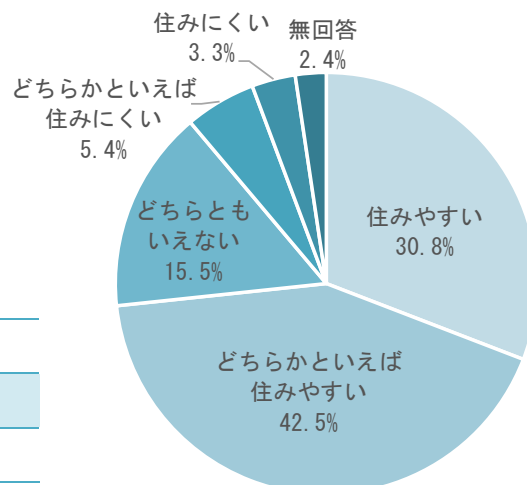


柴田町の住みやすさ、定住意向、魅力やについて

◎ まちの住みやすさについて

本町の住みやすさについては、「住みやすい」(30.8%)、「どちらかといえば住みやすい」(42.5%)を合わせた7割強(73.3%)の町民は“住みやすい”と感じている一方で、「どちらかといえば住みにくい」(5.4%)、「住みにくい」(3.3%)を合わせた1割近く(8.7%)の町民は、“住みにくい”と感じています。

前回調査との比較では、“住みやすい”が2.0ポイント減少し、“住みにくい”と感じている割合は1.3ポイント上昇しています。



	今回結果	前回結果	(差)
“住みやすい”	73.3%	75.3%	-2.0
“住みにくい”	8.7%	7.4%	+1.3

前回調査との比較（世代別）

	“住みやすい”			“住みにくい”		無回答	※前回調査との差
	住みやすい	どちらかといえば住みやすい	どちらともいえない	どちらかといえば住みにくい	住みにくい		
10代・20代	25.5%	46.7%	13.6%	7.1%	6.0%	1.1%	+4.3
30代・40代	27.7%	46.5%	15.4%	6.5%	3.3%	0.5%	-1.0
50代・60代	32.9%	42.1%	16.2%	4.7%	3.3%	0.9%	-0.6
70歳以上	36.2%	38.8%	16.6%	4.9%	2.1%	1.4%	-4.1

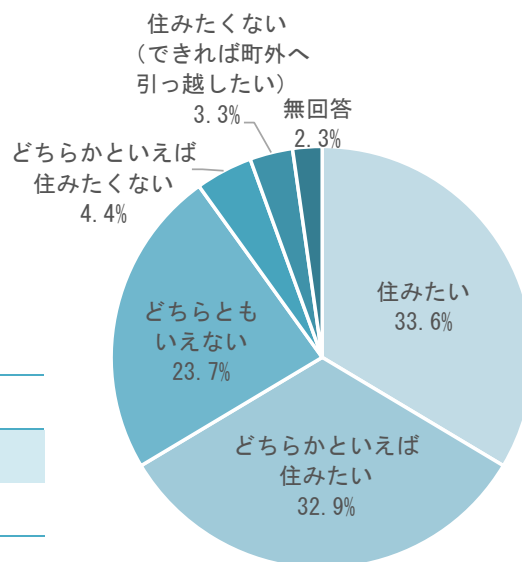
※前回調査との差：

“住みやすい”と回答した割合（「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」の合計）の前回調査との差

◎ まちへの定住意向について

本町にこれからも住んでいたいと思うかについては、「住みたい」（33.6%）、「どちらかといえば住みたい」（32.9%）を合わせた7割近く（66.5%）の町民は“住みたい”と感じている一方で、「どちらかといえば住みたくない」（4.4%）、「住みたくない（できれば町外へ引っ越したい）」（3.3%）を合わせた1割近く（7.7%）の町民は、“住みたくない”と感じています。

前回調査との比較では、“住みたい”が1.7ポイント減少し、“住みたくない”と感じている割合も0.6ポイント減少しています。



	今回結果	前回結果	(差)
“住みたい”	66.5%	68.2%	-1.7
“住みたくない”	7.7%	8.3%	-0.6

前回調査との比較（世代別）

	“住みたい”			“住みたくない”			無回答	※前回調査との差
	住みたい	どちらかといえば住みたい	どちらともいえない	どちらかといえば住みたくない	住みたくない (できれば町外へ引っ越したい)			
10代・20代	15.8%	35.9%	34.8%	9.8%	3.3%	0.5%	+2.7	
30代・40代	27.7%	37.5%	26.2%	3.0%	4.8%	0.7%	-4.8	
50代・60代	37.3%	33.6%	20.7%	4.9%	2.6%	0.9%	+1.1	
70歳以上	45.8%	25.9%	21.5%	3.5%	2.3%	0.9%	-0.8	

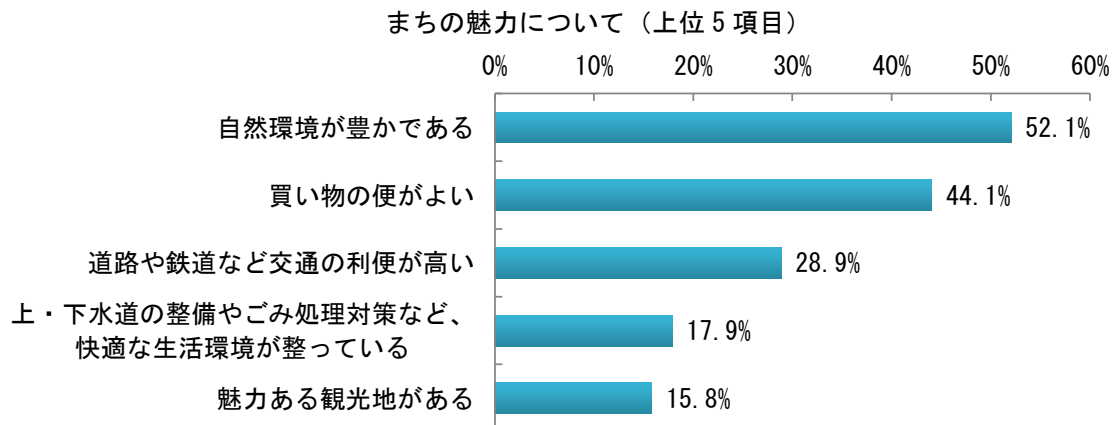
※前回調査との差：

“住みたい”と回答した割合（「住みたい」、「どちらかといえば住みたい」の合計）の前回調査との差

◎ まちの魅力について

本町の魅力については、「自然環境が豊かである」が52.1%と最も多く、次いで「買物の便がよい」(44.1%)、「道路や鉄道など交通の利便が高い」(28.9%)を上位に挙げています。

各世代においても「自然環境が豊かである」ことをまちの魅力の最上位に挙げています。



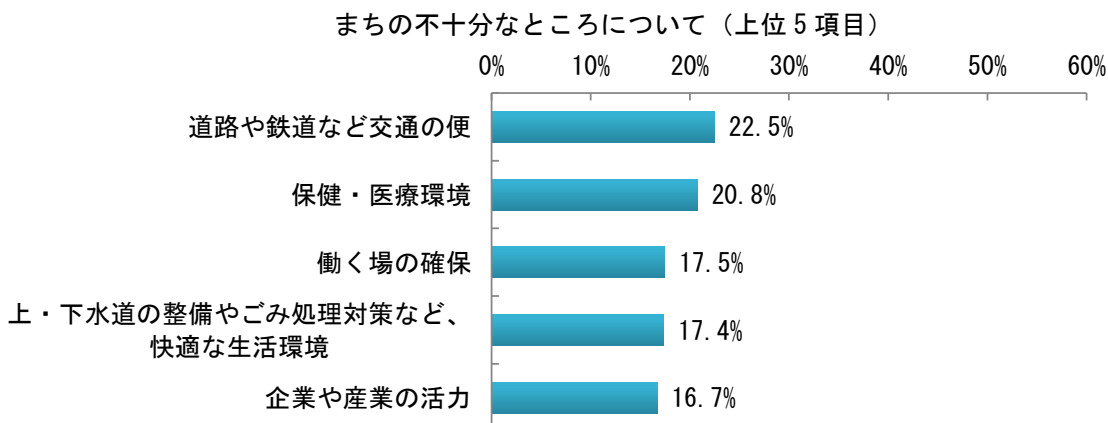
まちの魅力について（世代別：上位3位）

	第1位	第2位	第3位
10代・20代	自然観光が豊かである (50.0%)	買物の便がよい (34.2%)	魅力ある観光地がある (22.3%)
30代・40代	自然観光が豊かである (49.0%)	買物の便がよい (46.7%)	道路や鉄道など交通の利便が高い (29.1%)
50代・60代	自然観光が豊かである (55.7%)	買物の便がよい (43.9%)	道路や鉄道など交通の利便が高い (31.8%)
70歳以上	自然観光が豊かである (55.4%)	買物の便がよい (47.9%)	道路や鉄道など交通の利便が高い (30.4%)

◎ まちの不十分なところについて

本町の不十分なところについては、「道路や鉄道など交通の便」が22.5%と最も多く、次いで「保健・医療環境」(20.8%)、「働く場の確保」(17.5%)を上位に挙げています。

各世代においては、10・20・30・50代では「道路や鉄道など交通の便」、40・60・70代では「保健・医療環境」をそれぞれ最上位に挙げています。



まちの不十分なところについて（世代別：上位3位）

	1位	2位	3位
10代	道路や鉄道など交通の便 (35.1%)	買い物の利便性 (27.0%)	文化・スポーツ環境 (21.6%)
20代	道路や鉄道など交通の便 (33.3%)	買い物の利便性 (21.1%)	働く場の確保 (19.0%)
30代	道路や鉄道など交通の便 (24.2%)	子育て環境 (23.1%)	上・下水道の整備やごみ処理対策など、 快適な生活環境 (20.6%)
40代	保健・医療環境 (22.8%)	道路や鉄道など交通の便 (22.5%)	上・下水道の整備やごみ処理対策など、 快適な生活環境 (19.4%)
50代	道路や鉄道など交通の便 (24.4%)	保健・医療環境 (21.2%)	働く場の確保 (19.9%)
60代	保健・医療環境 (24.3%)	道路や鉄道など交通の便 (20.4%)	企業や産業の活力 (19.4%)
70歳以上	保健・医療環境 (22.0%)	道路や鉄道など交通の便 (18.7%)	企業や産業の活力 (18.5%)

まちづくりへの現状と今後の取組について

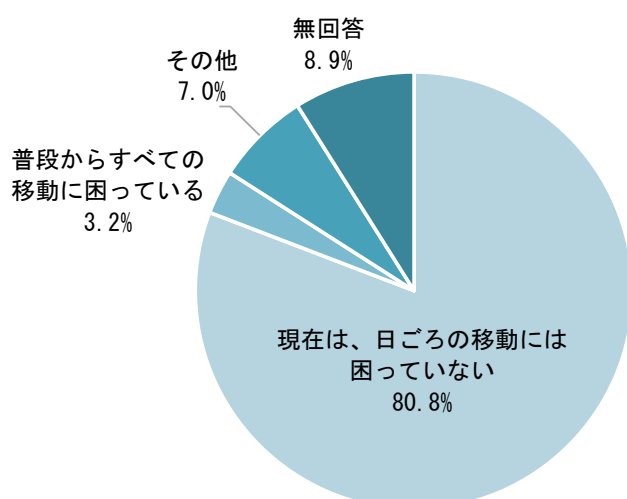
◎ 地域公共交通について

日ごろの移動手段については、「現在は、日ごろの移動には困っていない」が80.8%と最も高くなっています。

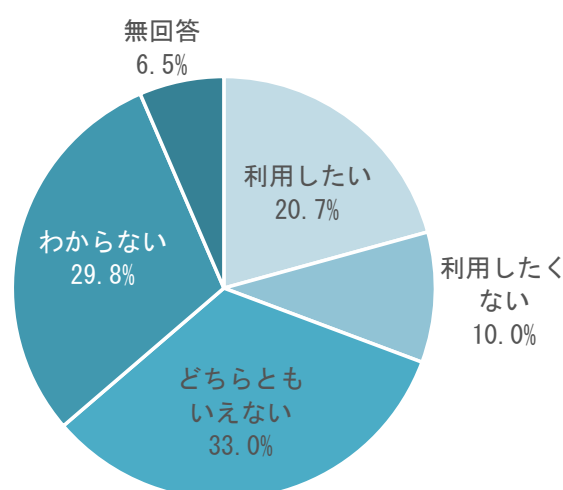
また、デマンドタクシー（はなみちゃんGO）の認知度については、「知っている・聞いたことがある」が46.2%と最も高く、「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」が29.8%、「知らない・聞いたことがない」が21.5%と続きます。

「知っている・聞いたことがある」(46.2%)、「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」(29.8%)を合わせた8割近く（76.0%）の方は“知っている”ことがうかがえます。

日ごろの移動手段について



デマンドタクシーの利用意向について

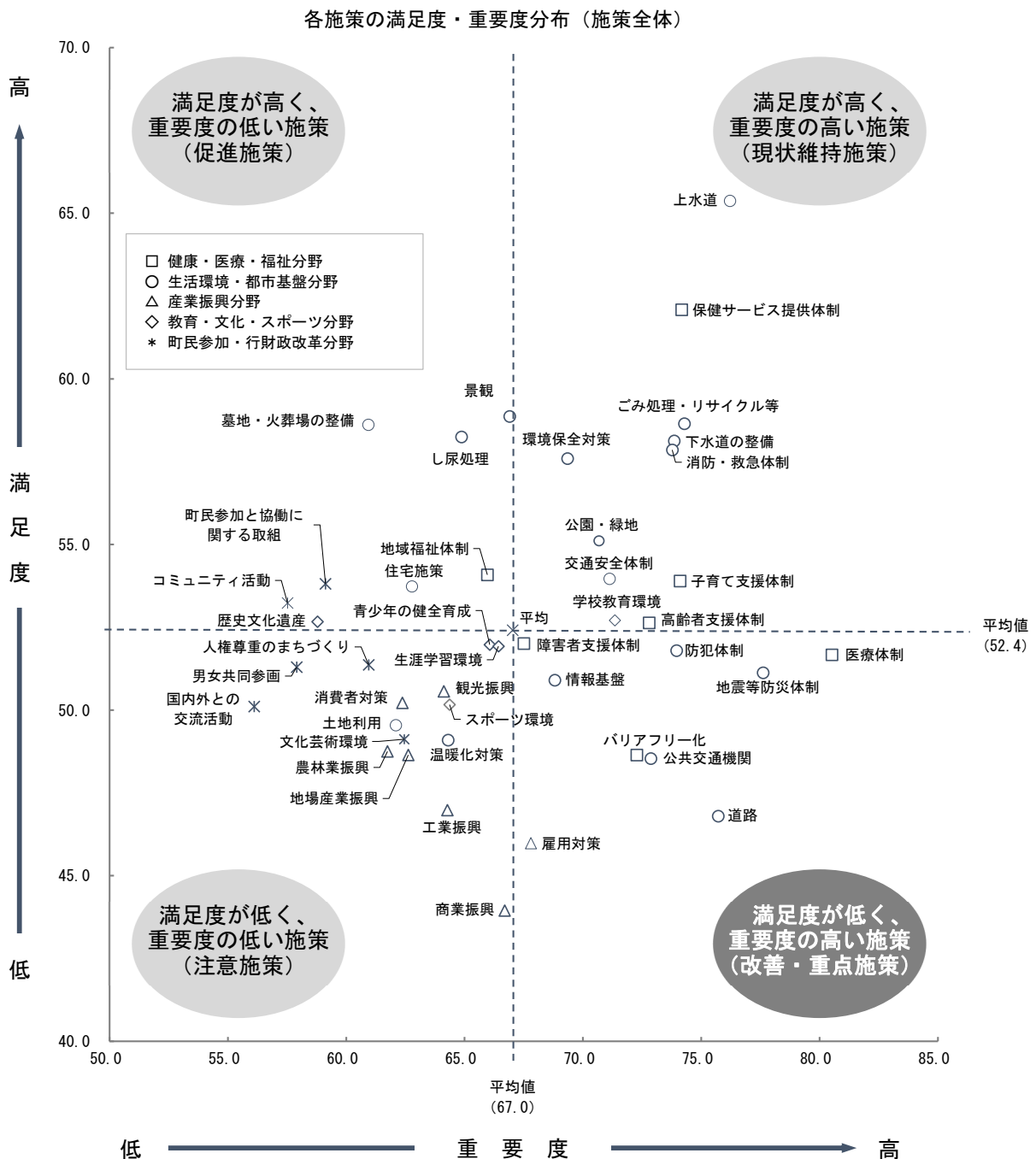


◎ 施策に対する満足度・重要度

下の表は、町民の方が町で取り組んでいる5つの分野46の施策について、満足度・重要度を無回答を除く回答者の平均値で点数化し、4つの項目に分類しました。

この中で右下の範囲該当する施策については、町民の方が重要と考えているにも関わらず、満足度が低くなっており、町としてはこれまでの施策を見直しながら、より一層推進する必要がある優先度の高い項目となっています。

満 足 度	重 要 度
満足している (100点)	重視する (100点)
どちらかといえば満足している (75点)	やや重視する (75点)
どちらともいえない (50点)	どちらともいえない (50点)
どちらかといえば不満である (25点)	あまり重視しない (25点)
不満である (0点)	重視しない (0点)



◎ 各分野での満足度・重要度

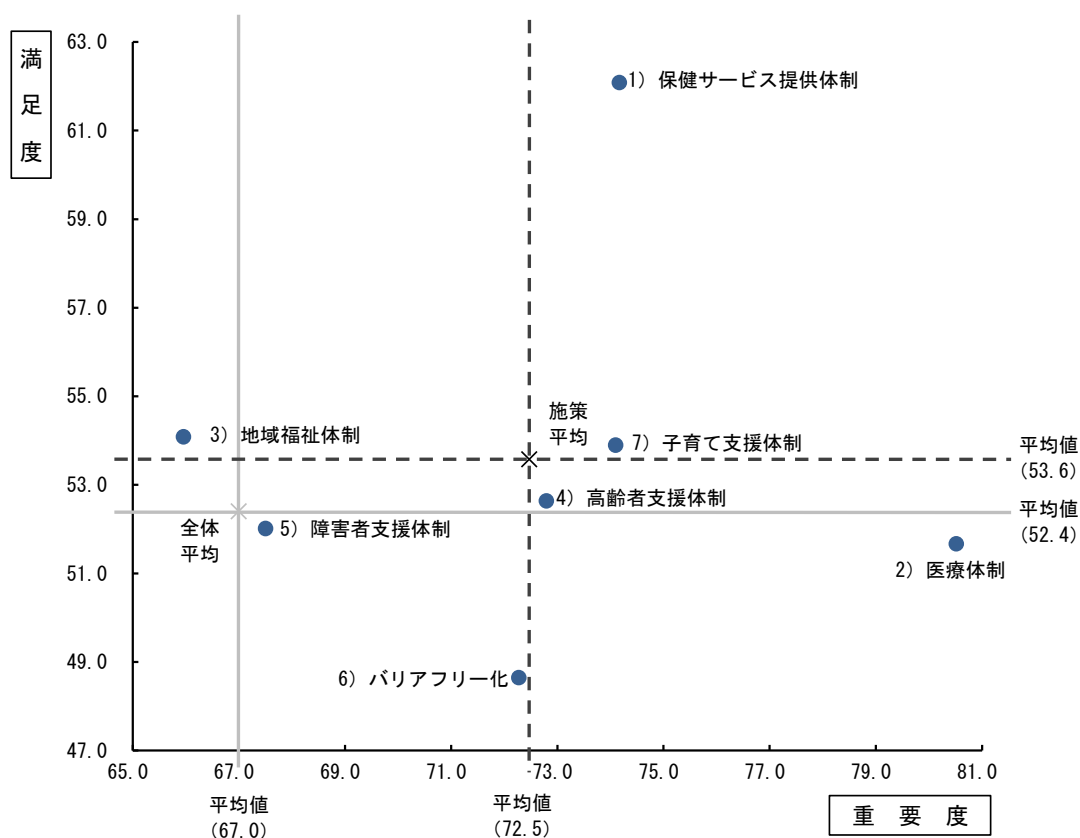
町が取り組む46の施策について、5つの分野ごとに「満足度」と「重要度」を整理します。

① 保健・医療・福祉の分野

保健・医療・福祉の分野は、満足度は「保健サービス提供体制」、重要度は「医療体制」が最も高くなっています。全体的に重要度が高く、今後も重点的な取組とみられます。

前回調査との比較では、「子育て支援体制」の満足度が3.75ポイント上昇、「医療体制」の重要度が0.29ポイント上昇となっています。

保健・医療・福祉分野の満足度・重要度分布



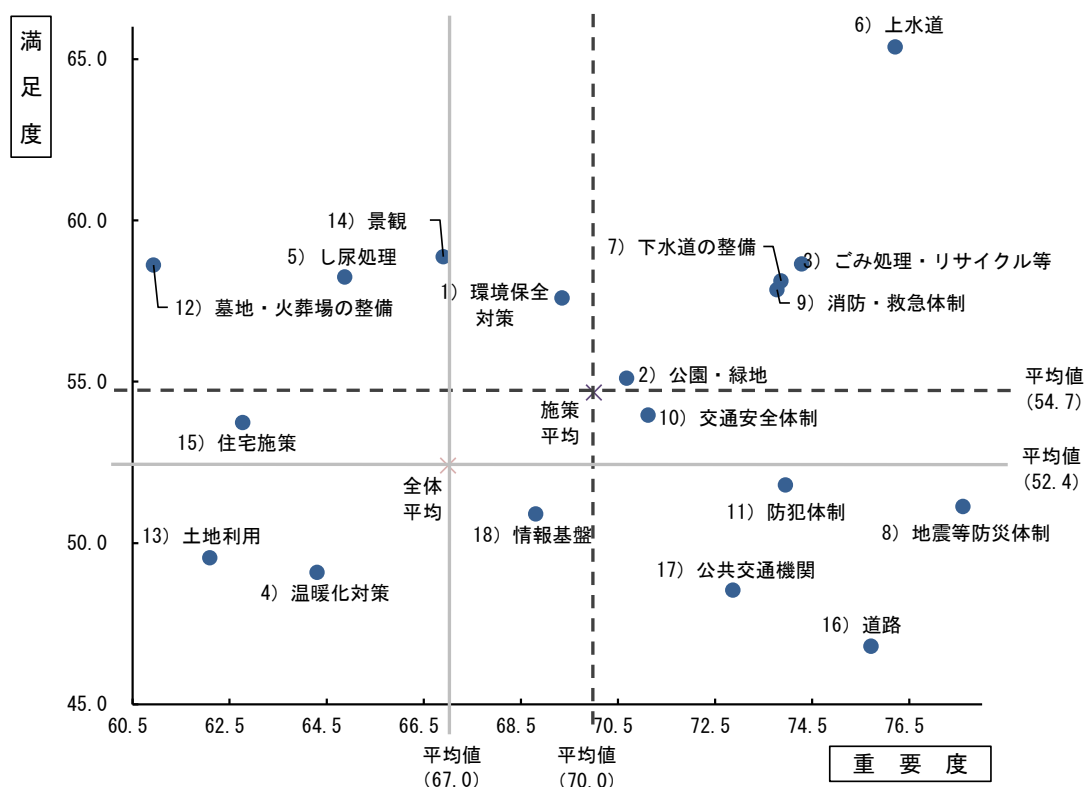
施策内容	今回調査		前回調査		比較	
	満足度	重要度	満足度	重要度	満足度	重要度
1 保健サービス提供体制（健康診査、健康相談の充実、健康づくりの充実等）	62.09	74.17	60.72	74.73	1.37	-0.56
2 医療体制（地域医療体制の充実、救急医療体制の充実等）	51.67	80.52	52.12	80.23	-0.45	0.29
3 地域福祉体制（地域における福祉活動の促進、福祉ボランティアの育成等）	54.08	65.96	53.12	67.21	0.96	-1.25
4 高齢者支援体制（福祉・介護サービスの充実、生きがい対策の充実等）	52.64	72.79	50.42	74.50	2.22	-1.71
5 障害者支援体制（障害者への福祉サービスの充実、社会参加の促進等）	52.01	67.50	50.63	68.90	1.38	-1.40
6 バリアフリー化（段差の解消、だれもが使いやすい施設の整備等）	48.64	72.27	45.83	73.09	2.81	-0.82
7 子育て支援体制（保育・相談の充実、交流場の提供、子ども医療費助成等）	53.90	74.10	50.15	74.45	3.75	-0.35

② 生活環境・都市基盤の分野

生活環境・都市基盤の分野は、満足度は「上水道の状況」、重要度は「地震等防災体制」が最も高くなっています。重要度の高い施策が多くみられるため、地域性や施策内容によって、計画的な推進が必要とみられます。

前回調査との比較では、「墓地・火葬場の整備」の満足度が11.02ポイント上昇、「情報基盤の整備」の重要度が6.58ポイント上昇となっています。

生活環境・都市基盤の分野の満足度・重要度分布



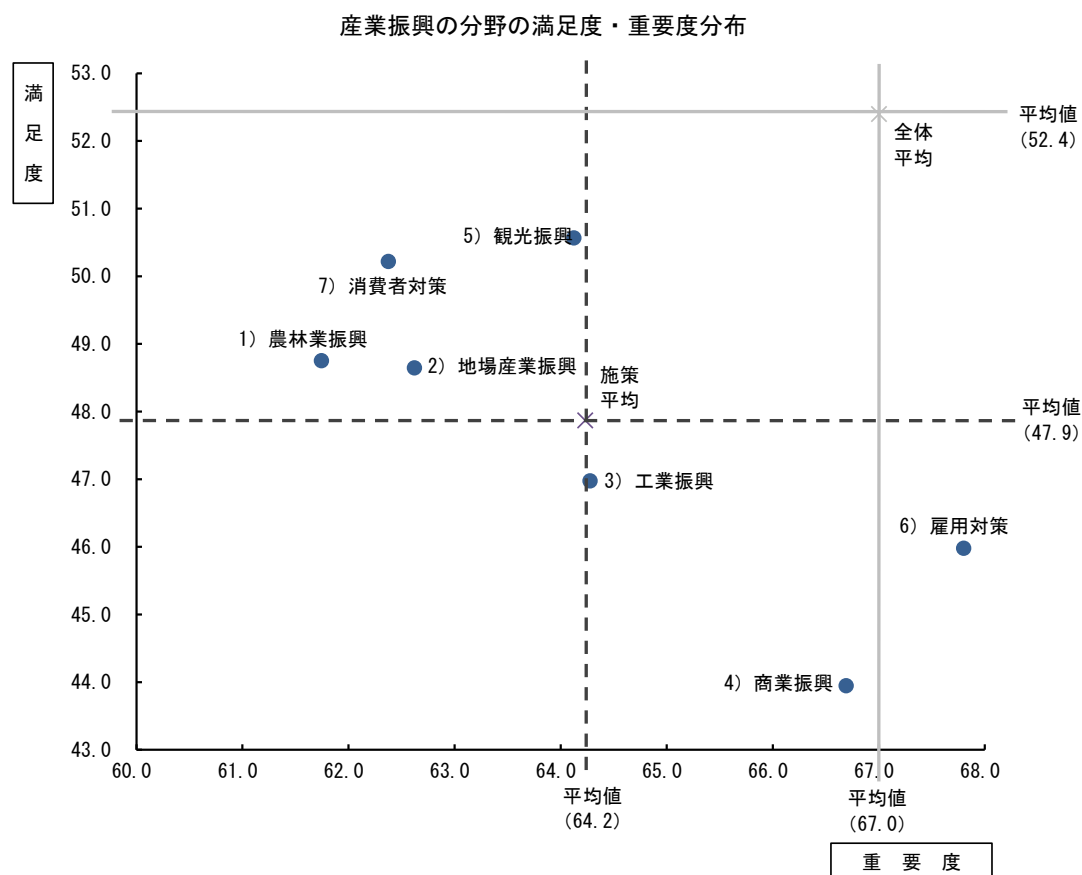
施策内容	今回調査		前回調査		比較	
	満足度	重要度	満足度	重要度	満足度	重要度
1 環境保全対策（公害の防止、自然環境の保全、環境美化・植栽活動の促進等）	57.59	69.35	57.05	69.11	0.54	0.24
2 公園・緑地（身近な公園・広場、緑地、河川等）の整備	55.11	70.68	53.85	69.90	1.26	0.78
3 ごみ処理・リサイクル等（収集・処理の充実、リサイクルの促進等）	58.65	74.28	60.59	75.83	-1.94	-1.55
4 温暖化対策（低公害車・太陽光等）の導入	49.09	64.30	49.48	62.99	-0.39	1.31
5 し尿処理（適切な収集・処理の推進）の状況	58.25	64.87	58.94	64.93	-0.69	-0.06
6 上水道（安全・安心な水の安定供給の確保）の状況	65.37	76.21	66.85	75.30	-1.48	0.91
7 下水道の整備（公共下水道の整備、浄化槽の普及等）	58.12	73.86	57.99	73.39	0.13	0.47
8 地震等防災体制（自主防災組織の育成、情報伝達の充実、危険箇所整備等）	51.13	77.61	50.11	75.90	1.02	1.71
9 消防・救急体制（広域消防・救急の充実、消防団の充実等）	57.85	73.77	58.63	73.96	-0.78	-0.19

施策内容	今回調査		前回調査		比較	
	満足度	重要度	満足度	重要度	満足度	重要度
10 交通安全体制（意識啓発の推進、交通安全施設の整備等）	53.96	71.12	54.46	69.77	-0.50	1.35
11 防犯体制（意識啓発の推進、防犯・パトロール活動の促進等）	51.80	73.95	52.64	72.23	-0.84	1.72
12 墓地・火葬場の整備	58.62	60.93	47.60	64.90	11.02	-3.97
13 土地利用（秩序ある適正な土地利用への規制・誘導等）の状況	49.54	62.09	48.13	61.31	1.41	0.78
14 景観（柴田町らしい美しい景観や街並み等）づくりの状況	58.87	66.90	56.88	66.70	1.99	0.20
15 住宅施策（良質な住宅の建設促進、良好な住宅地の形成等）の状況	53.73	62.77	52.87	62.09	0.86	0.68
16 道路（国道、県道、町道）の整備	46.80	75.72	46.45	74.47	0.35	1.25
17 公共交通機関（JR、阿武隈急行、デマンド型乗合タクシーなど）の状況	48.54	72.87	46.90	72.54	1.64	0.33
18 情報基盤（インターネット環境等）の整備	50.90	68.81	50.31	62.23	0.59	6.58

③ 産業振興の分野

産業振興の分野は、満足度は「観光振興の状況」、重要度は「雇用対策の状況」が最も高くなっています。満足度が各施策とも低く、重要度によって注意施策、改善・重点施策に該当しています。

前回調査との比較では、「商業振興の状況」の満足度が 1.65 ポイント上昇、「観光振興の状況」の重要度が 1.62 ポイント減少となっています。



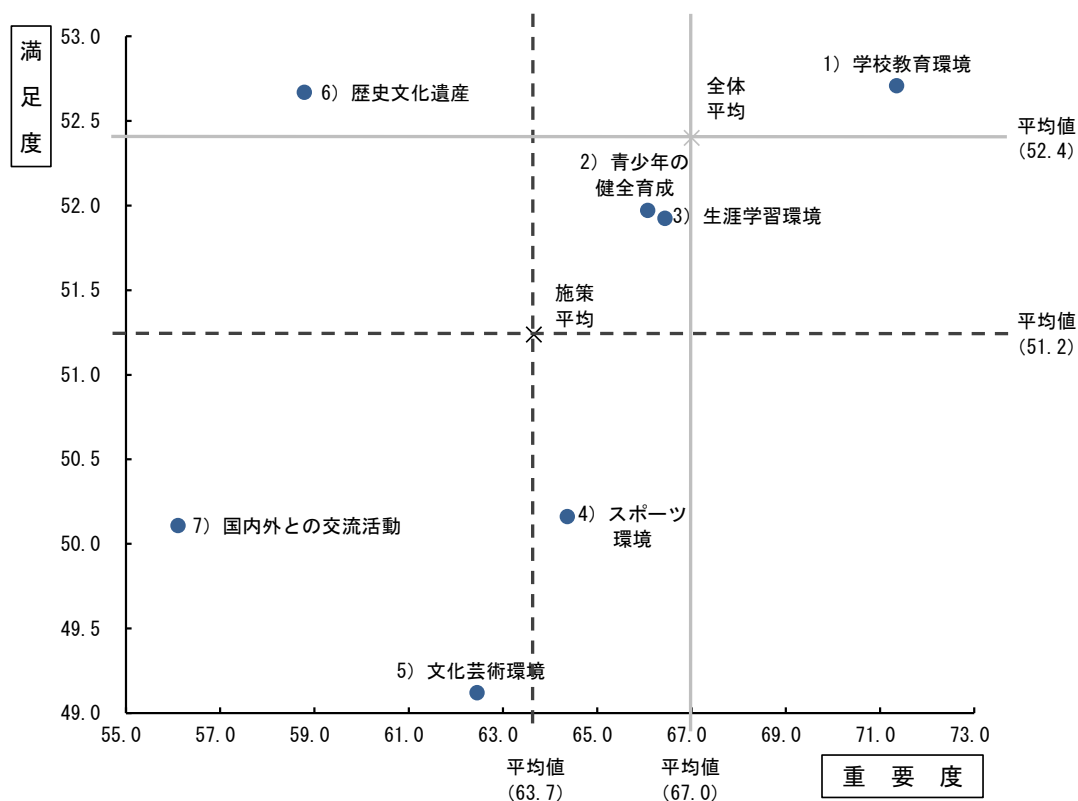
施策内容	今回調査		前回調査		比較	
	満足度	重要度	満足度	重要度	満足度	重要度
1 農林業振興（担い手の育成、生産性向上、農地の整備、森林保全等）の状況	48.75	61.74	47.55	60.85	1.20	0.89
2 地場産業振興（商品のブランド化、産直活動推進）の状況	48.65	62.62	48.43	63.52	0.22	-0.90
3 工業振興（既存企業の経営改善、企業の誘致、新産業の育成等）の状況	46.98	64.28	46.64	63.94	0.34	0.34
4 商業振興（商店経営の改善、商業集積づくりの推進等）の状況	43.95	66.69	42.30	65.49	1.65	1.20
5 観光振興（観光資源の開発・活用、PR活動の充実等）の状況	50.57	64.12	50.06	65.74	0.51	-1.62
6 雇用対策（相談・情報提供の充実、雇用機会の向上等）の状況	45.98	67.80	44.43	68.28	1.55	-0.48
7 消費者対策（トラブル防止・解消のための啓発・相談の充実等）の状況	50.22	62.37	48.72	62.17	1.50	0.20

④ 教育・文化・スポーツの分野

教育・文化・スポーツの分野は、注意施策・満足度・重要度とも「学校教育環境の整備」が最も高くなっています。

前回調査との比較では、「歴史文化遺産の保存・活用の状況」の満足度が1.60ポイント上昇、「国内外との交流活動の状況」の重要度が2.74ポイント減少となっています。

教育・文化・スポーツの分野の満足度・重要度分布

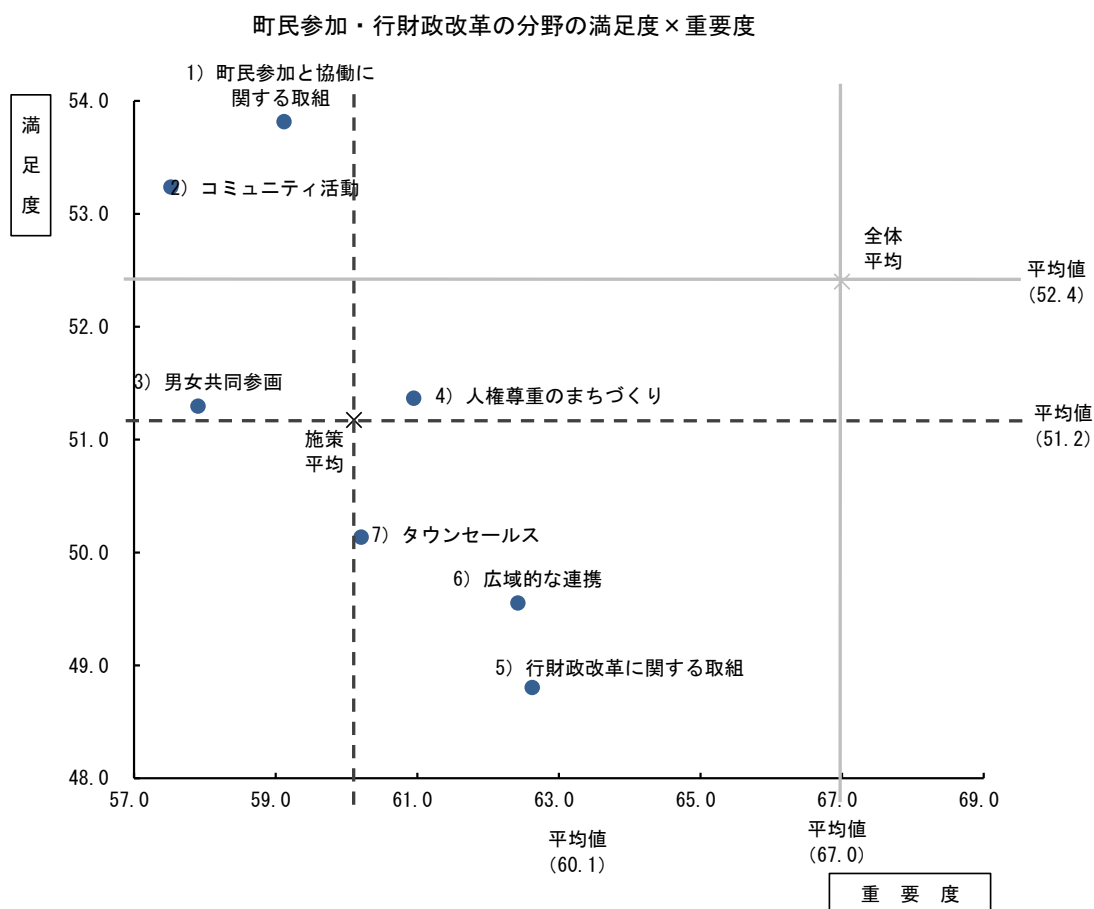


施策内容	今回調査		前回調査		比較	
	満足度	重要度	満足度	重要度	満足度	重要度
1 学校教育環境（教育内容の充実、施設の充実等）の整備	52.71	71.35	53.27	71.36	-0.56	-0.01
2 青少年の健全育成（健全育成体制の充実、自主的活動の促進等）	51.97	66.07	51.68	67.11	0.29	-1.04
3 生涯学習環境（推進体制の充実、学習機会・場の充実等）の整備	51.93	66.43	51.62	66.93	0.31	-0.50
4 スポーツ環境（スポーツ団体の育成、施設の充実等）の整備	50.16	64.36	49.11	65.50	1.05	-1.14
5 文化芸術環境（文化団体の育成、施設の充実等）の整備	49.12	62.45	48.75	62.41	0.37	0.04
6 歴史文化遺産（史跡・伝統芸能等）の保存・活用の状況	52.67	58.78	51.07	60.59	1.60	-1.81
7 国内外との交流活動（国内・国際交流活動・情報の発信等）の状況	50.11	56.11	49.15	58.85	0.96	-2.74

⑤ 町民参加・行財政改革の分野

町民参加・行財政改革の分野では、各項目の重要度が低く、満足度は「町民参加と協働に関する取組の状況」、重要度は「行財政改革に関する取組の状況」が最も高くなっています。

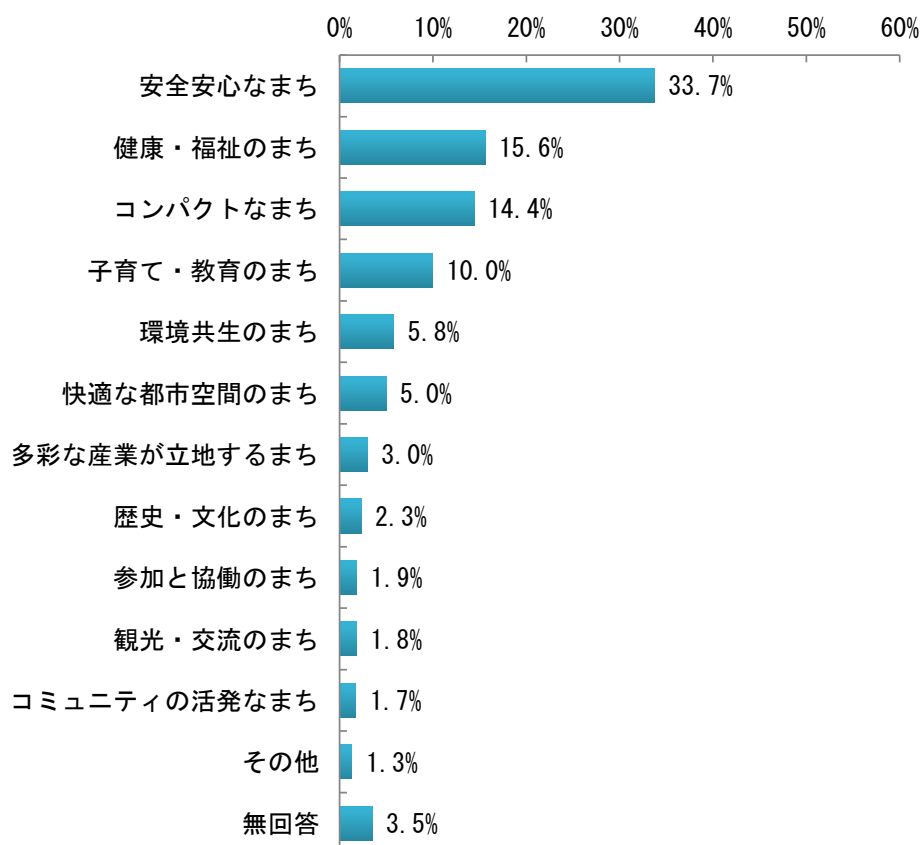
前回調査との比較では、「広域的な連携によるまちづくりの状況」の満足度が0.88ポイント上昇、「コミュニティ活動の状況」の重要度が2.89ポイント減少となっています。



施策内容	今回調査		前回調査		比較	
	満足度	重要度	満足度	重要度	満足度	重要度
1 町民参加と協働に関する取組（広報・広聴、町民活動の支援等）の状況	53.81	59.12	54.51	59.99	-0.70	-0.87
2 コミュニティ活動（身近な地域や町内会等における共同活動）の状況	53.24	57.52	53.90	60.41	-0.66	-2.89
3 男女共同参画（男性も女性も等しく社会参画できる環境づくり等）の状況	51.30	57.91	51.97	58.48	-0.67	-0.57
4 人権尊重のまちづくり（人権教育・啓発の推進等）の状況	51.37	60.95	51.89	60.88	-0.52	0.07
5 行財政改革に関する取組（組織や事務事業の見直し等）の状況	48.81	62.63	48.93	63.17	-0.12	-0.54
6 広域的な連携（周辺の市町との連携・協力）によるまちづくりの状況	49.55	62.42	48.67	63.52	0.88	-1.10
7 タウンセールス（イベント情報の提供・イメージアップづくり等）の推進	50.14	60.21	50.20	62.14	-0.06	-1.93

将来（4年後）のまちについて

将来（4年後）のまちについては、「風水害や地震などの災害に強く、犯罪のない住環境が整備された安全安心なまち」（33.7%）を望む意向が最も多く、次いで「人にやさしい保健・医療・福祉が充実した健康・福祉のまち」（15.6%）、「交通や買い物などの生活利便性を重視したコンパクトなまち」（14.4%）を上位に挙げています。



資料6 まちづくり住民懇談会の概要

新たなまちづくりの指針となる「第6次柴田町総合計画」を策定するに当たって、町民の皆様から幅広くご意見をいただき、皆様と共に考え、総合計画をより良いものとするため、4会場で開催しました。

(1) 次第

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 町政報告
 - ・主な事業と財政概要
- 4 第6次柴田町総合計画後期基本計画の策定について
- 5 柴田町公共施設等総合管理計画等の進捗状況について
- 6 意見交換
- 7 閉会

(2) 開催結果

開催日時	開催場所	対象行政区	参加人数
令和4年 10月7日(金) 18:00~20:00	槻木生涯学習センター	13、14、15、16、17A、17B、 18A、18B、19、20、21、22、 23、24、25、26、27	13人
令和4年 10月8日(土) 13:30~15:30	柴田町役場保健センター	1、2、3、4、5、6A、6B、 7A、7B、8、9A、9B、11A、 11B、11C、11D、12A、12B	31人
令和4年 10月9日(日) 10:00~12:05	西住公民館	30	32人
令和4年 10月9日(日) 13:30~15:30	船迫生涯学習センター	10、28、29A、29B、29C、 29D	26人

資料7 各種団体ヒアリング実績まとめ

将来のまちづくりへの意見や総合計画に盛り込んでほしい施策の内容、現在の活動状況、今後の予定や活動する上での課題等について、今後4年間のまちの取組や施策に関わる団体の方を対象として、柴田町総合計画策定委員会専門部会ごとにヒアリングを実施しました。

No.	団体名	人数	日時・場所
1	専門部会全体会	46	令和4年11月21日(月) 10:00~10:40 柴田町役場保健センター 多目的ホール(3階)
町民生活部会			
1	株式会社ペンギンエデュケーション	1	令和4年11月21日(月) 10:50~12:10 柴田町役場保健センター 入札室(3階)
2	モンテッソーリこどもの家ぽこぽこふなおか	1	
3	小規模認可保育園カラズふなおか園	1	
4	ゆるりんのおうち	1	
5	あんこハウス	1	
6	くまの子	1	
7	たんぼぼ幼稚園・たんぼぼ第二幼稚園	1	
8	社会福祉法人福寿会障害者支援施設 旭園	1	
9	社会福祉法人 はらから福社会	1	
10	老人クラブ 羽山長寿会	1	
農業部会			
1	柴田町花卉生産組合	1	令和4年11月21日(月) 10:50~12:00 柴田町役場保健センター 中会議室(3階)
2	柴田町地産地消推進協議会	1	
都市建設・産業振興合同部会			
1	柴田町商工会	4	令和4年11月21日(月) 10:50~11:20 柴田町役場 委員会室(4階)
2	柴田町工場等連絡協議会	1	
3	柴田町建設工事協議会	4	
4	柴田町上下水道組合	7	
5	柴田町電友会	1	
教育文化部会			
1	柴田町子ども会育成会連絡協議会	7	令和4年11月21日(月) 10:50~12:05 柴田町役場保健センター 多目的ホール(4階)
2	柴田町体育協会	1	
3	柴田町文化協会	1	
4	柴田町小中学校父母教師会連絡協議会	1	
行財政部会			
1	柴田町消防団	4	令和4年11月21日(月) 10:50~12:00 柴田町役場保健センター 大会議室(3階)
2	柴田町婦人防火クラブ連合会	1	
3	宮城県防災指導員(自主防災組織)	1	

資料8 パブリック・コメントの概要

第6次柴田町総合計画後期基本計画（案）に対する 意見・提言について

- 意見募集期間：令和5年2月1日（水）～3月2日（木）
- 意見提出者数：124組（122名、4事業所）
- 意見等の数：197件

〔施策別内訳〕

（単位：件）

区 分		施 策		件数	
序 論	後期基本計画の策定にあたって	1	計画策定の趣旨		
		2	第6次柴田町総合計画の構成と期間		
	計画の基本的視点	1	策定についての考え方		
		2	前期基本計画の振り返り		
		3	基本構想の概要		
		4	人口推移の検証		
	後期基本計画	後期基本計画について	1	後期基本計画の目的と計画期間	
			2	基本目標	
3			施策体系		
重点プロジェクトによる取組		1	歩いて楽しい街中賑わい創出プロジェクト		
		2	逃げ遅れゼロ推進プロジェクト	174	
		3	子ども子育てケアネット構築プロジェクト		
		4	里山を基点とした移住・定住促進プロジェクト		
		5	自治体DX戦略推進プロジェクト		
基本目標1 歩いて楽しい緑豊かな クリエイティブタウンの創造		1-1	コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市整備		
		1-2	安全で快適な生活空間の整備		
		1-3	歩きたくなるガーデンシティの創造		
		1-4	SDGs 未来都市への挑戦		
		1-5	自然と人が共生できる環境の創造		
基本目標2 安全で安心な居ごちの良 まちづくり		2-1	地域防災・減災力の向上	16	
		2-2	交通安全・防犯対策の推進		
		2-3	健康・体力づくりの推進		
		2-4	地域包括ケアシステムの構築と深化	7	
		2-5	地域コミュニティの再構築		
		2-6	地域公共交通の確保		

〔施策別内訳〕

(単位：件)

区 分		施 策		件数
後期基本計画	基本目標 3 まちづくりを担う人材の育成と 子どもたちの成長支援	3-1	移住・定住の促進	
		3-2	子ども・子育て支援の充実	
		3-3	学びを支える教育環境の充実	
		3-4	子どもたちや青少年の成長支援	
		3-5	ジェンダーギャップの解消	
		3-6	生涯学習・スポーツ文化活動の推進	
	基本目標 4 花のまち柴田のブランド化による 稼ぐ力の醸成	4-1	シティプロモーションの推進	
		4-2	新観光まちづくり戦略の展開	
		4-3	インバウンド受入体制の再構築	
		4-4	農業農村の新展開	
		4-5	地域資源を活用した仕事おこし	
		4-6	中小企業の活性化による雇用の確保	
	基本目標 5 デジタル化による 自治体イノベーションの推進	5-1	自治体 DX 戦略の推進	
		5-2	行政サービスのデジタル化	
		5-3	GIGA スクール構想の推進	
5-4		参加と協働連携による持続可能な行政運営		
5-5		行財政運営・公共施設マネジメントの推進		

資料9 数値目標一覧

基本目標1 歩いて楽しい緑豊かなクリエイティブタウンの創造

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
1	都市機能誘導区域内の※ 誘導施設数	70 施設	70 施設	都市建設課 現状維持を目標
2	都市拠点における歩行者 通行量(休日 7:00~19:00)	1,398 人/12h	1,425 人/12h	都市建設課 (R4.11 調査) 現状値の2%アップを目標
3	都市計画道路の整備率 (整備・概成済延長/計画延長)	79.4%	80.4%	都市建設課 見直しにより整備率上げる
4	町道富沢16号線事業進捗率	76.7%	100.0%	都市建設課 全体計画事業費ベース (R5 完了予定)
5	狭あい道路拡幅整備	5 か所	7 か所	都市建設課 柴田町狭あい道路拡幅整備等促進 計画による
6	橋梁補修対象数	6 か所	2 か所	都市建設課 健全度判定Ⅲ橋梁対象による
7	太陽の村施設利用者数	34,360 人	42,000 人	農政課 第2期食と農基本計画R8、第2期総 合戦略のKPIの42,000人(R6)に合 わせる
8	上下水道の有収率	87.19%	89.50%	上下水道課 毎年度0.5%増を目標
9	給水収益に対する企業債 残高比率(※)	200.96%	159.00%	上下水道課 毎年度5%前後の減少を目標
10	下水道整備面積	759.9ha	776.2ha	上下水道課 毎年度3.2haの増を目標 (過去5か年の平均整備面積)
11	下水道長寿命化対策実施率	8.5%	27.6%	上下水道課 柴田町下水道ストックマネジメント 計画(R3-R7)に基づき実施
12	桜の樹木診断本数	12 本	16 本	都市建設課 4地区(1本/地区)の樹木診断を目標
13	フットパスイベント参加者 延べ人数	354 人	480 人	まちづくり政策課 コロナ禍前(R1)実績の水準に設定

※誘導施設：立地適正化計画で定められた医療、高齢者福祉、子育て、教育文化、商業、金融、公共施設のこと。

(※) 印は、現状値からの減少を目標とする指標。

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
14	公園整備に関する満足度	39.6%	40.6%	都市建設課 1ポイント増加を目標
15	エコポイントカード発行数 (累計)	109件	300件	町民環境課 各年38件増を目標
16	公用車におけるEV車等の 台数	1台	3台	町民環境課・財政課 みやぎ環境交付金を活用し2台増 を目標
17	一人1日当たり家庭ごみ 排出量(※)	639g	589g	町民環境課 各年10g減を目標
18	リサイクル率の向上	14.8%	18.0%	町民環境課 各年0.64%増を目標
19	生ごみ処理容器設置補助	3件	13件	町民環境課 各年2件増を目標
20	未水洗化人口(※)	4,342人	3,500人	町民環境課 R3年度比約80%を目標
21	環境指導員数	18人	20人	町民環境課 R5・R7任期毎に1名増を目標
22	有害鳥獣による農作物被害 金額(※)	1,553千円	1,000千円	農政課 R2より35%減を目標

(※) 印は、現状値からの減少を目標とする指標。

基本目標2 安全で安心な居ごこちの良いまちづくり

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
23	宮城県防災指導員数	206人	250人	総務課 各自主防災組織に5人
24	防災行政無線戸別受信機 (防災ラジオ)の配備数	746個	1,500個	総務課 毎年度200個配布
25	災害時応援協定事業者数	30事業所	34事業所	総務課 毎年度1事業所増
26	火災発生件数(※)	11件	5件	総務課 発生件数6件減
27	消防団員数	268人	300人	総務課 条例による定員300人を目標

(※) 印は、現状値からの減少を目標とする指標。

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
28	消防団協力事業所数	3事業所	7事業所	総務課 毎年度1事業所増
29	鷺沼排水区公共下水道雨水整備率	42.2%	59.8%	上下水道課 第I期(幹線管路)
30	槻木白幡地区雨水対策事業整備率(事業費ベース)	5.8%	49.5%	都市建設課 現状値の8.5倍程度増
31	町内交通事故発生件数(※)	76件	62件	宮城県警察本部交通部「(令和3年中)みやぎの交通事故」 各年5%減を目標
32	交通安全講習会開催回数	1回	3回	まちづくり政策課 近年の交通事故の情勢を鑑みて開催回数を増
33	刑法犯罪認知件数(町内)(※)	140件	120件	まちづくり政策課 各年3.5%減を目標
34	防犯灯数	3,685灯	3,765灯	まちづくり政策課 各年20灯増を目標
35	特殊詐欺撃退電話機等購入費補助金支給件数	4件	25件	まちづくり政策課 各年5件増を目標
36	※健康づくり教室等への参加者数	114人	630人	健康推進課 令和4年度見込数(430人)より、毎年50人増を目標
37	健康しばたサポーターの人数の増加	12人	30人	健康推進課 2年毎に募集予定
38	乳児家庭の全戸訪問の実施	100.0%	100.0%	健康推進課 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に対し、保健師または助産師による家庭訪問を実施
39	特定保健指導実施率	26.7%	60.0%	健康推進課 第3期特定健康診査実施計画目標値(H30~R5)
40	特定健診受診率	42.4%	60.0%	健康推進課 第3期特定健康診査実施計画目標値(H30~R5)
41	救急安心カードの普及世帯数	1,893世帯	2,025世帯	福祉課 R3年度末時点の7%増
42	避難行動要支援者登録者数	484人	532人	福祉課 R3年度末時点の10%増
43	介護予防教室受講者数	207人	900人	福祉課 H30年度実績の水準まで回復

(※) 印は、現状値からの減少を目標とする指標。

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
44	認知症サポーター養成講座開催回数	0回	9回	福祉課 各中学校区で年3回開催目標
45	ヘルプマーク・ヘルプカードの配布数	63枚	80枚	福祉課 新規手帳申請者の5割以上
46	障がいを理解するための研修会参加者数	0人	30人	福祉課 町主催事業を年1回以上開催
47	地域コミュニティ情報交換会の開催回数	0件	2件	まちづくり政策課 年間2回を想定
48	デマンド型乗合タクシーの1日当たりの利用者数	62.9人	70.0人	まちづくり政策課 コロナ禍前(R1)実績の水準に設定

※健康づくり教室等：

まちづくり出前講座(健康教育)、各種健康相談・健康教室、健康セミナー等への参加者数のこと。

基本目標3 まちづくりを担う人材の育成と子どもたちの成長支援

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
49	移住イベント相談人数	3人	20人	まちづくり政策課 各年4人増を目標
50	空き家バンク登録件数	0件	7件	まちづくり政策課 制度策定後、各年2件増を目標
51	保育所等利用待機児童数 (※)	16人	0人	子ども家庭課 新子育て安心プラン実施計画においての目標数値
52	ファミリー・サポート・センター事業援助活動件数	388件	420件	子ども家庭課 毎年2%増を目標
53	子ども食堂の利用人数	0人	100人	子ども家庭課 直近(R2年度)の利用人数73人≒100人を目標
54	学校施設のLED化	4校	9校	教育総務課 小中校合わせて9校にて実施
55	学校が楽しいと感じる児童の割合	90.0%	92.0%	教育総務課 現状値の2%増を目標
56	学校が充実していると感じる生徒の割合	90.0%	92.0%	教育総務課 現状値の2%増を目標

(※) 印は、現状値からの減少を目標とする指標。

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
57	しばたっ子応援団登録事業所数	45 団体	49 団体	生涯学習課 毎年1団体増を目標
58	ジュニア・リーダー派遣件数	0 件	15 件	生涯学習課 令和5年度(5件)を目標とし、 3件/年増を目標
59	審議会等における女性委員登用率	39.5%	※35%以上	まちづくり政策課 第5次しばた男女共同参画プランより
60	全スポーツ施設の利用者数	120,750 人	168,000 人	スポーツ振興課 コロナ禍前(R1 168,000人)程度 まで回復を目標
61	歴史に関する講座参加者延べ人数	307 人	319 人	生涯学習課 各年1%の増を目標
62	茶会等参加者延べ人数	一人	1,333 人	生涯学習課 令和元年度末時点の4%増
63	小中学校における郷土学習の支援回数	5 回	7 回	生涯学習課 令和3年度末時点から2回増
64	史跡等案内事業及び遺跡見学会の実施回数	5 回	7 回	生涯学習課 令和3年度末時点から2回増
65	資料展示館思源閣観覧者数	3,951 人	4,111 人	生涯学習課 各年1%の増を目標
66	柴田町図書館における図書貸出冊数	103,319 冊	108,484 冊	生涯学習課 現状値から5年で5%増

※審議会等における女性委員登用率の目標値について：

第5次しばた男女共同参画プランの目標値を本計画の目標値としますが、現状値(39.5%)を維持した取組を目指します。

基本目標4 花のまち柴田のブランド化による稼ぐ力の醸成

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
67	桜まつり外国人観光客数	0 人	5,000 人	商工観光課 コロナ禍前(H30 5,000人)程度 まで回復を目標
68	観光客入込数	150,081 人	520,000 人	県観光統計(1~12月) コロナ禍前の入込数を指す
69	スロープカー乗車人数	14,903 人	40,000 人	商工観光課 コロナ禍前(H30 41,089人)程度 まで回復を目標

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
70	船岡城址公園歴史ウォーク参加人数(累計)	33人	200人	商工観光課 50人/年程度増を目標
71	四季の里山ハイキング参加者数	110人	125人	生涯学習課 25人×5回を目標
72	家庭園芸講座参加者数	86人	90人	生涯学習課 10人×9回を目標
73	桜まつり外国人観光客数(再掲)	0人	5,000人	商工観光課 コロナ禍前(H30 5,000人)程度まで回復を目標
74	柴田町日中友好協会文化交流書画展来場者数	250人	300人	まちづくり政策課 1年あたり10人増
75	遊休農地の残存率(※)	2.8%	0.0%	農政課・農業委員会 「農地等の利用の最適化に関する指針」による
76	ほ場整備事業の事業採択数	3地区	6地区	農政課 第2期食と農基本計画より
77	こだわり米の生産割合	28.0%	35.6%	農政課 第2期食と農基本計画より
78	スマート農業を導入した経営体数	1経営体	10経営体	農政課 第2期食と農基本計画より
79	新規就農者数	3人	6人	農政課 第2期食と農基本計画より
80	農業法人数	5経営体	8経営体	農政課 第2期食と農基本計画より
81	農村体験プログラム参加者数	87人	300人	農政課 第2期食と農基本計画より
82	太陽の村と民間農泊施設の宿泊人数	1,228人	2,800人	農政課 コロナ禍前(2,800人)程度まで回復を目標
83	特産品開発の支援件数(累計)	3件	7件	商工観光課 1件/年増を目標
84	学校給食の地場産食材の導入数	7品目	10品目	農政課 第2期食と農基本計画より
85	農産物直売所・加工所売上	4,000万円	6,200万円	農政課 第2期食と農基本計画より
86	創業件数(累計)	2件	6件	商工観光課 1件/年増を目標
87	シルバー人材センター会員数	271人	310人	商工観光課 毎年10人増を目指す

(※) 印は、現状値からの減少を目標とする指標。

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
88	企業情報ガイダンス参加者数	8人	50人	商工観光課 毎年10人増を目指す
89	認定職業訓練受講者数	334人	350人	商工観光課 定員約400人に対する受講数

基本目標5 デジタル化による自治体イノベーションの推進

No	成果指標名	現状値 (令和3年度末時点)	目標値 (令和8年度)	現状値データ
				目標水準設定理由
90	デジタル化により利便性向上が図られる住民サービスの事業数	—事業	8事業	まちづくり政策課 年間2事業を新規実施
91	AI、RPAの活用により削減される職員の業務処理時間	142時間	500時間	まちづくり政策課 年間75時間削減増
92	柴田町 LINE 公式アカウント登録者数	2,594人	5,000人	まちづくり政策課 年間500人の新規登録
93	ICTを効果的に活用できていると感じる児童生徒の割合	—	90.0%	教育総務課 児童生徒のICT活用の満足度調査
94	まちづくり推進センター登録団体数(累計)	33団体	37団体	まちづくり政策課 各年1団体増を目標
95	まちづくり推進センター利用者数	4,519人	5,087人	まちづくり政策課 各年3%増を目標
96	まちづくり提案制度提案件数(累計)	39件	43件	まちづくり政策課 各年1件増を目標
97	まちづくり出前講座実施回数(累計)	14回	18回	まちづくり政策課 各年1回増を目標
98	地方債現在高比率(※)	203.1%	195.0%	財政課 各年2%減を目標
99	専門研修受講者数(累計)	22人	30人	総務課 全職員の1割を目標
100	高ストレス職員割合(※)	15%	10%	総務課 5%減を目標
101	男性職員の育児休暇取得率	14%	30%	総務課 16%増を目標
102	「広域的な連携によるまちづくりの状況」に関する満足度	12.5%	14.5%	まちづくり政策課 2ポイント上昇を目標

(※) 印は、現状値からの減少を目標とする指標。

第6次柴田町総合計画
後期基本計画

令和5年3月 発行

発行者 宮城県 柴田町

編集 まちづくり政策課

〒989-1692 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3-45

電話: 0224-54-2111

FAX: 0224-55-4172

町ホームページ: <https://www.town.shibata.miyagi.jp/>

心のまち楽田

